

三原市下水道事業経営戦略

令和4年度～令和14年度
(案)



令和4年 月

三 原 市

1	三原市下水道事業経営戦略の概要	4
	(1) 改定の経緯	
	(2) 令和4年度経営戦略に関する基本的な考え方	
2	事業概要	5
	(1) 事業の沿革	
	(2) 雨水施設の整備状況	
	(3) 汚水施設の整備状況	
	(4) 使用料について	
	(5) 組織について	
	(6) 民間活力の利用等	
3	経営の状況	13
	(1) 当市の決算概況	
	(2) 経営状況の分析	
4	汚水事業の将来計画について	18
	(1) 三原市下水道事業経営審議会の答申を受けた将来計画の考え方について	
	(2) 下水道接続人口の予測	
	(3) 将来的な有収水量について	
	(4) 施設の見通し	
	(5) 組織の見通し	
	(6) 資本的収支の将来計画について(汚水事業)	
	(7) 収益的収支の将来計画について(汚水事業)	
	(8) 審議会が提案する料金改定に対する市の考え方について	
	(9) 使用料の料金改定について	
5	雨水整備計画について	33
6	経営方針	34

7 将来計画（全体版）について	35
（1）投資・財政計画（収支計画）について	
（2）将来計画を推計するにあたっての前提条件	
（3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	
別表1 投資・財政計画（収支計画）汚水事業版	40
別表2 投資・財政計画（収支計画）全体版	44
別表3 投資・財政計画（収支計画）事業別版	50
参考資料1 今後の汚水施設の整備区域	80
参考資料2 雨水整備計画	81
参考資料3 用語集	82
参考資料4 三原市下水道事業経営審議会 答申書	85
参考資料5 令和4年3月 当初検討案	99
参考資料6 令和4年7月 再検討案	101

1 三原市下水道事業経営戦略の概要

(1) 改定の経緯

下水道は、家庭や事業所からの汚れた水をきれいにして河川に戻し、道路や宅地に降った雨水を速やかに排除するなど、安全で快適な生活環境の維持と河川等の公共水域の保全に必要な役割を担っています。本市の下水道事業も、汚水処理事業として公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び小型浄化槽事業（市町設置型）を実施しています。雨水対策事業としては浸水対策を中心に、管渠の整備、ポンプ場設備の整備及び改築更新等を実施しています。

しかしながら、近年の社会情勢の著しい変化や地方行財政を取り巻く厳しい環境の下で、将来的にも下水道事業を維持していくために、経営基盤強化推進の基本となる指針を示すため、平成 28 年 12 月に「三原市下水道事業経営戦略」を策定しました。さらに、令和 2 年 4 月から三原市下水道事業は自らの損益状況や財政状態を的確に把握するため公営企業会計を導入し、令和 2 年 6 月に「三原市下水道事業経営戦略（令和 2 年度～令和 11 年度）」を策定し、令和 2 年 9 月に三原市下水道事業経営審議会設置条例を制定し、令和 3 年 1 月に下水道事業における経営の健全化に資するため、学識経験を有する者を含めた三原市下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を設置しました。

審議会は令和 3 年 1 月から審議を行い、令和 3 年 12 月 23 日に三原市長に対し答申書を提出しました。この審議会の答申を尊重し、経営戦略を改定するものです。

(2) 令和 4 年度経営戦略に関する基本的な考え方

① 計画の目的

経営戦略は、当市の下水道事業が将来にわたって安定的な事業を継続していくために策定する中長期的な経営の基本計画です。より効果的・効率的な事業を行い、国が示す繰出基準に基づかない一般会計繰入を行わず、将来的な収支均衡（黒字化）を維持し、経営の健全化を図るために策定します。

② 計画期間に関する考え方

計画期間は、一般会計繰入金のうち、「高資本対策に要する経費」に対する繰出基準が無くなる令和 5 年度を含む令和 4 年度～令和 14 年度の 11 年間としています（一般会計繰入金の詳細については後述します）。

③ 経営戦略の公開に関する考え方

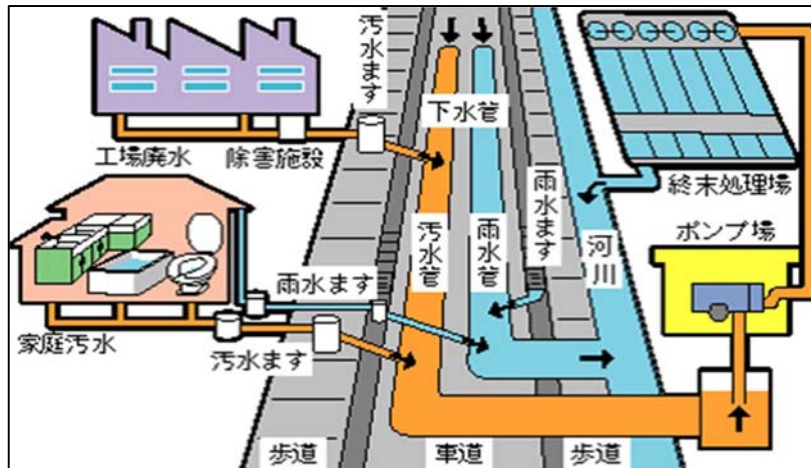
経営健全化に向けた議論の契機とするため、公開することが必要と考え、最終的な経営戦略（案）の改定後、パブリックコメントを実施した後に市ホームページ等により公開します。

また、3～5 年ごとに見直しを行い、同様に市ホームページ等により公開します。

2 事業概要

(1) 事業の沿革

下水道には、雨水と汚水を1つの管に集めて終末処理場で処理する合流式と、雨水と汚水を別の管で集め、雨水は直接河川へ流し、汚水のみを終末処理場で処理を行う分流式の2つの整備方法があります。分流式は河川等の水質汚濁防止の観点で有利であるため、当市では分流式を採用しています。

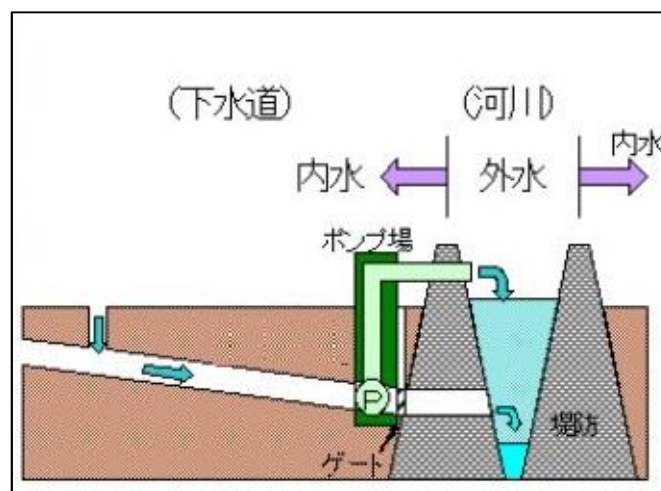


図表1 下水道の役割（国土交通省ホームページより）

(2) 雨水施設の整備状況

都市に降った雨が河川等に排水されず発生する内水氾濫は、都市機能を維持するために防止しなければなりません。この役割を担うのが、下水道事業で整備する管渠やポンプ場施設です（図表2、図表3）。

当市の雨水事業の整備状況は図表4のとおりです。



図表2 雨水施設の役割

（国土交通省ホームページの画像データを一部加工して使用しています）



図表 3 城町第 3 雨水排水ポンプ場（令和 3 年 12 月供用開始）

図表 4 雨水事業の整備状況（令和 3 年 3 月末現在）

	管渠（km）	ポンプ場（箇所）
公共下水道事業	71.2	21
漁業集落排水事業	2	2
合計	73.2	23

(3) 汚水施設の整備状況

汚水施設の事業概況は、図表5のとおりです。

図表5 事業別概況

区 分	供用開始年度	処理区域内人口 密度（人/㎢）※1	処理場数	流域下水道 への接続
公共下水道事業	平成5年度	3,571.90	なし	あり※2
特定環境保全公共下水道事業	平成8年度	2,901.08	1	あり※2
農業集落排水事業	昭和60年度	1,532.88	2	なし
漁業集落排水事業	平成15年度	6,371.43	1	なし
小型浄化槽事業（市町設置型）	平成14年度	1,991.67	-	なし

※1 令和3年3月末現在の実績値。

※2 公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業（三原・本郷地域）は、広島県が所管する沼田川流域下水道に接続しています。また、特定環境保全公共下水道事業（大和地域）は、大和（和木）地域で独自の処理場で汚水処理をしています。

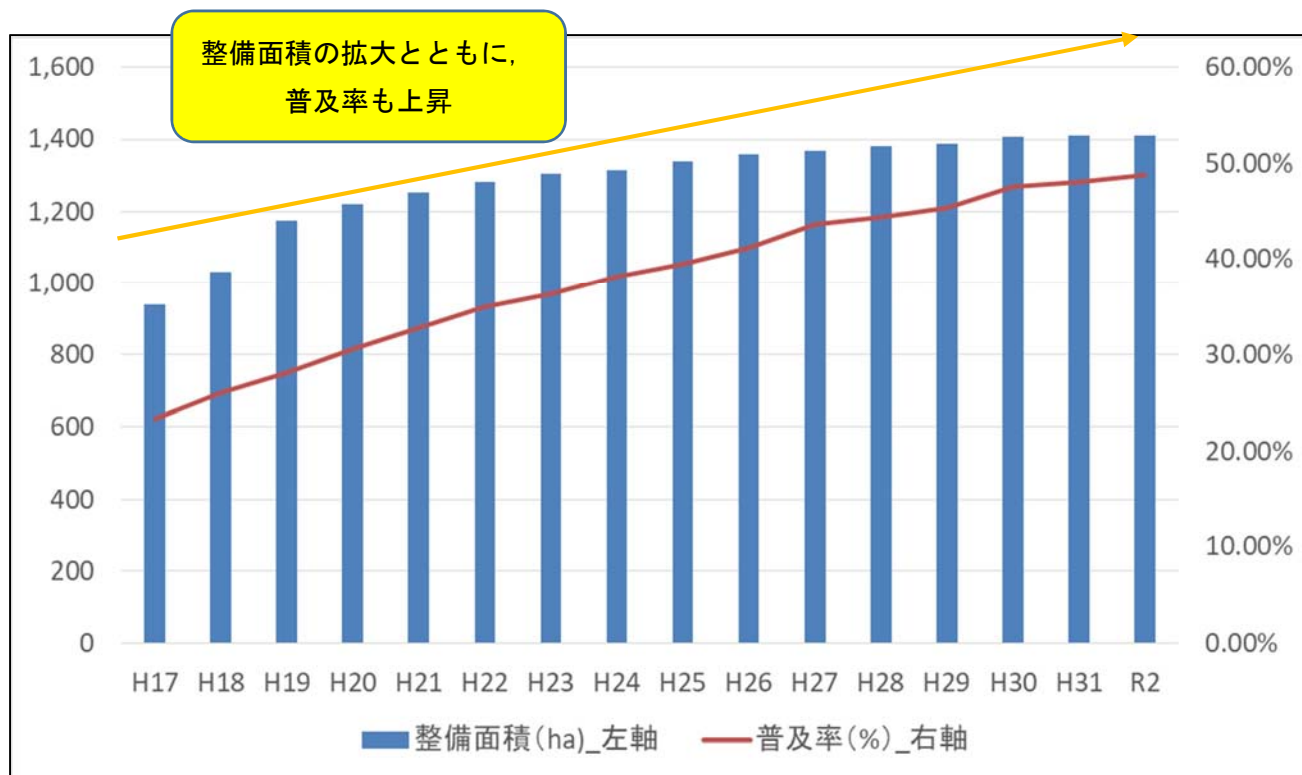
農業集落排水事業、漁業集落排水事業については事業が概成しています。小型浄化槽事業（市町設置型）は10基/年の整備を実施しています。

公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業の令和3年3月末現在の整備状況は図表6、さらに整備面積と普及率の過去からの推移は図表7のとおりです。

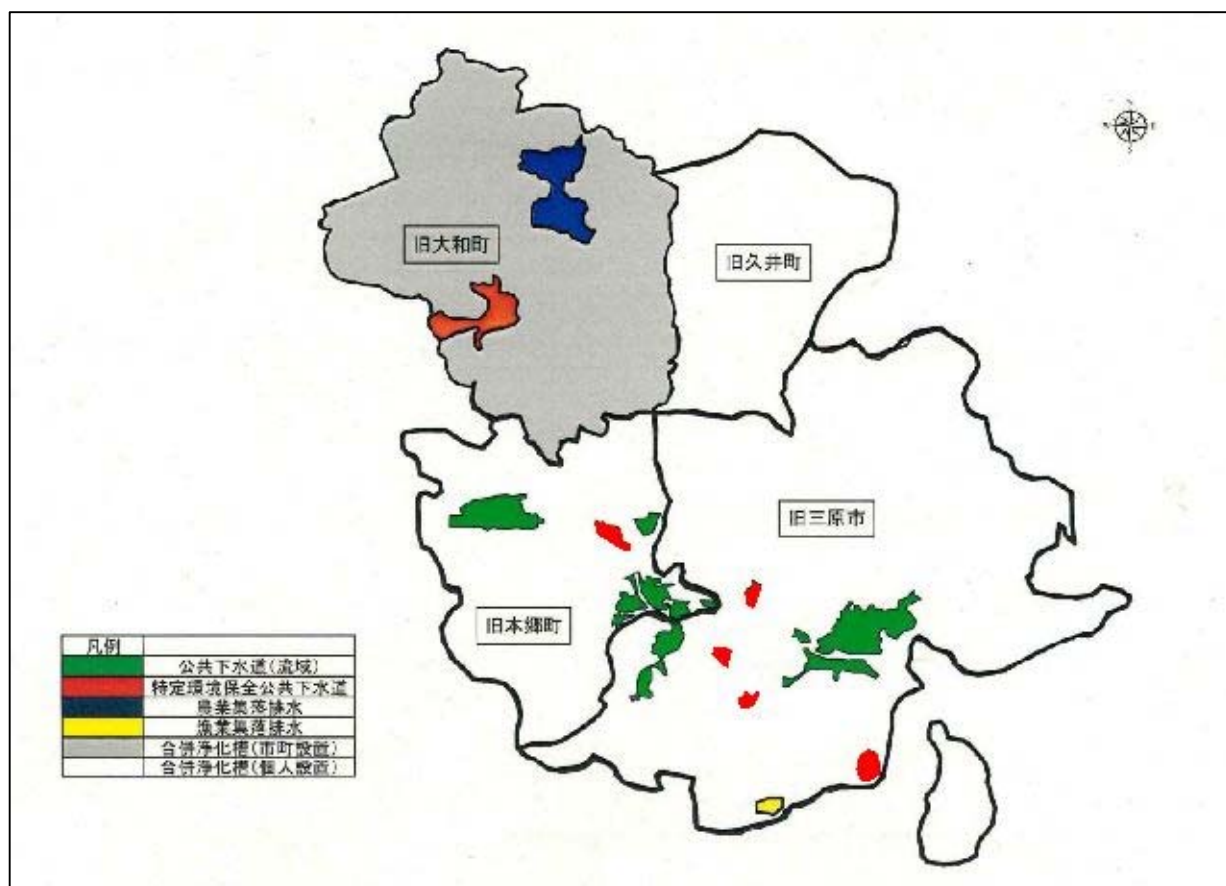
令和3年3月末現在の普及率は48.8%ですが、事業開始から整備面積の拡大を図り、徐々に未普及解消を行っています。

図表6 公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業の整備状況（令和3年3月末現在）

	(A) 計画面積	(B) 整備面積	(C) 整備率 (B/A)	(D) 普及率
公共下水道事業	1,460.9 ha	1,300.8 ha	89.0 %	45.9 %
特定環境保全公共下水道事業	163.6 ha	107.8 ha	65.9 %	2.9 %
合計	1,624.5 ha	1,408.6 ha	86.7 %	48.8 %



図表 7 公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業 整備面積・普及率の推移



図表 8 事業エリア図

(4) 使用料について

下水道事業の汚水事業の財源の一つが、下水道を使用されている方にご負担いただく使用料です。当市では、上水道が整備され水道メーターの水量に応じ下水道使用料を算出している旧三原・本郷地域と、上水道が未普及のため水量に応じた下水道使用料算出が困難であり人頭制をとっている大和地域とに分かれています。このため、当市全体で使用料体系を統一することが困難な状態です。

図表 9 事業別使用料単価及び使用料体系

区 分	地 区	使用料（税抜）	使用料体系
公共下水道事業	旧三原・本郷地域	2,500 円/20 m ³	従量制
特定環境保全公共下水道事業	本郷町船木地域外	2,500 円/20 m ³	従量制
	大和地域	2,500 円/1 世帯 1 人	人頭制※1
農業集落排水事業	大和地域	2,500 円/1 世帯 1 人	人頭制※1
漁業集落排水事業	旧三原地域	2,500 円/20 m ³	従量制
小型浄化槽事業（市町設置型）	大和地域	2,500 円/1 世帯 1 人	人頭制※1

※1 人頭制の 1 世帯 1 人は基本料 1,800 円に 1 人につき 700 円を加算したもの。

当市の使用料収入の約 9 割は公共下水道事業で賄われています。公共下水道事業の使用料体系は、家庭用・事業用にかかわらず従量使用料制のうち累進使用料制を採用し、汚水排水量が増えるほど、使用料単価が高くなるよう設定されています（図表 10）。過去 3 年間の条例上の使用料と実質的な使用料の関係は図表 11 のとおりです。

図表 10 使用料表（三原・本郷地域）

基本水量	基本料金	超過水量	超過料金 （税抜円/m ³ ）
10 m ³ まで	1,100 円	11 m ³ ～20 m ³	140 円
		21 m ³ ～30 m ³	160 円
		31 m ³ ～50 m ³	180 円
		51 m ³ ～100 m ³	190 円
		101 m ³ ～	200 円

図表 11 実質的な使用料との比較（三原・本郷地域）

年 度	条例上の使用料 (税抜円/20 m ³)	実質的な使用料 (税抜円/20 m ³) ※1
平成 30 年度	2,500 円	3,122 円
平成 31 年度	2,500 円	3,247 円
令和 2 年度	2,500 円	3,044 円

※1 使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたもの。

平成 30・31 年度は特別会計のため使用料の収納済額，令和 2 年度は公営企業会計のため使用料の発生額を計算根拠額とする。

(5) 組織について

平成 31 年度までは下水道事業を所管する部署が複数に分散していましたが、令和 2 年 4 月の公営企業会計化に伴い組織の見直しを図り職員を 1 名減少させ、さらに令和 3 年 4 月現在、当市全体で考えた場合における事務の効率化で他の部署からの事務受託を含めた職員数 16.1 名（会計年度任用職員 1 名を含む）体制としています。

図表 12 下水道事業職員数の推移

(単位:人)

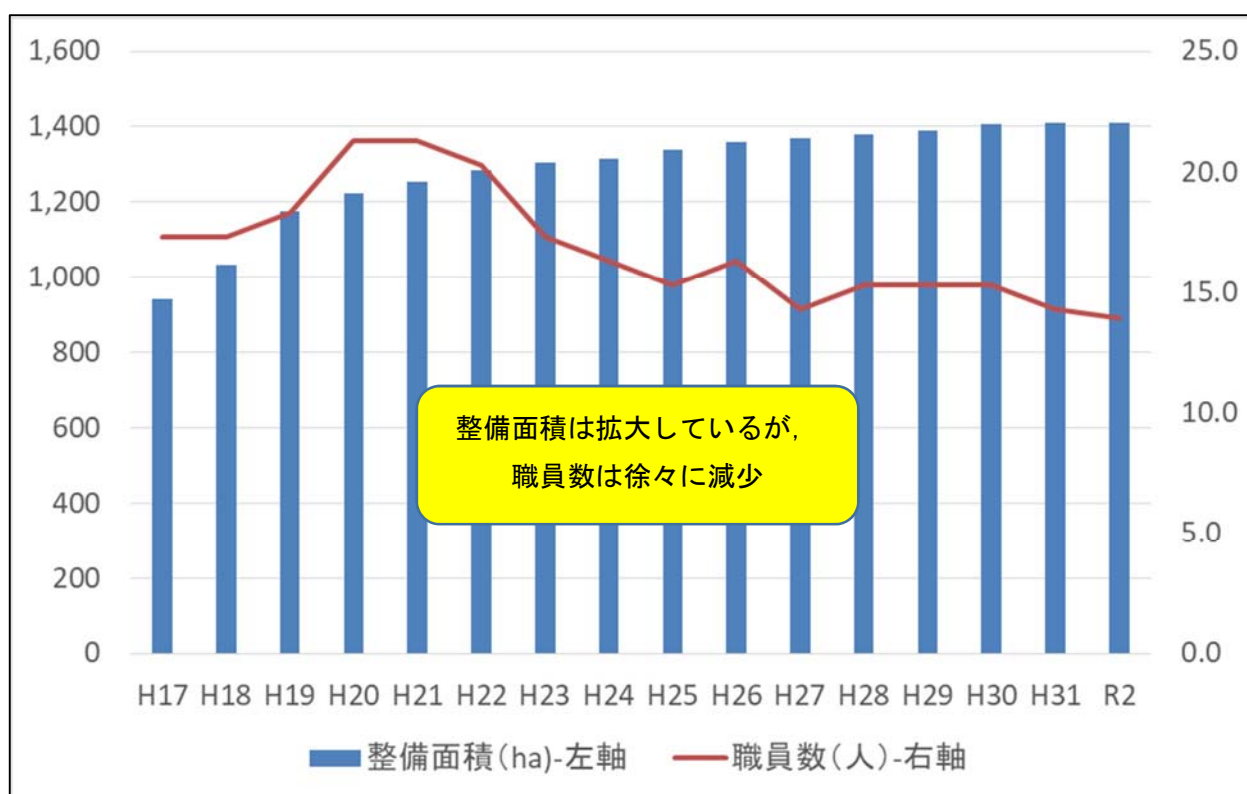
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
職員数	20.4	20.4	21.4	24.4	24.4	23.4	20.4	19.4	18.4
うち、汚水のみ	17.3	17.3	18.3	21.3	21.3	20.3	17.3	16.3	15.3

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4～
職員数	19.4	17.4	18.4	18.4	18.4	17.4	17.0	16.1	16.1
うち、汚水のみ	16.3	14.3	15.3	15.3	15.3	14.3	13.9	13.0	13.0

※1 R3以降の職員数には会計年度任用職員1名を含む。

※2 職員数は事務工数で集計しているため、端数を含む。

図表 13 は、汚水事業の整備面積と職員数の推移を示したものです。未普及解消を目的に整備面積は拡大していますが、業務の効率化を図り、組織をスリム化させてきました。



図表 13 汚水事業 整備面積と職員数の推移

(6) 民間活力の利用等

① 民間活用の状況

令和2年度に下水道施設を管理する部署を一本化したことから、下水道事業を所管する下水道整備課が管理する区域が拡がりました。ポンプ場やマンホールポンプ等の施設に係る管理業務については、業務の多くを民間企業に委託していますが、管理委託の中で発見される機器不良や故障等の対応は、全て職員が状況を確認したうえで調達事務等を行っています。

公民が連携して公共サービスの提供を行う仕組みである PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）について導入実績はありませんが、下水道施設の修繕や更新を含めた、包括的な民間委託等を検討し、職員の適正な配置とコストの低減に努めていきます。

② 資産活用の状況

現状、土地・建物等で下水道事業の実施に不可欠な資産を活用しています。今後施設整備に伴い、遊休資産が発生しない取組を行っています。

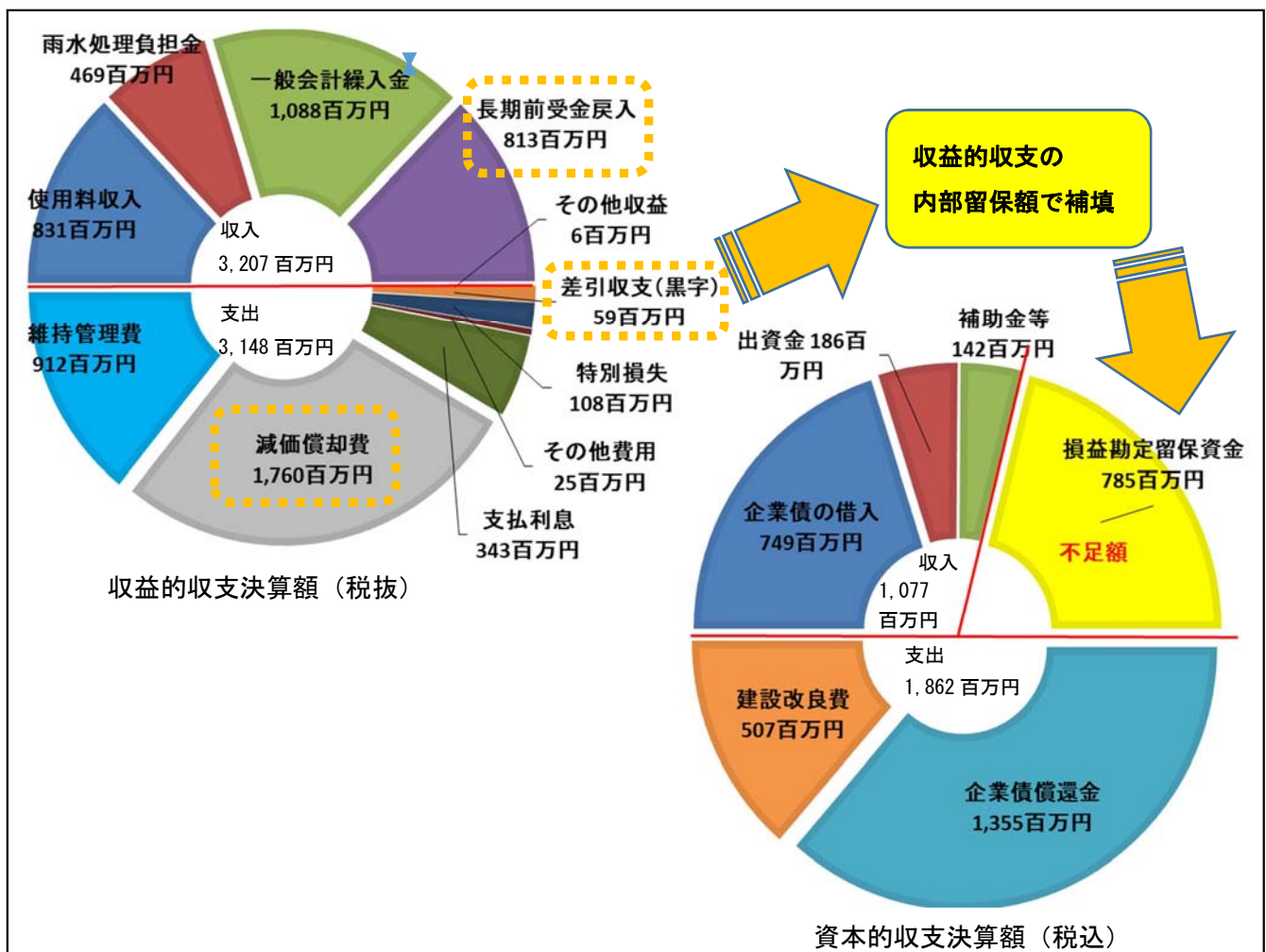
3 経営の状況

(1) 当市の決算概況

下水道事業は管渠やポンプ場等の施設を維持管理しながら、事業経営を行っています。収益的収支を見ると、施設の維持管理費や減価償却費を使用料収入や一般会計繰入金等で賄いながら、事業を継続していることがわかります。

対して、資本的収支の支出額の大半は、過去借り入れた企業債の償還金が占めています。資本的収入から資本的支出を差し引いた財源不足額は、収益的収支の黒字額と現金を必要としない費用（減価償却費等）から現金を伴わない収益（長期前受金戻入）を差し引いた内部留保額（1,760百万円-813百万円=947百万円）で補填しています。

令和2年度の収益的収支の当期純利益は59百万円で黒字経営となっていますが、維持管理費や支払利息等の費用の全てを使用料収入で賄い切れていません。



図表 14 令和2年度下水道事業決算額の内訳

(2) 経営状況の分析

当市の下水道事業の使用料収入の約9割は、公共下水道事業です。公共下水道事業を除く4つの事業は事業規模が小さく単独事業としての採算を維持していくことが困難です。そのため、公共下水道事業を主軸とし、下水道事業全体で採算性を図る必要があります。

そのため、「経営戦略策定ガイドライン」に基づき、当市の公共下水道事業について、他市町の令和元年度経営比較分析表を用いて、経営分析を行いました。

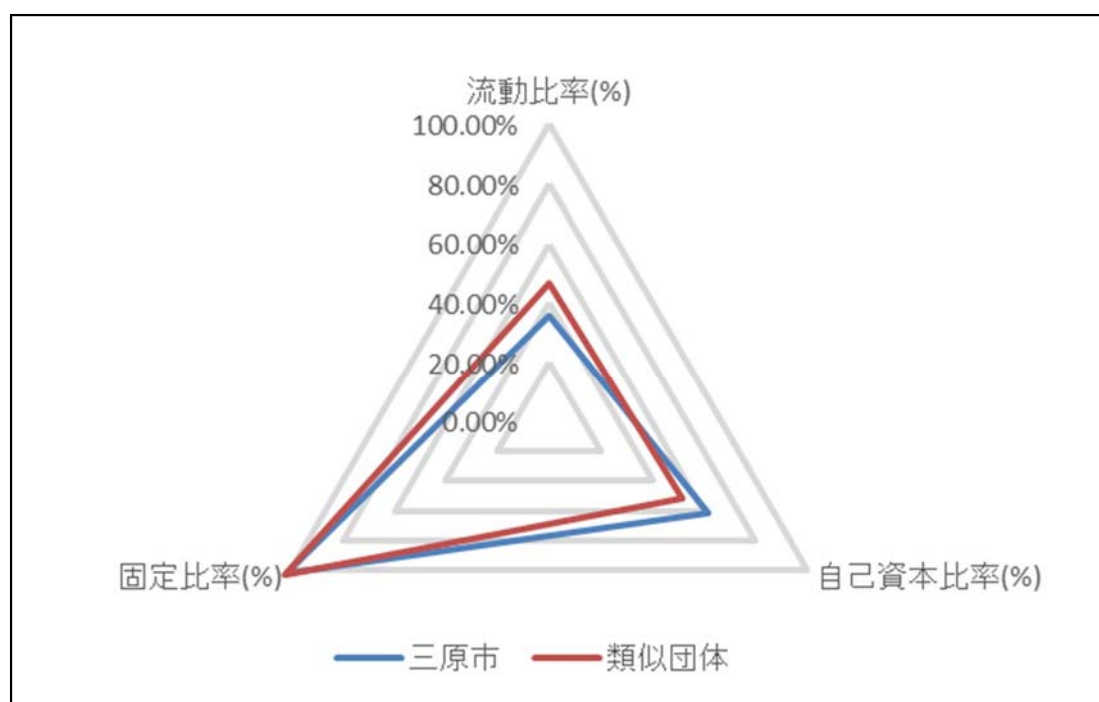
① 財務に関する分析

流動比率は類似団体に比べて下回っています。現預金及び1年以内に回収予定の債権（未収入金等）に比べて、1年以内に支払予定の債務（未払金、企業債等）が多い状態にあり、短期的な財務安定度が低い状態です。

しかしながら、自己資本比率は類似団体を上回り、総資産に対して企業債等を除いた資本金等の比率が大きい状態であるため、企業債への依存度が低く、財務健全性に問題はないといえます。

また、固定比率は長期的な財務安定度を示しますが、類似団体とほぼ同値です。

多少の優劣はありますが、ほぼ類似団体並みの財務状態といえます。



図表 15 財務に関する分析

※類似区分は、国の「令和元年度『経営比較分析表』類似団体区分」を基に選定しています。

当市は、処理区域内人口区分3万人以上10万人未満、処理区域内人口密度区分50人/ha未満、供用開始後年数区分30年未満に該当します。広島県内で同区分の団体はありませんが、広島県外では、岡山県津山市、三重県松阪市等が該当します。

※図表上の差異は偏差値の差異であり、絶対値ではありません。

※各指標の内容については、参考資料3を参照してください。

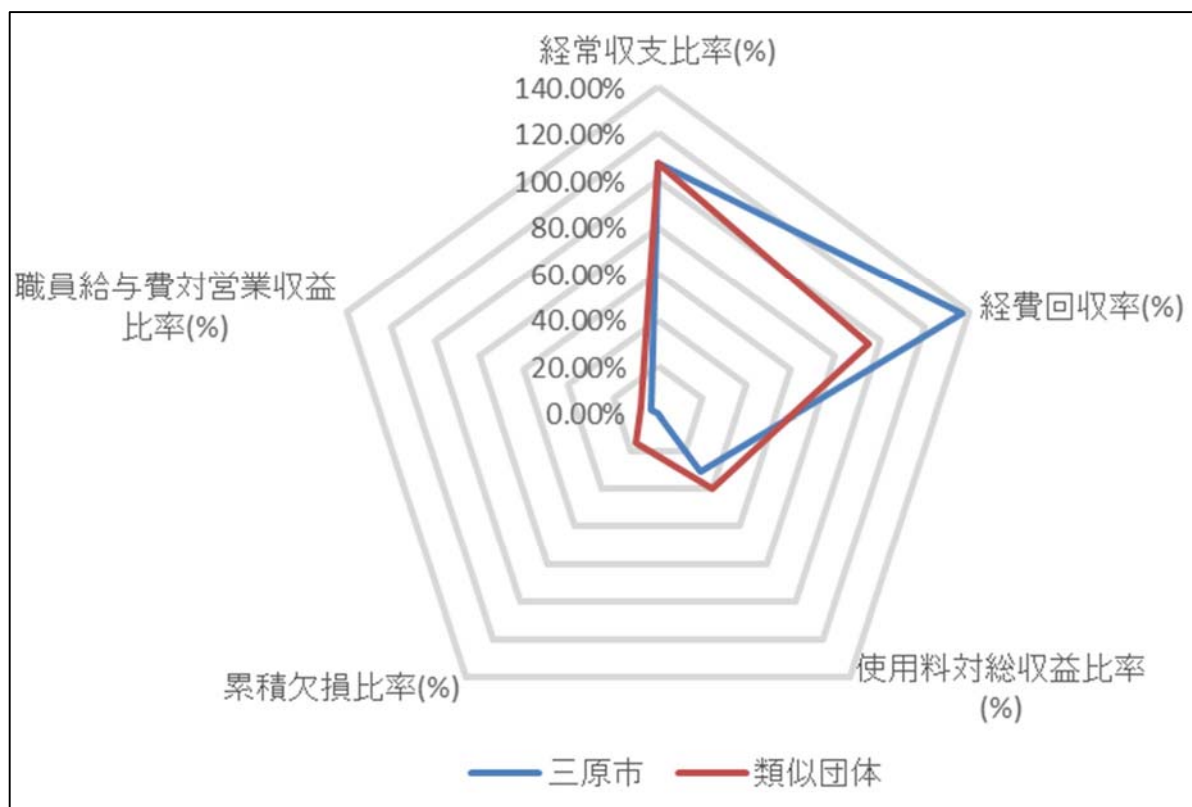
② 収益性に関する分析

経常収支比率は、汚水・雨水を含めた維持管理費等の経費を使用料や一般会計繰入金等の収益でどの程度賄えているかを示しますが、類似団体とほぼ同じ割合です。

対して、経費回収率は、汚水処理に係る維持管理費等の経費（一般会計繰入金で賄っている経費を除く）を使用料でどの程度賄えているかを示しますが、類似団体を上回っています。また、職員給与費対営業収益比率は、営業収益に対する職員給与費の割合を示しますが、類似団体に比べて低くなっており、業務効率化を図りスリム化された組織で、効率的な収益をあげていることがわかります。

さらに、図表 14 のとおり、当市の下水道事業は黒字を確保していることから、累積欠損金もありません。

しかしながら、使用料対総収益比率は、総収益に対する使用料が占める割合ですが、類似団体に比べて低く、一般会計からの繰入金に頼っていることがわかります。



図表 16 収益性に関する分析

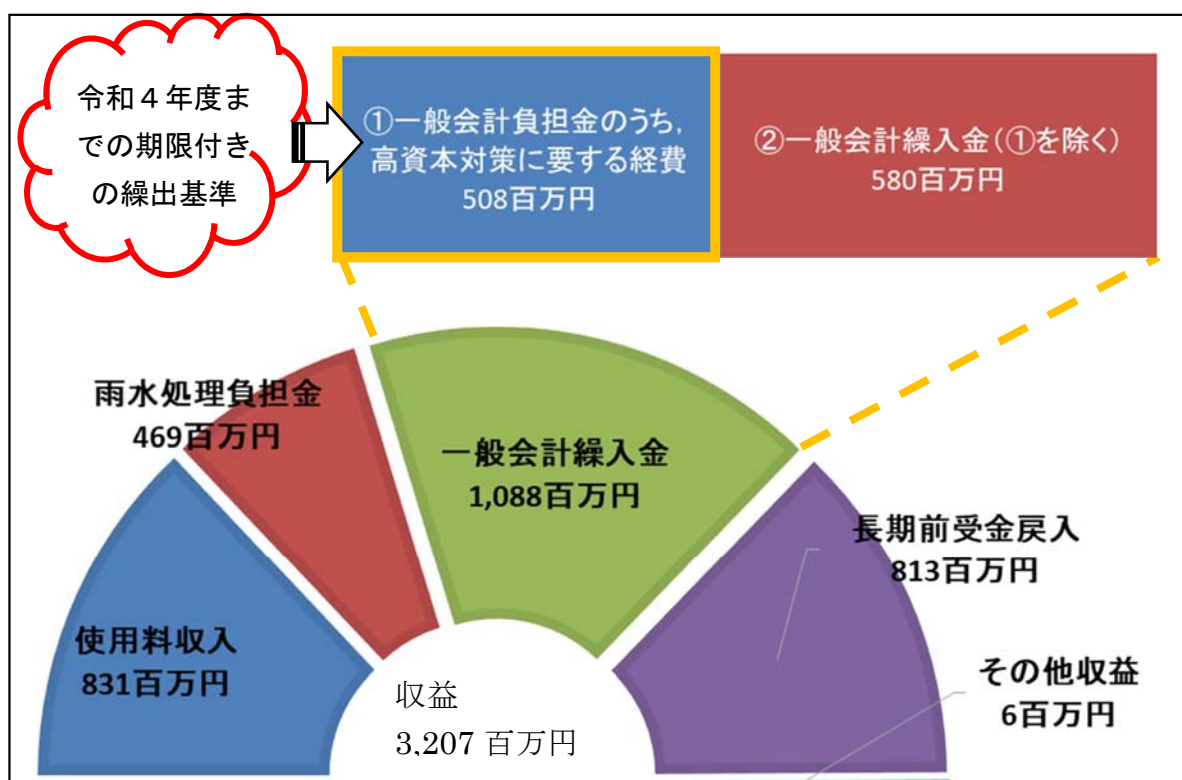
下水道事業の事業活動を支える財源の考え方に「雨水公費・汚水私費の原則」があります。これは、雨水排除に係る経費は公費（一般会計からの繰入金）で賄い、汚水処理に係る経費は下水道を使用される方からの下水道使用料で賄うべきというものです。

図表 17 は、当市の下水道事業の収益的収入の令和 2 年度決算額の内訳です。

雨水処理負担金約 469 百万円は、雨水公費の考え方に基づき、雨水処理に係る維持管理費や企業債利息等を一般会計が負担するものです。

対して、一般会計繰入金を約 1,088 百万円計上しており、総収益の約 34%を占めています。汚水私費が原則ではありますが、これは、令和 2 年 4 月 1 日付総務副大臣通知「令和 2 年度の地方公営企業繰出金について」に基づく繰出基準（以下「繰出基準」という。）に従って算出されたものです。

令和 2 年度の一般会計繰入金のうち約 508 百万円は「高資本費対策に要する経費」に対する繰出基準です。これは「建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となっている下水道事業について、資本費負担の軽減を図ることにより経営の健全性を確保することを目的」としています。具体的には、事業開始 30 年未満の下水道事業に対する繰入であり、初期の多額な管渠等の汚水施設の整備費について、事業開始後 30 年の間は、下水道の利用者が負担する下水道使用料への転嫁ではなく、一般会計が下水道事業に対し繰出を行うべきという考えに基づくものです。



図表 17 令和 2 年度 収益的収入と一般会計繰入金の内訳

このように、「事業開始後 30 年の間」という期限付きの高資本対策に要する経費に対する繰出基準による一般会計繰入金が、当市の下水道事業を支える大きな収入源となっています。

当市の下水道事業は、事業開始 30 年を迎え、「高資本費対策に要する経費」に対する繰出基準の対象外となる令和 5 年度以降に約 508 百万円という大きな収入源の一つを無くすことになります。これが当市の下水道事業が抱える喫緊の課題です。

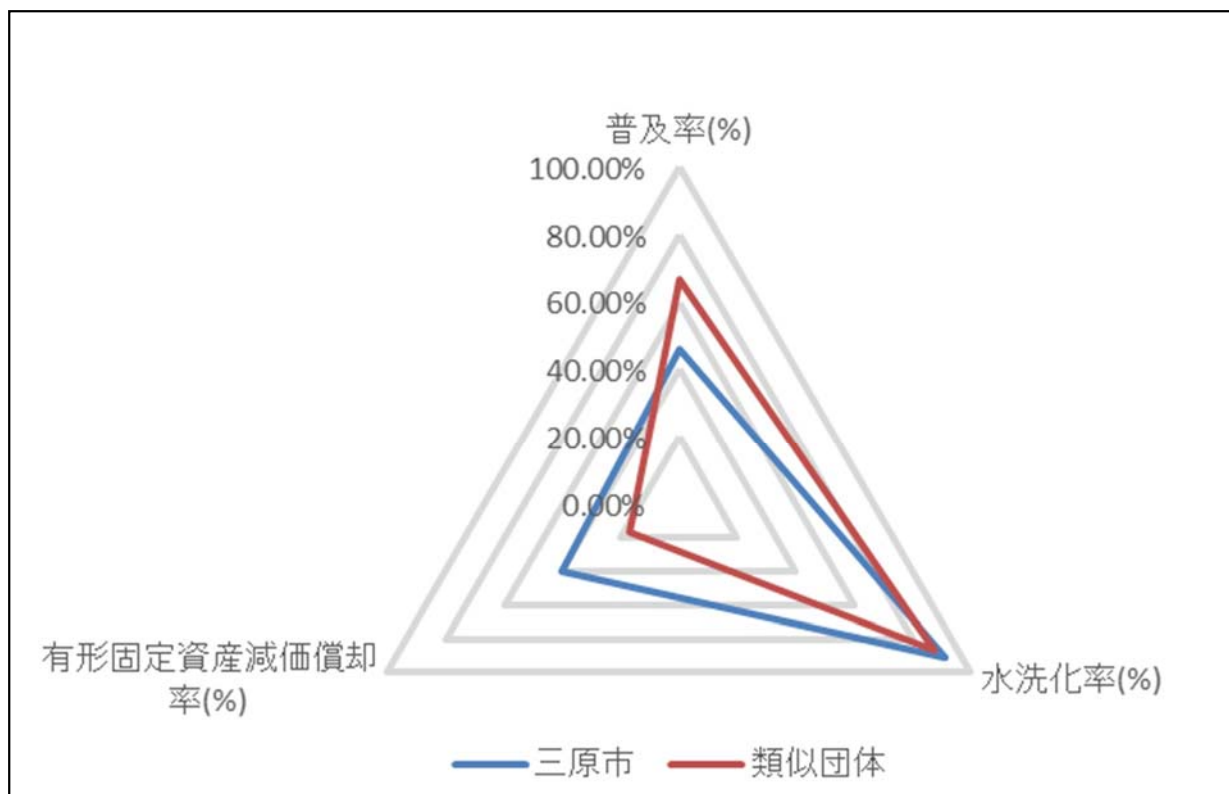
③ 投資に関する分析

普及率は、市全体の行政人口に対する下水道を使用できる区域の人口の割合ですが、類似団体を大きく下回っています。

対して、水洗化率は、下水道を使用できる区域の人口に対して、実際にどれだけの人口が下水道に接続しているかを示しますが、ほぼ類似団体並みです。

有形固定資産減価償却率は、固定資産の老朽化を示しますが、類似団体と比較して高い傾向にあります。これは当市の公共下水道事業について、污水事業が事業開始後 30 年を迎えつつあり、類似団体区分 30 年未満の他の団体に比べ、事業開始後年数が経過していること、さらに、雨水事業は污水事業に先行して昭和 42 年度から整備していることが原因であると考えられます。

このことから、類似団体に比べ、污水事業の下水道未整備エリアが多く、今後も未普及解消を目的とした事業を継続する必要があること、そして、特に雨水設備については老朽化した設備の更新について検討していく必要性が高い傾向にあるといえます。



図表 18 投資に関する分析

4 汚水事業の将来計画について

(1) 三原市下水道事業経営審議会の答申を受けた将来計画の考え方について

令和3年12月23日付けの答申（参考資料4）の考え方を尊重し、次の考え方を前提として将来計画を改定します。

・雨水公費・汚水私費の原則について

下水道事業の事業活動を支える財源の考え方に「雨水公費・汚水私費の原則」があります。これにより、雨水排除に係る経費は公費（一般会計からの繰入金）で賄い、汚水処理に係る経費は下水道を使用される方からの下水道使用料で賄うべきとしています。

・汚水事業に係る一般会計繰入金の繰入基準について

汚水事業に係る一般会計繰入金については繰出基準に基づき算出した額とします。

当市の汚水事業は令和5年度に事業開始30年を迎え、「高資本費対策に要する経費」に対する繰出基準の対象外となり、三原市下水道事業を支える大きな収入源が無くなります。総務省が示す繰出基準に基づかない一般会計繰入を行えば、その財源は一般会計の一般財源（税収等）となります。つまり、下水道を使用されていない方から徴収した税収等を、下水道事業の財源に充てることになります。

三原市の下水道の利用者は全市民の概ね半数であり、公平性及び受益者負担の原則の考え方に基づくべきこととし、国が示すとおり繰出基準に基づかない一般会計繰入を行わないこととします。

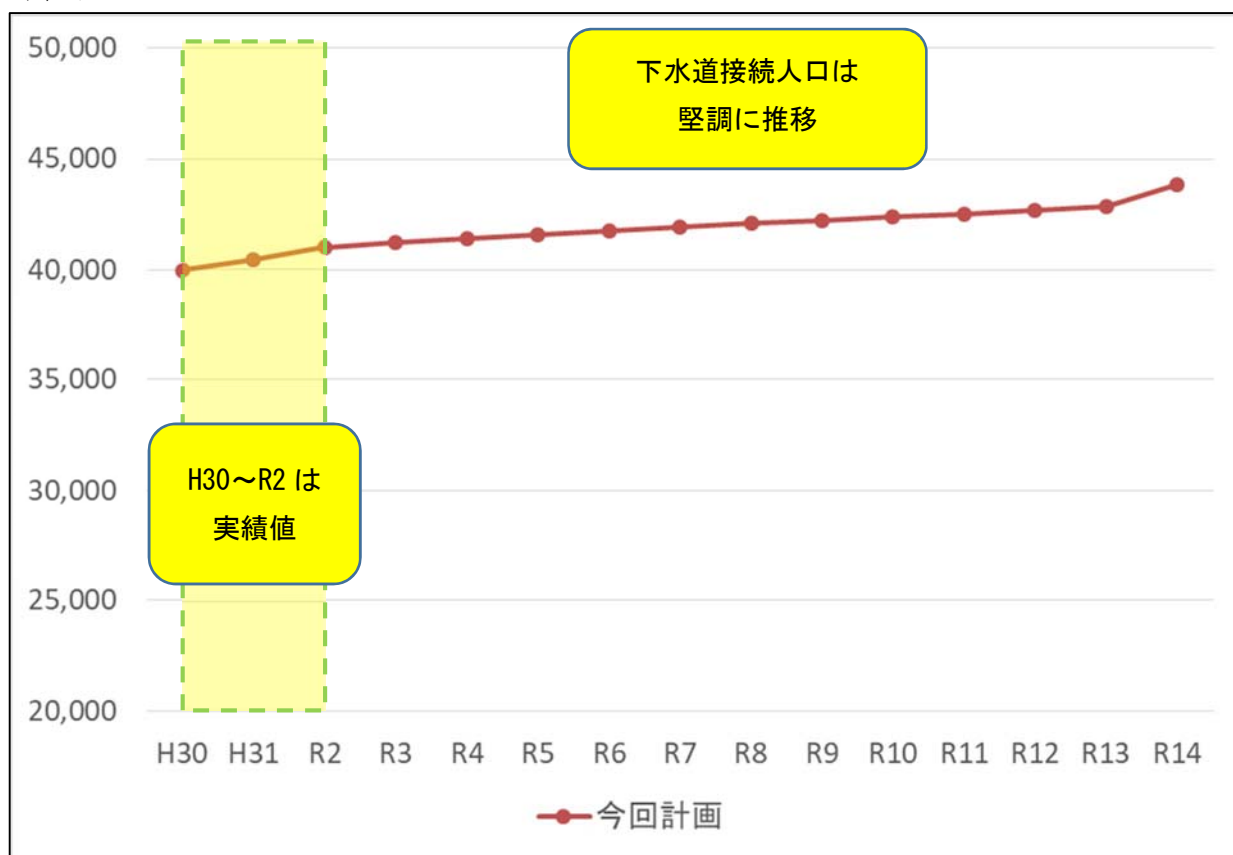
以上を受けて、当市の汚水事業が、令和4年度～令和14年度の計画期間の中で、収支均衡を図り、安定的な経営を維持していけるかどうかを確認するため、汚水事業の将来の事業環境及び収支予測について分析します。

(2) 下水道接続人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所による当市の将来推計人口（平成 30 年推計版）では，平成 27 年度 96,194 人から令和 12 年度には 81,972 人（平成 27 年度比 85.21%）まで減少する，とされています。公共下水道事業を除く事業が概成している事業についてはこの人口減少の影響を受けるものと予測しています。

対して，公共下水道事業については普及率向上を目的とした処理区域拡大及び水洗化（接続）率の向上の影響で，上記の人口減少の影響を受けるものの，計画期間内での下水道接続人口は増加するものと予測しています（図表 19）。

単位:人



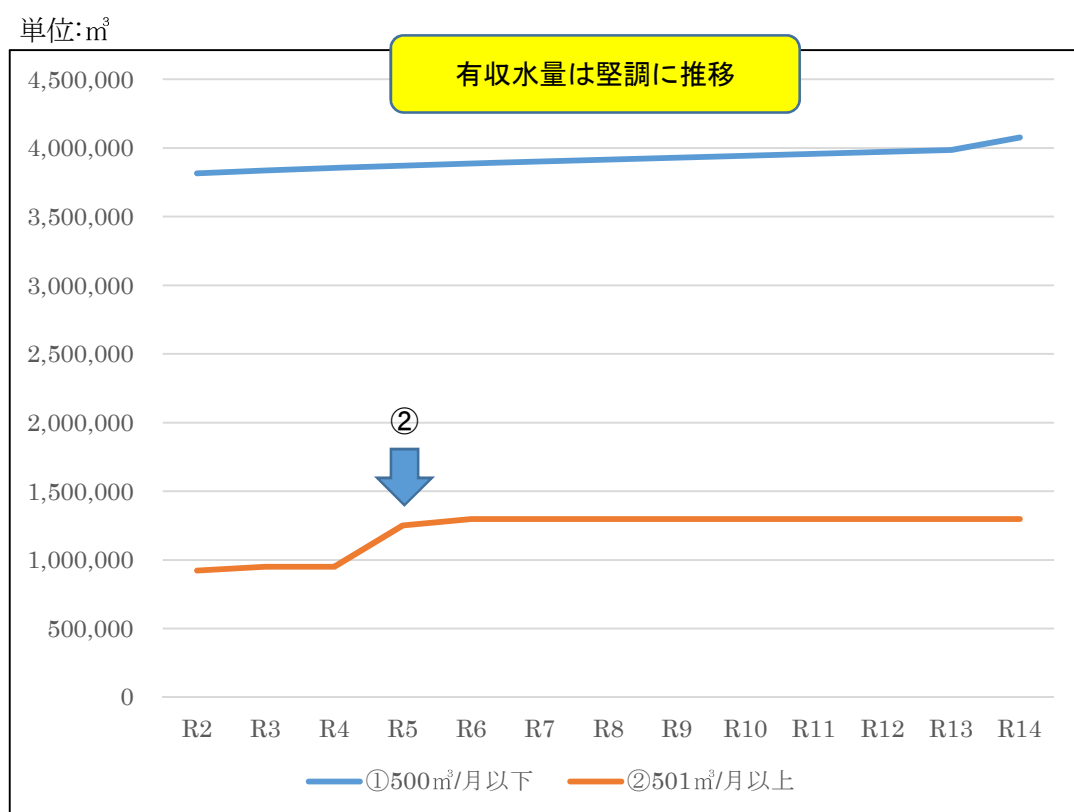
図表 19 公共下水道事業 下水道接続人口の推移

(3) 将来的な有収水量について

公共下水道事業の使用水量別の有収水量（下水道使用料を算定する基準となる水量）の予測を、毎月の平均使用水量に着目し、「①500 m³以下の一般家庭（小規模事業者含む）」と「②501 m³以上の大口事業者」の2つのグループにわけて行いました（図表 20）。

①のグループは、主に一般家庭が使用することが予測されるため、図表 19 の接続人口増の影響を受け、使用水量は堅調に推移する見通しです。対して、②のグループは①のグループのように接続人口増の影響を受けませんが、令和 5 年度に大口需要者の設備増強による使用水量増を見込んでいます。

対して、公共下水道事業を除く事業については、人口減少による有収水量の減少を見込んでいます。



図表 20 公共下水道事業 年間有収水量の推移

(4) 施設の見通し

当市の公共下水道事業の内、汚水処理事業は平成5年の事業開始から事業開始後30年未満です。

汚水処理施設の管渠の耐用年数は50年であり、当面は管渠の状況を点検し、劣化が確認された箇所について管路の更新を順次行っていきます。さらに、平成30年3月三原市汚水処理施設整備計画に基づき、令和13年度までは未普及解消を目的に、整備区域を拡大していきます。

農業集落排水事業、漁業集落排水事業については、計画区域の整備は完了しています。定期的に施設の機能診断を実施し、計画的な修繕・更新を行っていきます。

小型浄化槽事業（市町設置型）については年10基ずつの浄化槽の設置を計画しています。

(5) 組織の見通し

令和2年度の公営企業会計化に伴い、従来複数部署で管理していた事業を下水道整備課で一括管理する体制へ移行することで、業務効率化を図り、下水道事業に係る職員数は減少させてきました。

今後は、令和3年4月現在の職員数16.1名（汚水事業は13名）を維持していく予定としています。

図表 21 下水道事業職員数の見通し

(単位:人)

	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
職員数	17.4	17.0	16.1	16.1	16.1	16.1	16.1	16.1	16.1	16.1	16.1	16.1	16.1	16.1
うち、汚水のみ	14.3	13.9	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0

※R3の職員数には会計年度任用職員1名を含む

(6) 資本的収支の将来計画について（污水事業）

① 投資計画（事業費）について

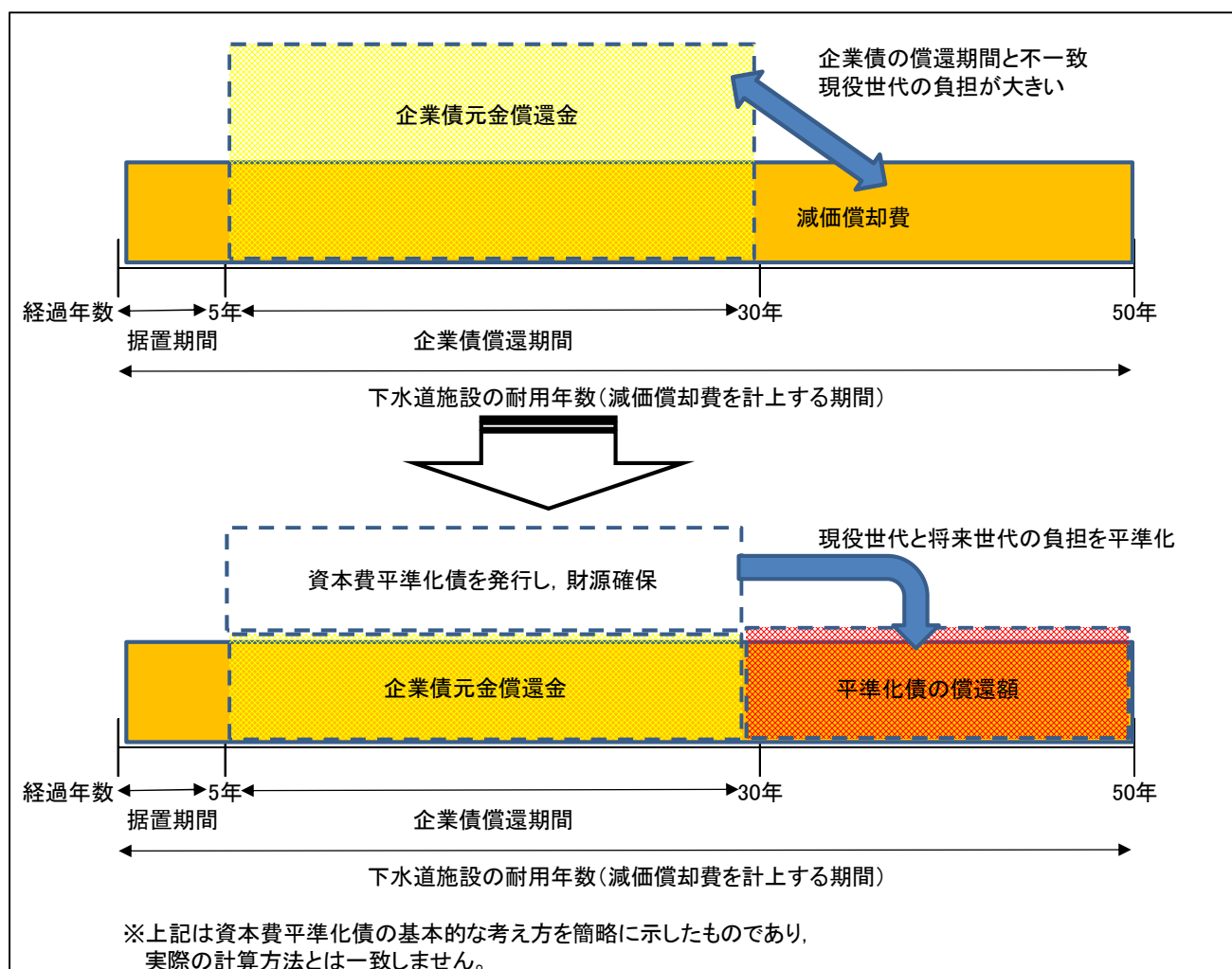
目標 普及率向上のための処理区域拡大を図る。

また、効果的な整備を行い、有収水量の確保に努める。

污水施設については、平成 30 年 3 月三原市污水处理施設整備計画に基づき、計画期間は普及率向上のための処理区域拡大を図ります。そのため、前回経営戦略から変更はありません。令和 5 年度以降も、6～7 億円/年の設備投資を行っていきます（参考資料 1 のとおり）

② 企業債について

目標 効果的な整備を行い、過大な事業を行わず、企業債残高を減少させ、令和 14 年度末の企業債残高を約 100 億円とする。



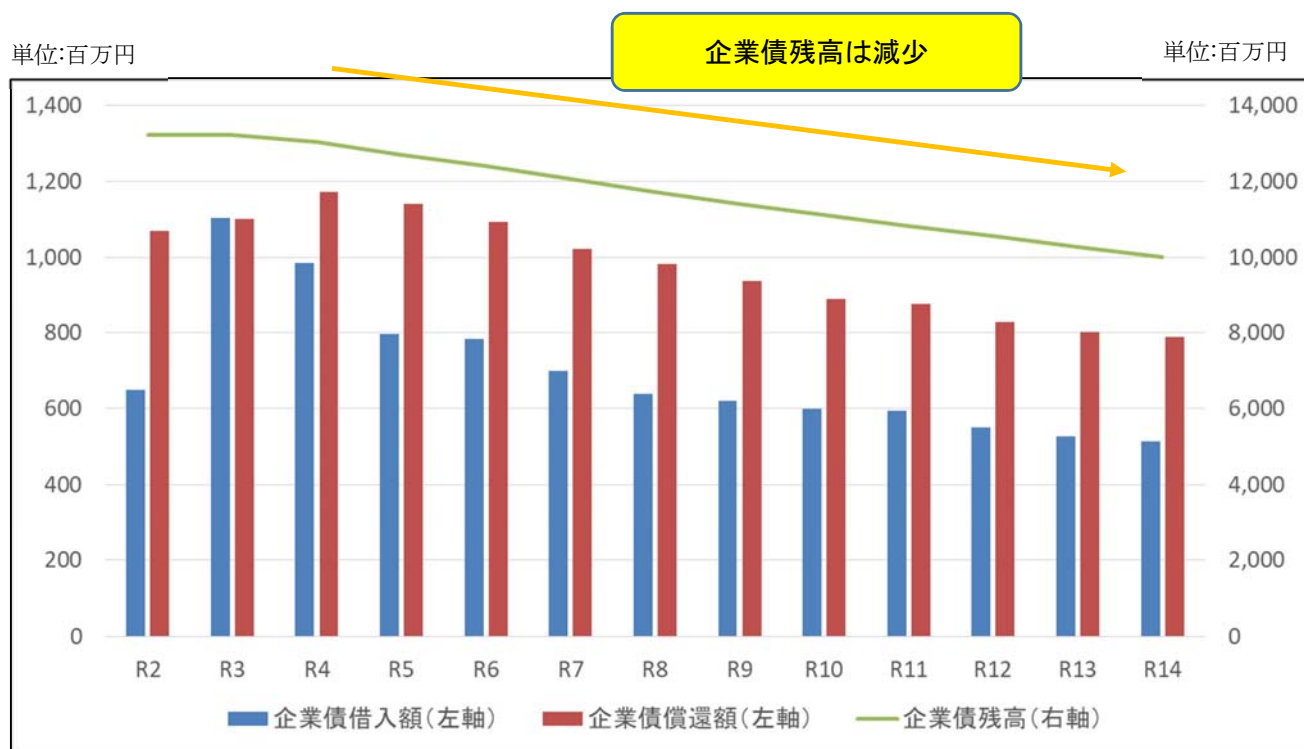
図表 22 資本費平準化債の考え方

下水道事業に充当する企業債は30年償還（うち5年据置）で長期にわたって償還することとなるため、既借入企業債の償還に加え、新規に借り入れる企業債の償還が積み重なっていくことになります。

さらに、令和2年度から新たに企業債のうち、資本費平準化債を借り入れて事業を継続しています。下水道事業はその性格上、先行投資が多額となる事業であり、供用開始当初は有収水量が少なく、処理原価が著しく高くなる傾向にあります。さらに、下水道施設（管渠）の法定耐用年数は50年であるにもかかわらず、企業債償還期間は30年（5年据置25年償還）となっていることから、世代間の負担を公平とするために、企業債の元金償還金の一部を後年度に繰り延べて、資本費平準化債を借り入れることができます（図表22のとおり）

しかしながら、図表23のとおり、令和4年度以降、企業債償還額が企業債借入額を上回り、企業債残高を徐々に減少させていきます。

このように、整備区域の拡大を図り、有収水量を確保するとともに、企業債残高を減少させ、企業債に頼りすぎない健全な事業運営を図ります。



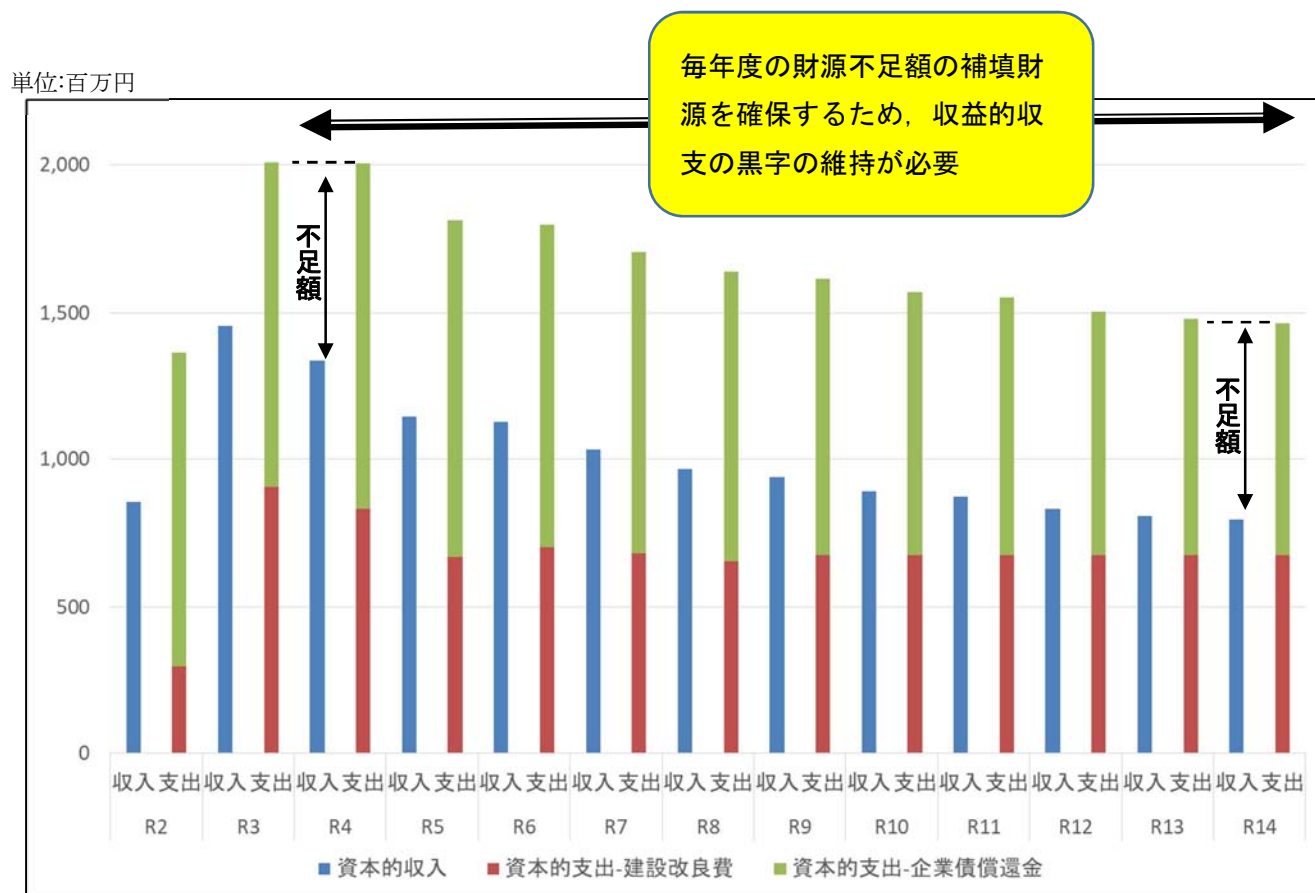
図表 23 汚水事業 企業債残高の推移

③ 資本的収支の将来計画について

資本的収支の将来計画は図表 24 のとおりです。

企業債借入額を必要最低限に抑えますが、過去から借り入れている企業債の償還額は減りませんので、財源不足額は計画期間で毎年度、約 6 億円程度、発生する見込みです。

この財源不足額については、収益的収支の現金等の内部留保額で財源補填していきますが、使用料収入等の収益確保及び費用節減を図り、収益的収支の黒字を維持していく必要があります。



図表 24 汚水事業 資本的収支の推移

(7) 収益的収支の将来計画について（污水事業）

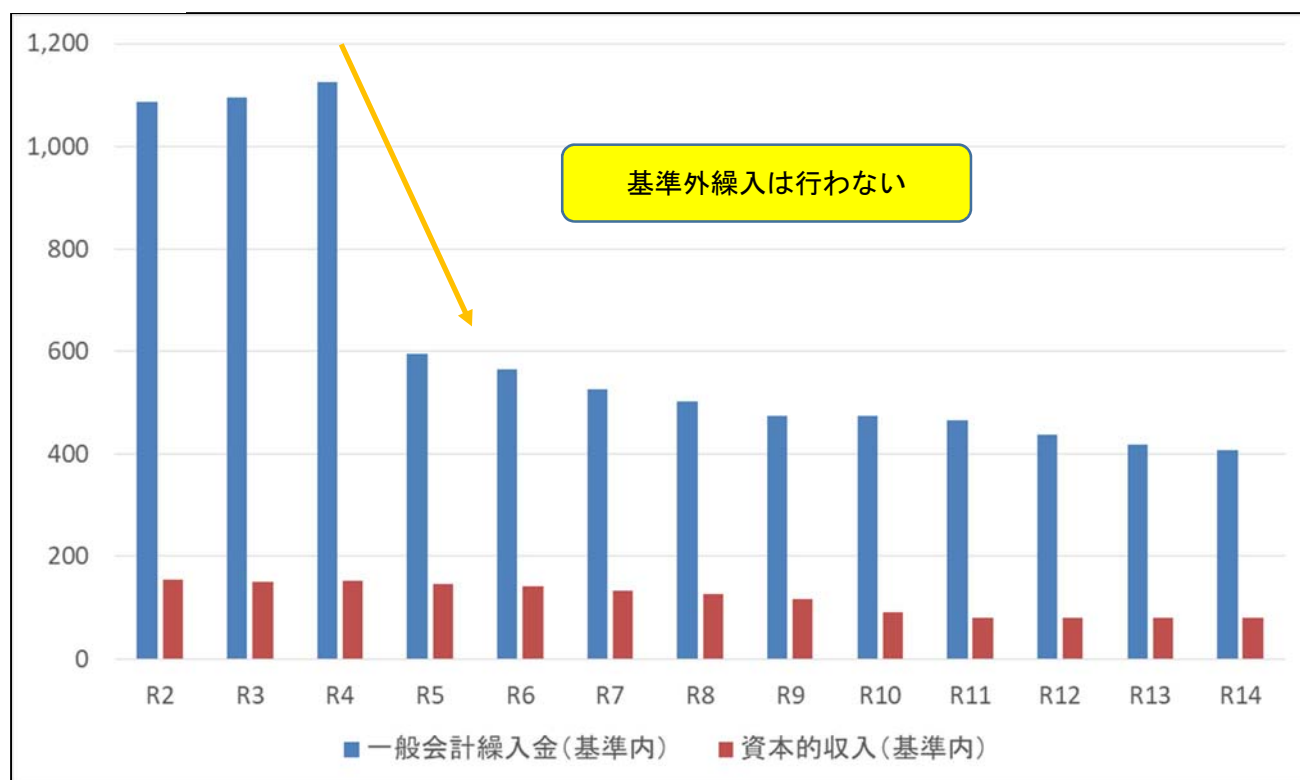
① 一般会計繰入金等について

目標 受益者負担の原則に基づいた審議会の答申の考え方を尊重し、基準外繰入を行わない。

審議会の答申の考え方に基づいた一般会計繰入金等の推移は、図表 25 のとおりです。

污水处理に係る一般会計繰入金は令和 5 年度以降、大きく減少しますが、全て基準内の繰入とし、基準外繰入は行いません。

単位:百万円



図表 25 污水事業 一般会計繰入金等の推移

② 維持管理費・減価償却費・企業債利息について

目標 維持管理費等の経費は、下水道施設を維持していくための必要最低限度の費用に抑える。

汚水事業の将来計画における維持管理費等の推計にあたって、まず、令和2年度の汚水事業の収益的費用の実績額の内訳について確認すると、図表26のとおりです。

職員給与費は、2（5）組織についてのとおり、組織のスリム化を図った令和3年3月末現在4.9名（事務工数で集計しているため端数を含む。）に対する費用です。

職員給与費を除く維持管理費については、汚水施設を維持管理していくために必要な費用であり、流域維持管理負担金、使用料徴収事務委託費、その他維持管理費に分けられます。

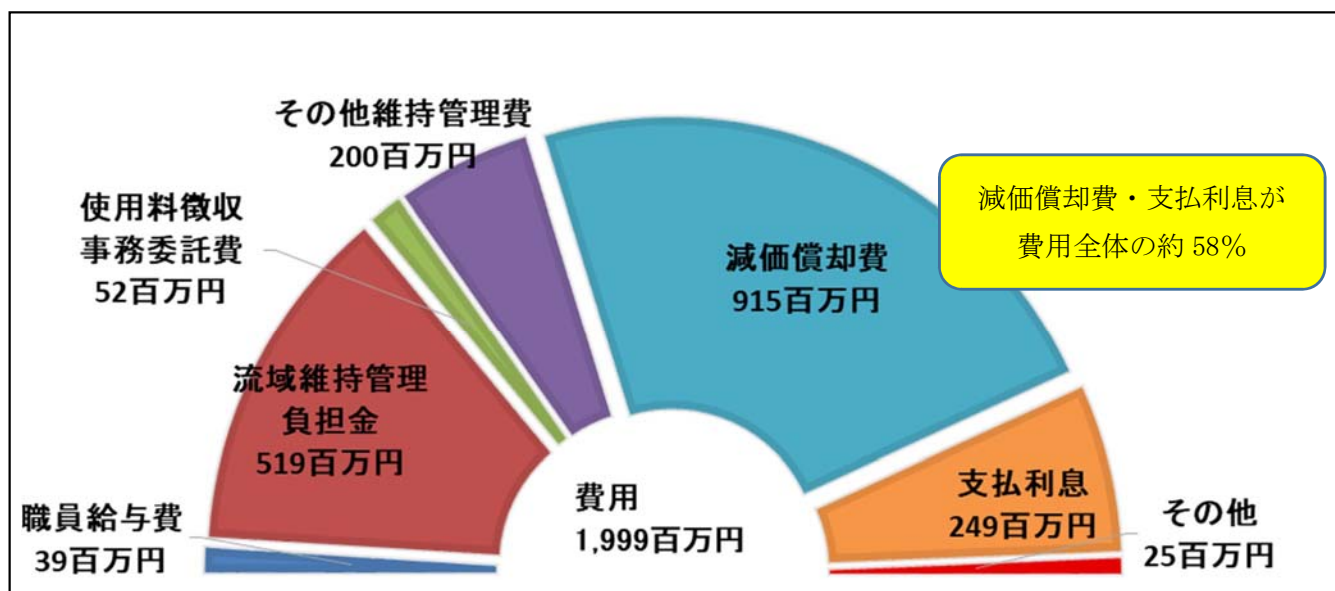
流域維持管理負担金とは、当市の三原・本郷地域の公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業が、広島県が管理する流域下水道に接続しているため、流域下水道の維持管理費に要する経費で、当市の負担金です。

使用料徴収事務委託費は、下水道使用料の徴収事務を当市の水道事業に委託しているため発生する費用です。

その他の維持管理費については、汚水施設の電気代等の動力費、修繕費、委託料等で構成されます。令和2年度現在、適正管理による委託料、修繕費の縮減、電力入札による動力費の縮減などの費用縮減を行っています。

減価償却費は、事業開始以来、整備してきた汚水施設（管渠等）の事業費（税抜金額）を、地方公営企業法の規定に基づき、汚水施設の法定耐用年数（使用期間）に応じて、合理的且つ計画的に計上した費用のことです。さらに、企業債利息は、過去借り入れた企業債の償還に伴うものです。

費用全体の約58%は過去の事業費及び企業債の借入に基づいて発生した費用です。対して、職員給与費・維持管理費等については、職員数の縮減など、最大限の経営努力を行っています。



図表 26 令和2年度 汚水事業 収益的費用の内訳

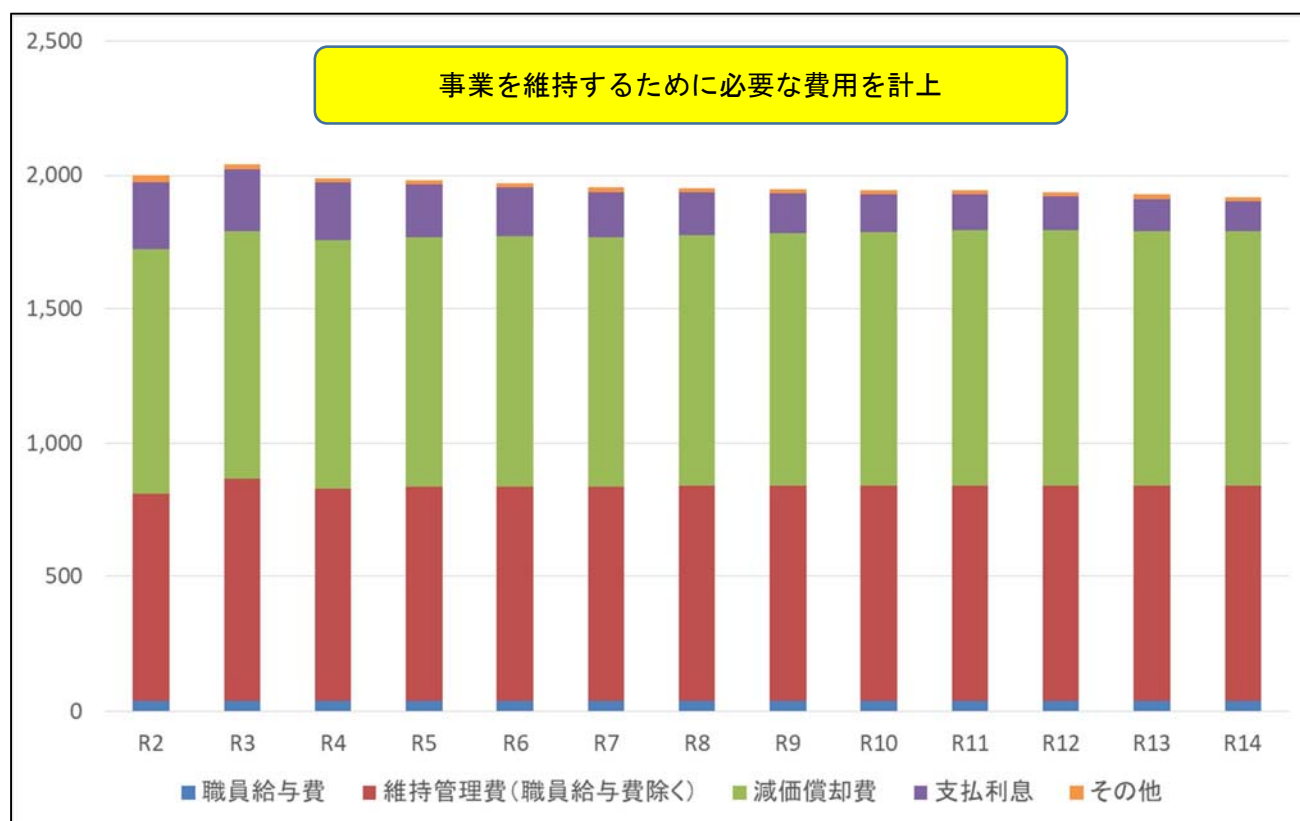
汚水事業の将来計画における維持管理費等の経費推計に係る前提条件及び将来計画の推移が、それぞれ図表 27、図表 28 のとおりです。

図表 27 汚水事業 維持管理費等の経費推計に係る前提条件

項目	前提条件
職員給与費	4（5）の組織の見通しに基づき、計画職員数に単価を乗じて推計。
維持管理費（職員給与費を除く）	汚水施設（管渠・処理場） 令和 2 年度決算値を基に、委託料・修繕費・動力費を推計。流域下水道維持管理負担金については、総処理水量の増加を考慮し推計。
減価償却費	法定耐用年数に基づき個別に推計。
企業債利息	企業債の元利償還見込に基づき、令和 2 年度借入時利息を基に個別に推計。
その他経費	令和 2 年度決算値を基に必要経費を推計。

単位:百万円

単位:百万円



図表 28 汚水事業 維持管理費等の推移

職員給与費については2（5）のとおり、既に職員数の縮減を実施済みであり、これ以上の職員数の縮減は施設の維持管理に支障をきたし、重要な社会インフラである下水道の安定したサービスを維持することが困難となります。このため、現在の職員数を維持する計画としています。

維持管理費（職員給与費を除く）は、適正管理による修繕費の縮減、電力入札による動力費の縮減など、令和2年度段階で最大限の経営努力を行った結果である、令和2年度決算値を基に将来推計を行っています。

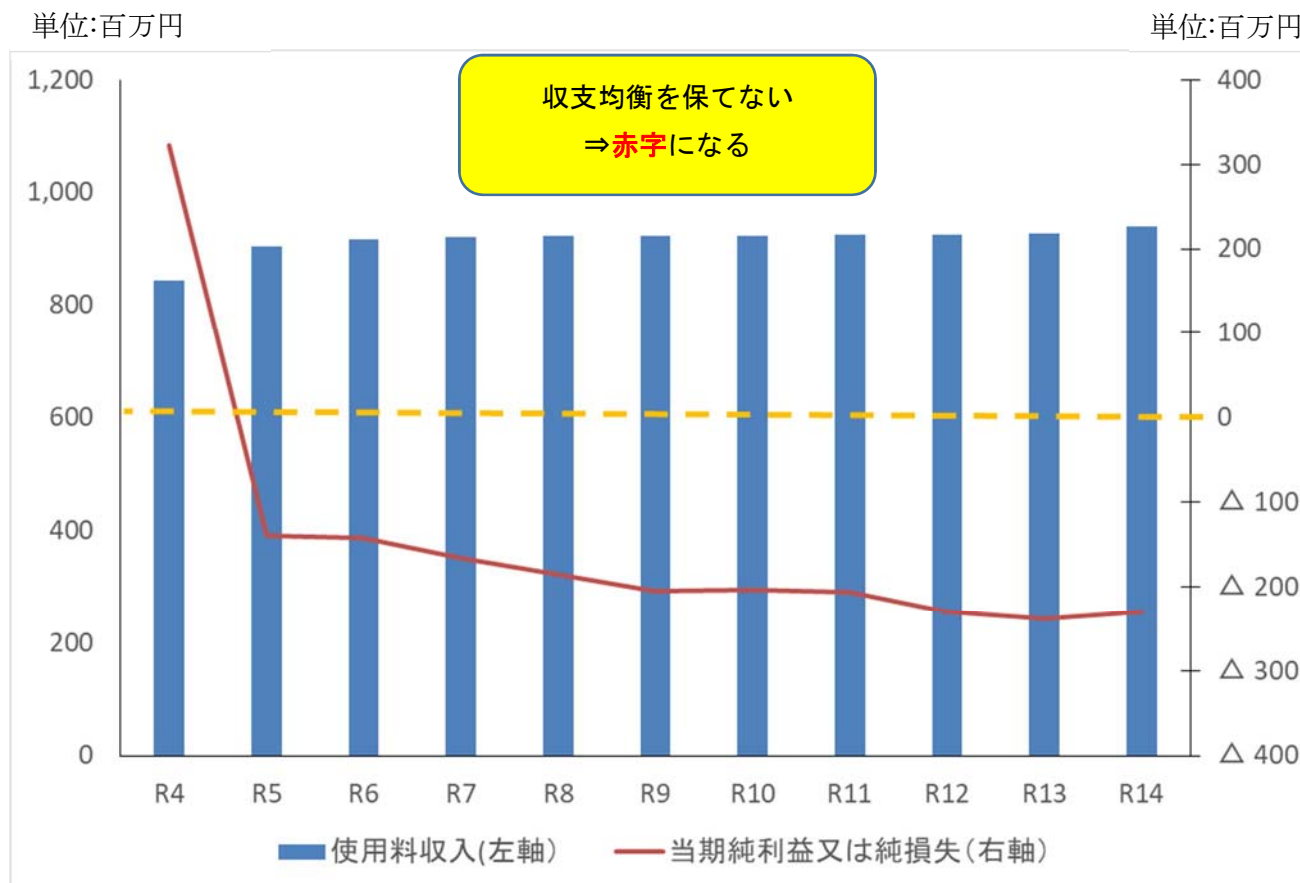
減価償却費は、当市下水道事業は未普及解消を目的とした事業拡大期であり、施設が増えることで、計画期間内においては徐々に増加する見通しです。

企業債利息は、4（6）②のとおり、企業債残高が減少する見通しのため、計画期間内では徐々に減少する推計です。

以上のように、維持管理費等の経費については、将来計画で必要と考えられる費用を織り込んでいます。

③ 汚水事業の収益的収支について（現料金体系の場合）

計画期間における汚水事業の収益的収支を確認すると、令和5年度以降、汚水事業の当期純利益又は純損失（赤の折れ線）は、オレンジの収支均衡ラインを下回ります。



図表 29 汚水事業 収益的収支の推移（現料金体系の場合）

（８）審議会が提案する料金改定に対する市の考え方について

収益確保や費用節減に取り組み経営努力を行ったとしても、令和5年度以降の一般会計繰入金の減収という経営課題に対処することが困難です。

これを受け、審議会の答申は令和5年度から「下水道を使用される方に公平に負担を求めるため、一律30%増の料金改定を提案」しています。

当市の下水道事業は事業開始以来、消費税の増税を除き、一度も使用料増の料金改定を行わず、収益確保や費用節減の経営努力を行いながら、事業を継続してきました。しかしながら、将来計画の経営課題に対処するため、当市もこの答申の考え方を尊重しつつ、市議会やパブリックコメントの意見を踏まえ、激変緩和措置として令和5年度から令和7年度までは下水道使用料を現行比20%増、令和8年度からは現行比30%増、料金改定する計画で経営戦略を改定します。

(9) 使用料の料金改定について

① 三原・本郷地域の料金改定（案）

三原・本郷地域の具体的な料金改定の内容（案）は図表 30，図表 31 のとおりです。

図表 30 従量制（三原・本郷地域）の使用料表の改定案（料金は全て税抜表示）

基本料金				超過料金			
基本水量	現行	改定(案)		超過水量	(税抜円/㎡)		
		令和5年度 ～ 令和7年度	令和8年度～		現行	改定(案)	
						令和5年度 ～ 令和7年度	令和8年度～
10㎡まで	1,100円	1,320円	1,430円	11㎡～20㎡	140円	170円	180円
				21㎡～30㎡	160円	190円	210円
				31㎡～50㎡	180円	220円	230円
				51㎡～100㎡	190円	230円	250円
				101㎡～	200円	240円	260円

汚水量 (1ヶ月あたり)	10㎡	20㎡	30㎡	50㎡	100㎡	200㎡
イメージ						
現使用料	1,100円	2,500円	4,100円	7,700円	17,200円	37,200円
改定(案) 令和5年度～令和7年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓
	1,320円 (+220円)	3,020円 (+520円)	4,920円 (+820円)	9,320円 (+1,620円)	20,820円 (+3,620円)	44,820円 (+7,620円)
改定(案) 令和8年度～	↓	↓	↓	↓	↓	↓
	1,430円 (+110円)	3,230円 (+210円)	5,330円 (+410円)	9,930円 (+610円)	22,430円 (+1,610円)	48,430円 (+3,610円)

図表 31 従量制（三原・本郷地域）の汚水量に応じた料金改定案のイメージ図（税抜表示）

②大和地域の具体的な料金改定（案）

特定環境保全公共下水道区域・農業集落排水事業区域の家庭における具体的な料金改定の内容（案）は、図表 32-1 のとおりです。

図表 32-1 大和地域（特定環境保全公共下水道区域・農業集落排水区域）の家庭における使用料表の改定案（料金は全て税抜表示）

世帯割			世帯人員割(改定前)⇒使用水量認定(改定(案))				使用料合計		
現行	改定(案)		世帯人数	現行	改定(案)		現行	改定(案)	
	令和5年度 ～ 令和7年度	令和8年度～			令和5年度 ～ 令和7年度	令和8年度～		令和5年度 ～ 令和7年度	令和8年度～
1,800円	—	—	1人	700円	1,320円(8㎡)	1,430円(8㎡)	2,500円	1,320円(8㎡)	1,430円(8㎡)
			2人	1,400円	2,000円(14㎡)	2,150円(14㎡)	3,200円	2,000円(14㎡)	2,150円(14㎡)
			3人	2,100円	3,020円(20㎡)	3,230円(20㎡)	3,900円	3,020円(20㎡)	3,230円(20㎡)

小型浄化槽（市町設置型）区域の家庭における具体的な料金改定の内容（案）は、図表 32-2 のとおりです。

図表 32-2 大和地域（小型浄化槽（市町設置型）区域）の家庭における使用料表の改定案（料金は全て税抜表示）

世帯割			世帯人員				使用料合計		
現行	改定(案)		世帯人数	現行	改定(案)		現行	改定(案)	
	令和5年度 ～ 令和7年度	令和8年度～			令和5年度 ～ 令和7年度	令和8年度～		令和5年度 ～ 令和7年度	令和8年度～
1,800円	2,160円	2,340円	1人	700円	840円	910円	2,500円	3,000円	3,250円
			2人	1,400円	1,680円	1,820円	3,200円	3,840円	4,160円
			3人	2,100円	2,520円	2,730円	3,900円	4,680円	5,070円

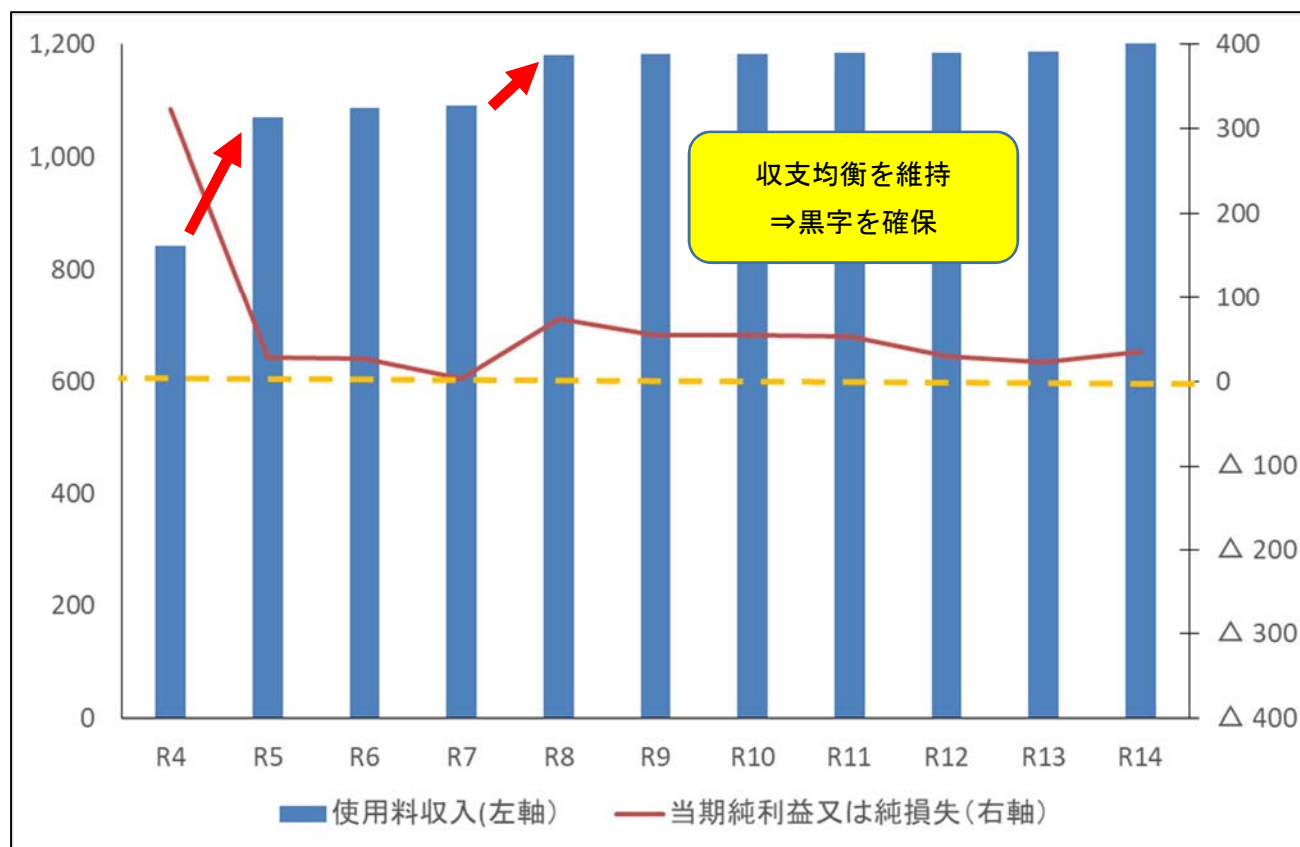
事業所等における具体的な料金改定の内容（案）は、令和5年度から令和7年度については、現行比20%増とし、令和8年度からは、現行比30%増とします。

料金改定を行った場合の収益的収支の将来計画は図表 33 のとおりです。

一般会計繰入金は令和 5 年度以降、減少しますが、使用料収入が増加し、計画期間内に当期純利益（黒字）を確保できる見込みです。

単位:百万円

単位:百万円



図表 33 汚水事業 収益的収支の推移（料金改定を行った場合）

5 雨水整備計画について

2（2）のとおり、当市の下水道事業は雨水事業の整備も行っています。

都市機能を維持するために雨水排除は重要な下水道の役割のひとつです。安全で安心な暮らしの実現を図るため、計画期間内においては、7,700百万円の事業を行っていきます。具体的な内容は図表34、参考資料2のとおりです。

浸水地域の改善を図るため、未整備地域への雨水ポンプ場建設や雨水管整備を行うとともに、設計基準に満たない能力不足となっている施設の浸水対策を優先的にを行います。

また、老朽化が進む既存施設については、長寿命化を図るため、計画的に施設の改築・更新を実施し、適切な維持管理に努めます。

下水道の基幹施設である雨水ポンプ場については、機能停止による社会的影響が極めて大きいため、河川氾濫等が発生したとしても一定レベルの下水道機能を発揮し続け、社会的影響を最小限に抑えられるよう、耐水化を早急に進めて行きます。また、耐震性能が不足している施設については、耐震化工事を実施します。

図表 34 雨水整備計画

名 称	新規・更新	事業費 (百万円)	施工 年度	分類
雨水管整備 設計、雨水管新設工事	新規	1,320	R4～R14	A
皆実雨水排水ポンプ場 建築工事、電気設備工事、機械設備工事	更新	1,300	R4～R8	B
野田川排水区雨水整備 設計、ポンプ場建設工事	新規	1,100	R4～R9	A
旭町排水区雨水整備 設計、ポンプ場建設工事	新規	550	R6～R10	A
雨水ポンプ場整備 施設能力不足の解消、非常時の電源確保	新規	750	R5～R10	A
雨水ポンプ場改築・更新 電気設備工事、機械設備工事	更新	2,000	R4～R14	B
管路の点検、調査、更新 調査・設計、管渠改築工事	更新	500	R4～R14	B
雨水ポンプ場耐水化 設計、耐水工事	更新	100	R4～R7	C
雨水ポンプ場耐震化 設計、耐震工事	更新	80	R7～R10	C
計		7,700		

※表中の分類は次のとおりです。

- A：都市機能を維持するための雨水排除
- B：設備の長寿命化・ライフサイクルコストの低減
- C：災害に強い雨水設備へ（浸水対策・地震対策）

6 経営方針

汚水事業・雨水事業も合わせた三原市下水道事業については、「安心して快適・安全に住み続けられるまち」を目指し、以下の項目を経営の基本方針とします。

経営方針1 衛生的で快適な生活環境を実現します。

瀬戸内海や河川などの自然環境を保全するため、汚水処理計画に基づき、優先順位を定め、下水道計画区域の整備促進を図ります。加えて、市民のみなさんに下水道事業の理解と接続を促すため、説明会を開催する等、下水道の普及促進を図ります。

経営方針2 安全で安心なくらしの実現を図ります。

都市機能を維持するために雨水排除は重要な下水道の役割のひとつです。設備の計画的な補修を行い、長寿命化とライフサイクルコストの低減を図ります。さらに、災害時にも雨水の排除機能を維持できるように設備の浸水対策・地震対策を実施していきます。

経営方針3 安定的な経営基盤を維持していきます。

使用料の増収を図るため、下水道の処理区域内における未接続者に対して、広報誌・文書等を通じ効率的に普及促進を図り早期水洗化を促し、公共下水道事業の下水道水洗化（接続）率を令和2年度末91.7%から令和14年度末までに94.2%まで向上させます。

令和5年度から現行比20%増、令和8年度からは現行比30%増の料金改定を実施します。料金改定を行うにあたり、下水道使用者の方に向けて、広報誌等を利用した周知活動に取り組みます。

下水道使用料の収納率（令和3年度実績）は、三原・本郷地域で99.6%、大和地域で98.1%です。下水道使用料の徴収事務を委託している水道事業と連携を図り、計画期間内においても現在の収納率を維持・向上してまいります。税外債権としての受益者負担金の収納率（令和3年度実績）は96.3%です。計画期間内においても適切な滞納処分に取り組み、現在の収納率を維持・向上してまいります。

また、サービスの質を維持しながら、効率的な経営に努めていきます。

7 将来計画（全体版）について

（１）投資・財政計画（収支計画）について

汚水事業・雨水事業を合わせた全体版としての将来計画については別表 2 をご参照ください。

（２）将来計画を推計するにあたっての前提条件

将来計画を推計するにあたっての前提条件は、図表 35、図表 36 のとおりです。

図表 35 収益的収支の前提条件

収支項目		前提条件	
収 益	使用料収入	使用料単価に有数水量を乗じて推計。	
		使用料単価	令和 5 年度から現行比 20% 増，令和 8 年度から現行比 30% 増の使用料改定を行う。
		下水道接続人口	令和 3 年 3 月末現在の実績値を基に，整備区域拡大による接続人口増を見込み，国立社会保障・人口問題研究所による当市の将来推計人口に従った人口増減率を加味して推計。
		有収水量	公共下水道事業の使用水量別の有収水量（下水道使用料を算定する基準となる水量）の予測を，令和 2 年度実績を基に，毎月の平均使用水量に着目し，「①500 m ³ 以下の一般家庭（小規模事業者含む）」と「②501 m ³ 以上の大口事業者」の 2 つのグループに分けて推計。 その他の事業は令和 2 年度実績を基に下水道接続人口の増減率を加味して推計。
	一般会計繰入金	雨水処理負担金	雨水公費の原則に基づき推計。
		一般会計繰入金	令和 2 年度繰出基準に基づき算定。
	長期前受金戻入	固定資産の取得に充てた財源である国庫補助金等を計上した長期前受金から，固定資産の減価償却費等見合い分を順次収益化するものとして推計。	
	その他	手数料等の雑収益について，令和 2 年度決算値を基に，令和 3 年度以降も計上が見込まれる額を推計。	
費 用	職員給与費	4（５）の組織の見通しに基づき，計画職員数に単価を乗じて推計。	
	維持管理費（職員給与費を除く）	<u>汚水施設（管渠・処理場）</u> 令和 2 年度決算値を基に，委託料・修繕費・動力費・流域下水道維持管理負担金については，総処理水量の増加を考慮し推計。 <u>雨水施設（管渠・ポンプ場）</u> 令和 2 年度決算値を基に，委託料・修繕費・動力費等，将来必要と考えられる費用を推計。	
	減価償却費	法定耐用年数に基づき個別に推計。	
	企業債利息	企業債の元利償還見込に基づき，令和 2 年度借入時利息を基に個別に推計。	
	その他経費	令和 2 年度決算値を基に必要経費を推計。	

図表 36 資本的収支の前提条件

収支項目		前提条件	
収 入	企業債	汚水事業	国の補助対象事業について財源の 45%，補助対象外事業について財源の 95%を企業債で賄うこととし推計。
		雨水事業	国の補助対象事業について財源の 50%，補助対象外事業について財源の 100%を企業債で賄うこととし推計。
	補助金	補助対象事業費の令和 2 年度時点の補助率に基づき推計。	
	出資金	令和 2 年度繰出基準に基づき算定（基準外繰入は行わない）	
	受益者負担金・分担金	令和 2 年度決算値を基に，将来収納が見込まれる額を推計。	
支 出	建設改良費	汚水事業	公共下水道事業については，平成 30 年 3 月三原市污水处理施設整備計画に基づき未普及解消を行う。その他事業については，4（4）のとおり。
		雨水事業	浸水地区の改善を図るため雨水施設の整備を行うとともに，既存施設の長寿命化を図るため，計画的に施設の改築・更新を実施する。
	企業債償還金	企業債の元利償還見込みに基づき個別に推計。	

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

公共下水道事業のうち汚水処理事業については、平成30年3月策定の「三原市汚水処理施設整備計画」に基づき、令和18年までに下水道事業及び生活環境課が行っている浄化槽事業（個人設置型）を含めた汚水処理人口普及率90.9%を目標に、処理区域の拡大を図っていきます。

下水道事業の広域化・共同化については、当市の三原・本郷地域が広島県沼田川流域下水道へ接続していることから、広島県と情報共有を図りながら連携強化を進めていきます。また、大和地域の特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業については、経年劣化により維持管理費が年々増大しているため、広島県の流域下水道への接続について費用対効果の検討を行っていきます。

漁業集落排水事業については供用開始後年数が20年未満であり、今後も定期的に施設の機能診断を実施し、計画的な修繕・更新を行っていきます。

重要な社会インフラである下水道の安定したサービスを維持していくため、令和2年度から、管路の劣化・損傷等を把握するための点検・調査に着手していますが、令和7年度までに既設管路の調査が完了する予定です。その後、調査結果に基づき計画的に修繕・改築を実施していきます。

さらに、長期的な視点においては、人口減少社会の進行に対応するため、ダウンサイジングによる施設規模の最適化を検討していきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料収入については、関係機関と情報共有を図りながら、本郷産業団地へ進出する企業向けの供用開始及び下水道水洗化（接続）率の向上を図ります。

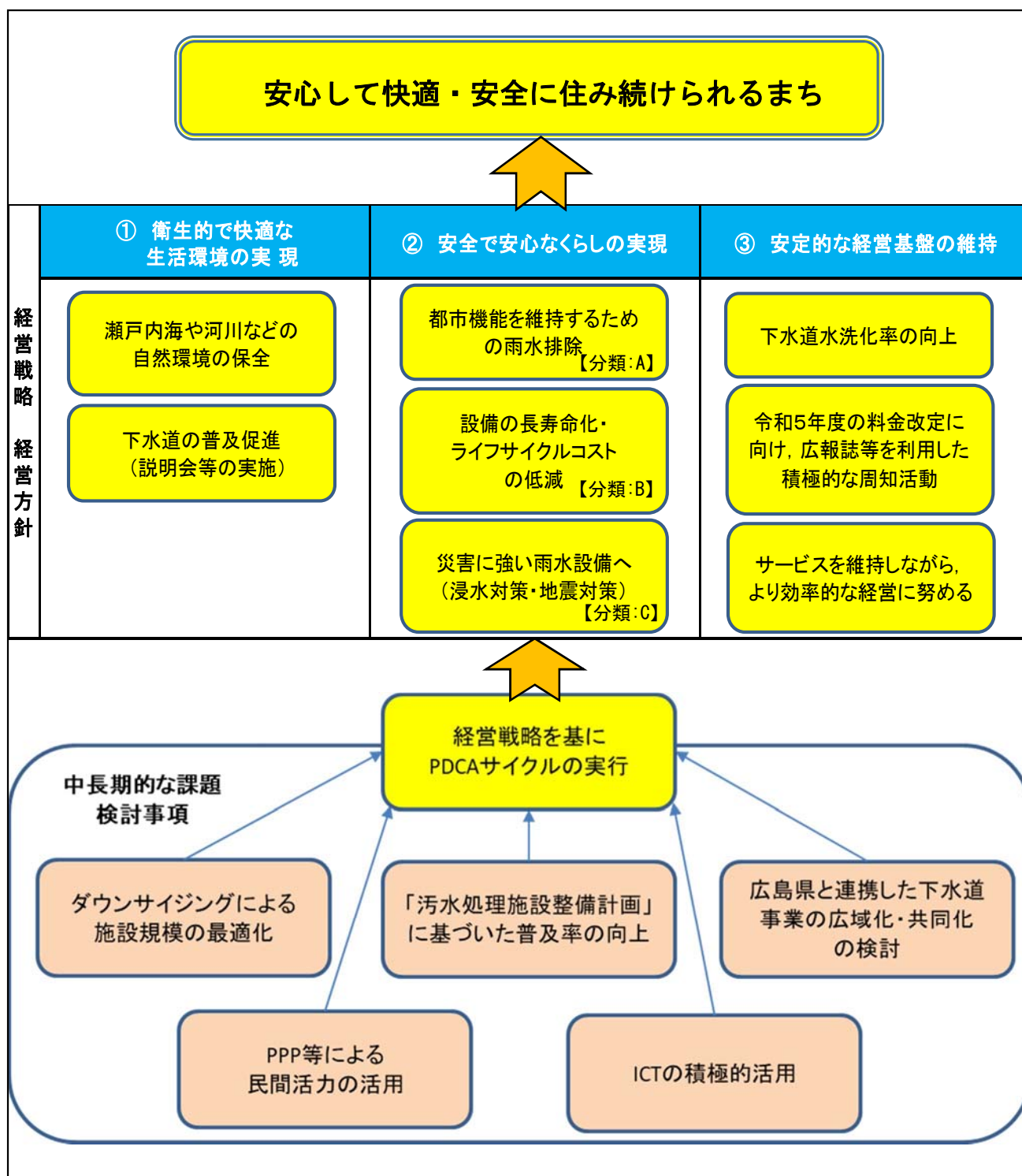
また、本経営戦略を基にPDCAサイクルを確実に実行していきます。具体的には、毎年度、今回の経営戦略（案）の投資・財政計画との差異分析を実施検証することで、その結果を次年度の予算策定時に反映させていきます。さらに、3～5年ごとに、経営戦略の見直しを図り、適切な事後検証を行い、次回経営戦略の改定に反映させることで、下水道事業の健全化をより強固なものにしていきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用については、公民が連携して公共サービスの影響を行うスキームであるPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）等による民間ノウハウや技術の活用を今後検討し、積極的に活用していきます。

また、令和2年11月に三原市長が宣言した「デジタルファースト宣言」に基づき、ICT（情報通信技術）を積極的に活用することで、市民の皆さんへの良質な下水道サービスの提供、下水道施設の維持管理の効率化、危機管理能力の向上を図っていきます。

小型浄化槽事業（市町設置型）については、令和5年度に料金改定を行ったとしても、使用料収入だけでは維持管理費を賄えきれない事業構造となっています。また、市全体の浄化槽使用者の公平性の観点から、小型浄化槽のあり方について、今後検討してまいります。



図表 37 下水道事業が今後取り組んでいくこと（イメージ図）

投資・財政計画(収支計画) 汚水事業版

下水道事業合計(公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水・小型浄化槽)(税抜)

区 分 \ 年 度			前年度 〔 決 算 込 〕	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
収 入	業 務 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		831,118	841,375	842,939	1,070,953	1,086,680	
		(1) 料 金 収 入		830,752	841,009	842,573	1,070,587	1,086,314	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)							
		(3) そ の 他		366	366	366	366	366	
	業 務 外 収 入	2. 営 業 外 収 益		1,433,868	1,440,381	1,469,180	939,831	910,798	
		(1) 補 助 金		1,087,427	1,095,727	1,124,797	594,336	565,042	
			他 会 計 補 助 金		1,087,427	1,095,727	1,124,797	594,336	565,042
			そ の 他 補 助 金						
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		340,675	342,945	342,674	343,786	344,047		
		(3) そ の 他		5,766	1,709	1,709	1,709	1,709	
			収 入 計 (C)		2,264,986	2,281,756	2,312,119	2,010,784	1,997,478
			支 出	1. 営 業 費 用		1,725,385	1,791,332	1,758,894	1,769,583
	(1) 職 員 給 与 費			39,257	39,943	39,987	40,031	40,075	
		基 本 給			18,437	19,059	19,081	19,103	19,125
		退 職 給 付 費							
		そ の 他			20,820	20,884	20,906	20,928	20,950
	(2) 経 費			770,867	826,773	791,850	797,901	797,965	
		動 力 費			15,835	16,013	16,037	16,061	16,085
		修 繕 費			20,876	20,917	20,947	20,977	21,007
		材 料 費							
そ の 他		734,156		789,843	754,866	760,863	760,873		
(3) 減 価 償 却 費		915,261		924,616	927,057	931,651	935,136		
2. 営 業 外 費 用		274,475		248,813	230,116	213,505	197,404		
(1) 支 払 利 息		248,840		232,344	213,665	197,054	180,953		
(2) そ の 他		25,635		16,469	16,451	16,451	16,451		
支 出 計 (D)		1,999,860		2,040,145	1,989,010	1,983,088	1,970,580		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		265,126		241,611	323,109	27,696	26,898		
特 別 利 益 (F)									
特 別 損 失 (G)		85,703	30	30	30	30			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 85,703	△ 30	△ 30	△ 30	△ 30			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)				179,423	241,581	323,079	27,666	26,868	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)				179,423	421,004	744,084	771,750	798,618	
流 動 資 産 (J)				394,048	635,629	958,709	986,375	1,013,243	
	う ち 未 収 金			200,116	160,831	161,918	201,290	203,596	
	流 動 負 債 (K)				1,152,830	1,357,104	1,413,511	1,368,224	1,322,770
		う ち 建 設 改 良 費 分			1,099,880	1,191,747	1,255,139	1,208,642	1,163,175
う ち 一 時 借 入 金									
う ち 未 払 金			52,950	165,357	158,372	159,582	159,595		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)									
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)									
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)				831,118	841,375	842,939	1,070,953	1,086,680	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)									
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)									
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)									
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)									
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)									

投資・財政計画(収支計画)
汚水事業版

(単位:千円, %)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
1,090,727	1,180,891	1,182,300	1,183,722	1,185,131	1,186,552	1,187,968	1,204,074
1,090,361	1,180,525	1,181,934	1,183,356	1,184,765	1,186,186	1,187,602	1,203,708
366	366	366	366	366	366	366	366
867,462	845,341	820,064	819,249	813,516	782,691	763,427	751,608
524,955	502,031	475,555	473,311	466,804	437,029	418,772	407,920
524,955	502,031	475,555	473,311	466,804	437,029	418,772	407,920
340,798	341,601	342,800	344,229	345,003	343,953	342,946	341,979
1,709	1,709	1,709	1,709	1,709	1,709	1,709	1,709
1,958,189	2,026,232	2,002,364	2,002,971	1,998,647	1,969,243	1,951,395	1,955,682
1,771,003	1,779,468	1,784,903	1,790,917	1,796,450	1,795,829	1,795,175	1,794,553
40,119	40,163	40,208	40,253	40,298	40,343	40,388	40,433
19,147	19,169	19,191	19,213	19,235	19,257	19,279	19,301
20,972	20,994	21,017	21,040	21,063	21,086	21,109	21,132
798,038	801,086	801,121	801,165	801,218	801,281	801,289	801,307
16,109	16,133	16,157	16,181	16,205	16,230	16,255	16,281
21,037	21,067	21,097	21,127	21,157	21,188	21,219	21,250
760,892	763,886	763,867	763,857	763,856	763,863	763,815	763,776
932,846	938,219	943,574	949,499	954,934	954,205	953,498	952,813
183,898	173,018	163,382	156,896	148,926	143,076	134,346	126,027
167,447	156,567	146,931	140,445	132,475	126,625	117,895	109,576
16,451	16,451	16,451	16,451	16,451	16,451	16,451	16,451
1,954,901	1,952,486	1,948,285	1,947,813	1,945,376	1,938,905	1,929,521	1,920,580
3,288	73,746	54,079	55,158	53,271	30,338	21,874	35,102
30	30	30	30	30	30	30	30
△ 30	△ 30	△ 30	△ 30	△ 30	△ 30	△ 30	△ 30
3,258	73,716	54,049	55,128	53,241	30,308	21,844	35,072
801,877	875,593	929,642	984,771	1,038,012	1,068,320	1,090,165	1,125,237
1,016,502	1,090,218	1,144,267	1,199,396	1,252,637	1,282,945	1,304,790	1,339,862
204,850	218,721	219,908	218,432	218,903	219,744	220,612	224,107
1,251,565	1,208,603	1,167,048	1,120,322	1,102,446	1,055,119	1,029,555	1,016,723
1,091,955	1,048,384	1,006,822	960,086	942,199	894,861	869,295	856,459
159,610	160,219	160,226	160,236	160,247	160,258	160,260	160,264
1,090,727	1,180,891	1,182,300	1,183,722	1,185,131	1,186,552	1,187,968	1,204,074

投資・財政計画
(収支計画)
汚水事業版

下水道事業合計(公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水・小型浄化槽)(税込)

区 分		前年度 〔 決 算 込 〕	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
資本的収入 資本的支出	資本的収入	1. 企業債		648,102	1,105,200	986,200	796,400	784,000
		うち 資本費平準化債		410,300	494,300	435,400	407,000	360,700
		2. 他会計出資金		153,732	148,513	151,905	146,432	141,071
		3. 他会計補助金						
		4. 他会計負担金						
		5. 他会計借入金						
		6. 国（都道府県）補助金		13,798	171,642	171,442	171,442	171,442
		7. 固定資産売却代金						
		8. 工事負担金		38,101	28,452	28,452	28,452	28,452
		9. その他						
	計 (A)		853,733	1,453,807	1,337,999	1,142,726	1,124,965	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)							
	純計 (A)-(B) (C)		853,733	1,453,807	1,337,999	1,142,726	1,124,965	
	資本的支出	1. 建設改良費		295,112	905,938	832,116	670,494	702,974
		うち 職員給与費		57,975	58,908	59,086	59,264	59,444
		2. 企業債償還金		1,069,056	1,101,151	1,171,926	1,141,591	1,092,877
		3. 他会計長期借入返還金						
		4. 他会計への支出金						
5. その他								
計 (D)			1,364,168	2,007,089	2,004,042	1,812,085	1,795,851	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)			510,435	553,282	666,043	669,359	670,886	
補填財源	1. 損益勘定留保資金		754,009	823,252	907,462	615,531	617,957	
	2. 利益剰余金処分数							
	3. 繰越工事資金							
	4. その他							
	計 (F)		754,009	823,252	907,462	615,531	617,957	
補填財源不足額 (E)-(F)			△ 243,574	△ 269,970	△ 241,419	53,828	52,929	
他会計借入金残高 (G)								
企業債残高 (H)		13,654,335	13,233,381	13,237,430	13,051,704	12,706,513	12,397,636	

○他会計繰入金

年 度		前年度 〔 決 算 込 〕	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区 分							
収 益 的 収 支 分			1,087,442	1,095,742	1,124,812	594,351	565,057
	う ち 基 準 内 繰 入 金		1,087,442	1,095,742	1,124,812	594,351	565,057
	う ち 基 準 外 繰 入 金						
資 本 的 収 支 分			153,731	148,513	151,905	146,432	141,071
	う ち 基 準 内 繰 入 金		153,731	148,513	151,905	146,432	141,071
	う ち 基 準 外 繰 入 金						
合 計			1,241,173	1,244,255	1,276,717	740,783	706,128

投資・財政計画
(収支計画)
污水事業版

(単位:千円)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
700,100	640,300	620,100	597,700	594,100	551,900	528,500	516,300
299,200	264,600	223,700	201,300	197,700	155,500	132,100	119,900
132,534	124,631	118,320	92,109	80,093	80,093	80,093	80,093
171,442	171,442	171,442	171,442	171,442	171,442	171,442	171,442
28,452	28,452	28,452	28,452	28,452	28,452	28,452	28,452
1,032,528	964,825	938,314	889,703	874,087	831,887	808,487	796,287
1,032,528	964,825	938,314	889,703	874,087	831,887	808,487	796,287
680,754	655,735	676,616	676,798	676,980	677,163	677,346	677,530
59,624	59,805	59,986	60,168	60,350	60,533	60,716	60,900
1,023,878	982,809	939,159	892,405	874,500	827,143	801,559	788,704
1,704,632	1,638,544	1,615,775	1,569,203	1,551,480	1,504,306	1,478,905	1,466,234
672,104	673,719	677,461	679,500	677,393	672,419	670,418	669,947
595,306	670,334	654,823	660,398	663,172	640,560	632,396	645,906
595,306	670,334	654,823	660,398	663,172	640,560	632,396	645,906
76,798	3,385	22,638	19,102	14,221	31,859	38,022	24,041
12,073,858	11,731,349	11,412,290	11,117,585	10,837,185	10,561,942	10,288,883	10,016,479

(単位:千円)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
524,970	502,046	475,570	473,326	466,819	437,044	418,787	407,935
524,970	502,046	475,570	473,326	466,819	437,044	418,787	407,935
132,534	124,631	118,320	92,109	80,093	80,093	80,093	80,093
132,534	124,631	118,320	92,109	80,093	80,093	80,093	80,093
657,504	626,677	593,890	565,435	546,912	517,137	498,880	488,028

投資・財政計画(収支計画) 全体版

下水道事業合計(公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水・小型浄化槽)(税抜)

区 分		年 度	前年度 決算 見 込	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収 入 の 収 益	1. 営 業 収 益 (A)	(1) 料 金 収 入		1,299,906	1,324,756	1,359,095	1,614,947	1,699,033
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
		(3) そ の 他		469,154	483,747	516,522	544,360	612,719
	2. 営 業 外 収 益	(1) 補 助 金		1,907,425	1,907,683	1,936,322	1,407,657	1,389,429
		他 会 計 補 助 金		1,087,427	1,095,727	1,124,797	594,336	565,042
		そ の 他 補 助 金		1,087,427	1,095,727	1,124,797	594,336	565,042
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	(1) 補 助 金		813,703	810,200	809,769	811,565	822,631
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入		813,703	810,200	809,769	811,565	822,631
		(3) そ の 他		6,295	1,756	1,756	1,756	1,756
	収 入 計 (C)			3,207,331	3,232,439	3,295,417	3,022,604	3,088,462
	1. 営 業 費 用	(1) 職 員 給 与 費		2,672,380	2,716,938	2,692,905	2,696,780	2,729,987
		基 本 給		48,360	50,757	50,813	50,869	50,925
		退 職 給 付 費		22,576	23,389	23,416	23,443	23,470
		そ の 他		25,784	27,368	27,397	27,426	27,455
		(2) 経 費		863,853	921,937	887,112	893,261	893,423
		動 力 費		32,350	36,244	36,289	36,334	36,379
		修 繕 費		59,677	58,142	58,210	58,278	58,346
		材 料 費						
		そ の 他		771,826	827,551	792,613	798,649	798,698
		(3) 減 価 償 却 費		1,760,167	1,744,244	1,754,980	1,752,650	1,785,639
支 出 の 収 益	2. 営 業 外 費 用	(1) 支 払 利 息		368,351	394,556	343,983	322,587	306,263
		(2) 支 払 利 息		342,716	324,019	300,244	278,848	262,524
		(2) そ の 他		25,635	70,537	43,739	43,739	43,739
	支 出 計 (D)			3,040,731	3,111,494	3,036,888	3,019,367	3,036,250
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)			166,600	120,945	258,529	3,237	52,212
	特 別 利 益 (F)							
	特 別 損 失 (G)			108,029	30	30	30	30
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)			△ 108,029	△ 30	△ 30	△ 30	△ 30
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			58,571	120,915	258,499	3,207	52,182
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			58,571	179,486	437,986	441,193	493,375
流 動 資 産	流 動 資 産 (J)			558,111	679,026	937,526	940,733	992,915
	う ち 未 収 金			250,935	201,858	202,945	242,317	244,623
	流 動 負 債 (K)			1,613,503	1,756,829	1,846,008	1,861,167	1,839,617
	う ち 建 設 改 良 費 分			1,403,655	1,572,438	1,668,583	1,682,512	1,660,930
	う ち 一 時 借 入 金							
流 動 負 債	う ち 未 払 金			200,793	184,391	177,425	178,655	178,687
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)							
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)							
	営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			1,299,906	1,324,756	1,359,095	1,614,947	1,699,033
	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)							
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)							
	健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)							

投資・財政計画(収支計画)
全体版

(単位:千円, %)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
1,715,547	1,818,088	1,827,131	1,834,362	1,852,080	1,861,854	1,876,536	1,857,308
1,090,361	1,180,525	1,181,934	1,183,356	1,184,765	1,186,186	1,187,602	1,203,708
625,186	637,563	645,197	651,006	667,315	675,668	688,934	653,600
1,354,993	1,346,110	1,337,652	1,343,016	1,344,420	1,315,161	1,302,840	1,298,075
524,955	502,031	475,555	473,311	466,804	437,029	418,772	407,920
524,955	502,031	475,555	473,311	466,804	437,029	418,772	407,920
828,282	842,323	860,341	867,949	875,860	876,376	882,312	888,399
1,756	1,756	1,756	1,756	1,756	1,756	1,756	1,756
3,070,540	3,164,198	3,164,783	3,177,378	3,196,500	3,177,015	3,179,376	3,155,383
2,733,712	2,770,867	2,804,439	2,840,666	2,859,157	2,870,179	2,875,325	2,881,331
50,981	51,037	51,094	51,151	51,208	51,265	51,322	51,380
23,497	23,524	23,551	23,578	23,605	23,632	23,659	23,686
27,484	27,513	27,543	27,573	27,603	27,633	27,663	27,694
893,594	896,740	896,873	897,015	897,166	897,327	897,433	897,549
36,424	36,469	36,514	36,559	36,604	36,650	36,696	36,743
58,414	58,482	58,550	58,618	58,686	58,755	58,824	58,893
798,756	801,789	801,809	801,838	801,876	801,922	801,913	801,913
1,789,137	1,823,090	1,856,472	1,892,500	1,910,783	1,921,587	1,926,570	1,932,402
289,478	276,193	264,683	256,831	247,963	241,774	233,100	222,818
245,739	232,454	220,944	213,092	204,224	198,035	189,361	179,079
43,739	43,739	43,739	43,739	43,739	43,739	43,739	43,739
3,023,190	3,047,060	3,069,122	3,097,497	3,107,120	3,111,953	3,108,425	3,104,148
47,350	117,138	95,661	79,881	89,380	65,062	70,951	51,234
30	30	30	30	30	30	30	30
△ 30	△ 30	△ 30	△ 30	△ 30	△ 30	△ 30	△ 30
47,320	117,108	95,631	79,851	89,350	65,032	70,921	51,204
540,696	657,804	753,435	833,287	922,637	987,669	1,058,591	1,109,795
1,040,236	1,157,344	1,252,975	1,332,827	1,422,177	1,487,209	1,558,131	1,609,335
245,877	259,748	260,935	259,459	259,930	260,771	261,639	265,134
1,782,689	1,749,381	1,714,284	1,684,708	1,675,259	1,640,723	1,581,293	1,568,480
1,603,967	1,570,030	1,534,907	1,505,301	1,495,822	1,461,255	1,401,803	1,388,967
178,722	179,351	179,377	179,407	179,437	179,468	179,490	179,513
1,715,547	1,818,088	1,827,131	1,834,362	1,852,080	1,861,854	1,876,536	1,857,308

投資・財政計画
(収支計画)
全体版

下水道事業合計(公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水・小型浄化槽)(税込)

区 分		年 度		前年度 〔 決 算 込 〕	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		前年度	当年度						
資本的収入	資本的収入	1. 企 業 債			749,400	1,697,600	1,375,200	1,185,400	1,173,000
		うち 資 本 費 平 準 化 債			410,300	494,300	435,400	407,000	360,700
		2. 他 会 計 出 資 金			186,172	182,666	174,255	168,934	163,432
		3. 他 会 計 補 助 金							
		4. 他 会 計 負 担 金							
		5. 他 会 計 借 入 金							
		6. 国（都道府県）補助金			104,150	766,390	471,442	471,442	471,442
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金							
		8. 工 事 負 担 金			38,101	28,452	28,452	28,452	28,452
		9. そ の 他				106,040	63,636	63,636	63,636
	計 (A)			1,077,823	2,781,148	2,112,985	1,917,864	1,899,962	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)								
	純 計 (A)-(B) (C)			1,077,823	2,781,148	2,112,985	1,917,864	1,899,962	
	資本的支出	1. 建 設 改 良 費			507,348	2,091,698	1,550,293	1,388,726	1,421,261
		うち 職 員 給 与 費			74,539	77,030	77,263	77,496	77,731
		2. 企 業 債 償 還 金			1,355,374	1,404,927	1,552,617	1,555,035	1,566,747
		3. 他会計長期借入返還金							
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
		5. そ の 他							
		計 (D)			1,862,722	3,496,625	3,102,910	2,943,761	2,988,008
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)				784,899	715,477	989,925	1,025,897	1,088,046	
補填財源		1. 損 益 勘 定 留 保 資 金			1,005,035	1,054,959	1,203,710	944,292	1,015,190
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額							
	3. 繰 越 工 事 資 金								
	4. そ の 他								
	計 (F)			1,005,035	1,054,959	1,203,710	944,292	1,015,190	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)				△ 220,136	△ 339,482	△ 213,785	81,605	72,856	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)									
企 業 債 残 高 (H)		19,889,952	19,283,978	19,576,651	19,399,234	19,029,599	18,635,852		

○他会計繰入金

年 度		前年度 〔決 算 込〕	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区 分							
収 益 的 収 支 分			1,556,230	1,579,123	1,640,968	1,138,345	1,177,410
	うち 基 準 内 繰 入 金		1,556,230	1,579,123	1,640,968	1,138,345	1,177,410
	うち 基 準 外 繰 入 金						
資 本 的 収 支 分			172,932	174,283	165,697	160,224	154,863
	うち 基 準 内 繰 入 金		172,932	174,283	165,697	160,224	154,863
	うち 基 準 外 繰 入 金						
合 計			1,729,162	1,753,406	1,806,665	1,298,569	1,332,273

投資・財政計画
(収支計画)
全体版

(単位:千円)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
1,089,100	1,029,300	1,009,100	986,700	983,100	940,900	917,500	905,300
299,200	264,600	223,700	201,300	197,700	155,500	132,100	119,900
155,041	146,597	140,386	113,403	101,269	100,603	99,797	99,088
471,442	471,442	471,442	471,442	471,442	471,442	471,442	471,442
28,452	28,452	28,452	28,452	28,452	28,452	28,452	28,452
63,636	63,636	63,636	63,636	63,636	63,636	63,636	63,636
1,807,671	1,739,427	1,713,016	1,663,633	1,647,899	1,605,033	1,580,827	1,567,918
1,807,671	1,739,427	1,713,016	1,663,633	1,647,899	1,605,033	1,580,827	1,567,918
1,399,096	1,374,133	1,395,070	1,395,308	1,395,546	1,395,785	1,396,024	1,396,265
77,966	78,203	78,440	78,678	78,916	79,155	79,394	79,635
1,521,633	1,494,821	1,460,805	1,420,490	1,419,715	1,380,766	1,367,953	1,321,212
2,920,729	2,868,954	2,855,875	2,815,798	2,815,261	2,776,551	2,763,977	2,717,477
1,113,058	1,129,527	1,142,859	1,152,165	1,167,362	1,171,518	1,183,150	1,149,559
1,008,175	1,097,875	1,091,762	1,104,402	1,124,273	1,110,243	1,115,179	1,095,207
1,008,175	1,097,875	1,091,762	1,104,402	1,124,273	1,110,243	1,115,179	1,095,207
104,883	31,652	51,097	47,763	43,089	61,275	67,971	54,352
18,203,319	17,737,798	17,286,093	16,852,303	16,415,688	15,975,822	15,525,369	15,109,457

(単位:千円)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
1,149,790	1,139,243	1,120,401	1,123,966	1,133,768	1,112,346	1,107,355	1,061,169
1,149,790	1,139,243	1,120,401	1,123,966	1,133,768	1,112,346	1,107,355	1,061,169
146,326	138,423	132,112	105,901	93,885	93,885	93,885	93,885
146,326	138,423	132,112	105,901	93,885	93,885	93,885	93,885
1,296,116	1,277,666	1,252,513	1,229,867	1,227,653	1,206,231	1,201,240	1,155,054

原価計算表(全事業版)

計算期間

自 令 和 4 年 4 月
至 令 和 15 年 3 月
(11年間)

収 入 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
使 用 料 (X)	千円 830,752	千円 1,127,083	千円	千円 1,127,083
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	469,156	628,915		628,915
合 計	1,299,908	1,755,998	0	1,755,998

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
管 渠 費	人 件 費 給 料	千円 3,391	千円 3,462	千円 3,462
	諸 手 当	2,936	2,937	2,937
	福 利 費	1,121	1,121	1,121
	修 繕 費	12,280	12,042	12,042
	材 料 費	0	0	0
	路 面 復 旧 費	0	0	0
	委 託 料	9,070	9,619	9,619
	そ の 他	13,178	14,809	14,809
小 計	41,976	43,990	0	43,990
ポ ン プ 場 費	人 件 費 給 料	2,635	2,673	2,673
	諸 手 当	2,285	2,466	2,466
	福 利 費	873	942	942
	動 力 費	16,515	26,021	26,021
	修 繕 費	38,801	37,536	37,536
	材 料 費	0	0	0
	薬 品 費	0	0	0
	委 託 料	17,017	17,624	17,624
小 計	97,886	107,737	0	107,737
処 理 場 費	人 件 費 給 料	0	0	0
	諸 手 当	0	0	0
	福 利 費	0	0	0
	動 力 費	7,221	10,494	10,494
	修 繕 費	7,979	8,348	8,348
	材 料 費	0	0	0
	薬 品 費	0	0	0
	委 託 料	45,270	57,798	57,798
小 計	62,291	78,670	0	78,670
一 般 管 理 費	人 件 費 給 料	17,463	17,416	17,416
	諸 手 当	13,791	14,553	14,553
	福 利 費	5,236	5,525	5,525
	流 域 下 水 道 管 理 運 営 費 負 担 金	519,010	542,000	542,000
	委 託 料	63,941	60,052	60,052
	そ の 他	116,251	120,117	120,117
小 計	735,692	759,663	0	759,663
資 本 費	支 払 利 息	342,718	229,505	229,505
	減 価 償 却 費	1,760,168	1,849,619	1,374,661
	企 業 債 取 扱 諸 費	0	0	0

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
小 計	2,102,886	2,079,124	1,374,661	704,463
合 計 (Y)	3,040,731	3,069,184	1,374,661	1,694,523

資 産 維 持 費 (Z)
使 用 料 対 象 経 費 (Y) + (Z)

1,694,523

$$(X) \div ((Y) + (Z)) * 100 = 0.67$$

<使用料水準についての説明>

下水道事業の計画期間内における収支均衡を図るため、令和5年度からは現行比20%増、令和8年度からは現行比30%増、使用料の改定を行う計画です。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

投資・財政計画
(収支計画)

公共下水道(税抜)

区 分			年 度	前年度 〔 決 算 込 〕	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			1,200,542	1,226,307	1,261,887	1,514,806	1,597,673
		(1) 料 金 収 入			736,348	747,305	749,863	974,702	988,968
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)							
		(3) そ の 他			464,194	479,002	512,024	540,104	608,705
		2. 営 業 外 収 益			1,665,657	1,667,625	1,699,491	1,178,327	1,166,096
		(1) 補 助 金			940,108	948,555	978,089	454,012	430,055
		他 会 計 補 助 金			940,108	948,555	978,089	454,012	430,055
		そ の 他 補 助 金							
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入			719,272	717,317	719,649	722,562	734,288
		(3) そ の 他			6,277	1,753	1,753	1,753	1,753
収 入 計 (C)				2,866,199	2,893,932	2,961,378	2,693,133	2,763,769	
支 出	支 出	1. 営 業 費 用			2,320,454	2,352,640	2,333,276	2,333,874	2,368,207
		(1) 職 員 給 与 費			37,318	39,571	39,611	39,651	39,691
		基 本 給 付 費			16,932	17,709	17,727	17,745	17,763
		退 職 給 付 費							
		そ の 他			20,386	21,862	21,884	21,906	21,928
		(2) 経 費			705,777	749,971	715,724	716,443	717,162
		動 力 費			21,622	25,414	25,440	25,466	25,492
		修 繕 費			43,773	41,780	41,823	41,866	41,909
		材 料 費							
		そ の 他			640,382	682,777	648,461	649,111	649,761
(3) 減 価 償 却 費				1,577,359	1,563,098	1,577,941	1,577,780	1,611,354	
2. 営 業 外 費 用				339,469	368,957	320,881	302,116	288,206	
(1) 支 払 利 息				314,860	298,988	277,725	258,960	245,050	
(2) そ の 他				24,609	69,969	43,156	43,156	43,156	
支 出 計 (D)				2,659,923	2,721,597	2,654,157	2,635,990	2,656,413	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)				206,276	172,335	307,221	57,143	107,356	
特 別 利 益 (F)									
特 別 損 失 (G)				93,624	30	30	30	30	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)				△ 93,624	△ 30	△ 30	△ 30	△ 30	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)				112,652	172,305	307,191	57,113	107,326	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)				112,652	284,957	592,148	649,261	756,587	
流 動 資 産 (J)				519,291	691,596	998,787	1,055,900	1,163,226	
うち 未 収 金				222,665	164,550	164,977	202,450	204,828	
流 動 負 債 (K)				1,442,715	1,588,161	1,675,627	1,694,384	1,676,821	
うち 建 設 改 良 費 分				1,273,270	1,438,166	1,532,481	1,551,095	1,533,388	
うち 一 時 借 入 金									
うち 未 払 金				161,468	149,995	143,146	143,289	143,433	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)									
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)									
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)				1,200,542	1,226,307	1,261,887	1,514,806	1,597,673	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)									
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)									
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)									
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)									
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)									

投資・財政計画
(収支計画)

(単位: 千円, %)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
1,612,985	1,709,148	1,719,609	1,728,255	1,747,370	1,758,534	1,774,622	1,756,780
991,581	1,075,139	1,077,761	1,080,396	1,083,018	1,085,652	1,088,318	1,105,674
621,404	634,009	641,848	647,859	664,352	672,882	686,304	651,106
1,150,193	1,154,581	1,157,096	1,169,930	1,181,632	1,160,354	1,151,421	1,148,406
403,804	392,561	376,394	380,476	383,164	359,093	342,929	332,582
403,804	392,561	376,394	380,476	383,164	359,093	342,929	332,582
744,636	760,267	778,949	787,701	796,715	799,508	806,739	814,071
1,753	1,753	1,753	1,753	1,753	1,753	1,753	1,753
2,763,178	2,863,729	2,876,705	2,898,185	2,929,002	2,918,888	2,926,043	2,905,186
2,379,902	2,416,381	2,450,863	2,488,915	2,508,586	2,523,717	2,530,838	2,538,761
39,731	39,771	39,812	39,853	39,894	39,935	39,976	40,018
17,781	17,799	17,817	17,835	17,853	17,871	17,889	17,907
21,950	21,972	21,995	22,018	22,041	22,064	22,087	22,111
717,882	718,603	719,324	720,046	720,769	721,492	722,216	722,940
25,518	25,544	25,570	25,596	25,622	25,648	25,674	25,700
41,952	41,995	42,038	42,081	42,124	42,167	42,210	42,253
650,412	651,064	651,716	652,369	653,023	653,677	654,332	654,987
1,622,289	1,658,007	1,691,727	1,729,016	1,747,923	1,762,290	1,768,646	1,775,803
273,525	261,903	251,755	245,102	237,304	231,306	222,712	212,845
230,369	218,747	208,599	201,946	194,148	188,150	179,556	169,689
43,156	43,156	43,156	43,156	43,156	43,156	43,156	43,156
2,653,427	2,678,284	2,702,618	2,734,017	2,745,890	2,755,023	2,753,550	2,751,606
109,751	185,445	174,087	164,168	183,112	163,865	172,493	153,580
30	30	30	30	30	30	30	30
△ 30	△ 30	△ 30	△ 30	△ 30	△ 30	△ 30	△ 30
109,721	185,415	174,057	164,138	183,082	163,835	172,463	153,550
866,308	1,051,723	1,225,780	1,389,919	1,573,001	1,736,836	1,909,299	2,062,848
1,272,947	1,458,362	1,632,419	1,796,558	1,979,640	2,143,475	2,315,938	2,469,487
205,263	219,189	219,626	220,066	220,503	220,942	221,386	224,279
1,631,606	1,609,917	1,582,857	1,561,460	1,559,084	1,530,135	1,473,230	1,460,544
1,488,029	1,466,196	1,438,991	1,417,450	1,414,929	1,385,836	1,328,786	1,315,955
143,577	143,721	143,866	144,010	144,155	144,299	144,444	144,589
1,612,985	1,709,148	1,719,609	1,728,255	1,747,370	1,758,534	1,774,622	1,756,780

投資・財政計画
(収支計画)

公共下水道(税込)

年 度			前年度 〔 決 算 〕 〔 見 込 〕	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
区 分									
資本的 収支	資本的 収入	1. 企 業 債		700,300	1,633,500	1,309,700	1,122,400	1,112,400	
		うち 資本費平準化債		371,700	448,900	386,800	361,300	319,000	
		2. 他 会 計 出 資 金		172,344	173,676	165,046	160,224	154,863	
		3. 他 会 計 補 助 金							
		4. 他 会 計 負 担 金							
		5. 他 会 計 借 入 金							
		6. 国（都道府県）補助金		88,074	763,148	468,200	468,200	468,200	
		7. 固定資産売却代金							
		8. 工 事 負 担 金		34,707	24,852	24,852	24,852	24,852	
		9. そ の 他			106,040	63,636	63,636	63,636	
		計 (A)		995,425	2,701,216	2,031,434	1,839,312	1,823,951	
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)							
		純 計 (A)-(B) (C)		995,425	2,701,216	2,031,434	1,839,312	1,823,951	
	資本的 支出	1. 建 設 改 良 費		458,279	2,066,115	1,525,896	1,364,316	1,396,837	
		うち 職 員 給 与 費		70,398	72,876	73,096	73,316	73,537	
		2. 企 業 債 償 還 金		1,224,526	1,273,276	1,419,108	1,425,919	1,441,794	
		3. 他会計長期借入返還金							
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
		5. そ の 他							
		計 (D)		1,682,805	3,339,391	2,945,004	2,790,235	2,838,631	
		資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		687,380	638,175	913,570	950,923	1,014,680	
	補填 財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		970,739	1,018,086	1,165,483	912,331	984,392	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額							
		3. 繰 越 工 事 資 金							
		4. そ の 他							
		計 (F)		970,739	1,018,086	1,165,483	912,331	984,392	
	補填財源不足額 (E)-(F)				△ 283,359	△ 379,911	△ 251,913	38,592	30,288
	他 会 計 借 入 金 残 高 (G)								
	企 業 債 残 高 (H)			18,508,576	17,984,350	18,344,574	18,235,166	17,931,647	17,602,253

○他会計繰入金

年 度		〔 前年度 決 算 見 込 〕	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区 分							
収 益 の 収 支 分			1,403,951	1,427,206	1,489,762	993,765	1,038,409
	うち基準内繰入金		1,403,951	1,427,206	1,489,762	993,765	1,038,409
	うち基準外繰入金						
資 本 の 収 支 分			172,344	173,676	165,046	160,224	154,863
	うち基準内繰入金		172,344	173,676	165,046	160,224	154,863
	うち基準外繰入金						
合 計			1,576,295	1,600,882	1,654,808	1,153,989	1,193,272

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
1,037,100	986,400	973,100	955,900	952,200	909,500	885,600	872,700
266,100	240,600	206,600	189,400	185,700	143,000	119,100	106,200
146,326	138,423	132,112	105,901	93,885	93,885	93,885	93,885
468,200	468,200	468,200	468,200	468,200	468,200	468,200	468,200
24,852	24,852	24,852	24,852	24,852	24,852	24,852	24,852
63,636	63,636	63,636	63,636	63,636	63,636	63,636	63,636
1,740,114	1,681,511	1,661,900	1,618,489	1,602,773	1,560,073	1,536,173	1,523,273
1,740,114	1,681,511	1,661,900	1,618,489	1,602,773	1,560,073	1,536,173	1,523,273
1,374,658	1,349,681	1,370,604	1,370,828	1,371,052	1,371,277	1,371,502	1,371,729
73,758	73,981	74,204	74,428	74,652	74,877	75,102	75,329
1,407,599	1,393,533	1,366,565	1,334,970	1,340,606	1,306,993	1,296,680	1,250,655
2,782,257	2,743,214	2,737,169	2,705,798	2,711,658	2,678,270	2,668,182	2,622,384
1,042,143	1,061,703	1,075,269	1,087,309	1,108,885	1,118,197	1,132,009	1,099,111
987,374	1,083,155	1,086,835	1,105,453	1,134,290	1,126,617	1,134,370	1,115,282
987,374	1,083,155	1,086,835	1,105,453	1,134,290	1,126,617	1,134,370	1,115,282
54,769	△ 21,452	△ 11,566	△ 18,144	△ 25,405	△ 8,420	△ 2,361	△ 16,171
17,231,754	16,824,621	16,431,156	16,052,086	15,663,680	15,266,187	14,855,107	14,477,152

(単位:千円)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
1,024,857	1,026,219	1,017,891	1,027,984	1,047,165	1,031,624	1,028,882	983,337
1,024,857	1,026,219	1,017,891	1,027,984	1,047,165	1,031,624	1,028,882	983,337
146,326	138,423	132,112	105,901	93,885	93,885	93,885	93,885
146,326	138,423	132,112	105,901	93,885	93,885	93,885	93,885
1,171,183	1,164,642	1,150,003	1,133,885	1,141,050	1,125,509	1,122,767	1,077,222

原価計算表(公共下水道事業)

供用開始年月日 平成5年4月1日
 処理区域内人口 42,077人
 計算期間 自令和4年4月
 至令和5年3月
 (11年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
使 用 料 (X)	千円 736,348	千円 1,027,370	千円	千円 1,027,370
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他	464,196	625,509		625,509
合 計	1,200,544	1,652,879	0	1,652,879

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
管渠費	人件費 給料	千円 2,258	千円 2,316	千円 2,316
	諸手当	1,959	2,114	2,114
	福利費	748	807	807
	修繕費	5,416	5,045	5,045
	材料費		0	0
	路面復旧費		0	0
	委託料	8,490	8,798	8,798
	その他	8,373	8,677	8,677
小計	27,244	27,757	0	27,757
ポンプ場費	人件費 給料	2,635	2,673	2,673
	諸手当	2,285	2,466	2,466
	福利費	873	942	942
	動力費	16,092	25,570	25,570
	修繕費	38,357	36,993	36,993
	材料費		0	0
	薬品費		0	0
	委託料	16,497	17,096	17,096
小計	96,364	106,078	0	106,078
処理場費	人件費 給料	0		0
	諸手当			0
	福利費			0
	動力費			0
	修繕費			0
	材料費		0	0
	薬品費		0	0
	委託料		0	0
小計	0	0	0	0
一般管理費	人件費 給料	12,041	12,828	12,828
	諸手当	10,528	11,361	11,361
	福利費	3,990	4,306	4,306
	流域下水道管理運営費負担金	508,073	526,528	526,528
	委託料	3,185	3,301	3,301
	その他	106,277	110,137	110,137
小計	644,094	668,461	0	668,461
資本費	支払利息	314,861	215,722	215,722
	減価償却費	1,577,360	1,683,889	474,958
	企業債取扱諸費			0

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
小 計	1,892,221	1,899,611	1,208,931	690,680
合 計 (Y)	2,659,923	2,701,907	1,208,931	1,492,976

資 産 維 持 費 (Z)
使 用 料 対 象 経 費 (Y) + (Z)

1,492,976

$$(X) \div ((Y) + (Z)) * 100 = 0.69$$

<使用料水準についての説明>

下水道事業の計画期間内における収支均衡を図るため、令和5年度からは現行比20%増、令和8年度からは現行比30%増、使用料の改定を行う計画です。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

投資・財政計画
(収支計画)

特定環境保全公共下水道(税抜)

区 分			年 度	前年度 〔 決 算 込 〕	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収 益 的 収 入 的 収 支 出 支 出	収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			43,206	42,751	42,297	44,541	46,557
		(1) 料 金 収 入			43,206	42,751	42,297	44,541	46,557
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)							
		(3) そ の 他							
		2. 営 業 外 収 益			86,854	86,553	85,233	79,891	74,145
		(1) 補 助 金			61,202	61,027	59,708	54,425	48,878
		他 会 計 補 助 金			61,202	61,027	59,708	54,425	48,878
		そ の 他 補 助 金							
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入			25,634	25,525	25,524	25,465	25,266
		(3) そ の 他			18	1	1	1	1
		収 入 計 (C)			130,060	129,304	127,530	124,432	120,702
	収 支 出	1. 営 業 費 用			104,018	114,777	115,013	120,980	120,807
		(1) 職 員 給 与 費			3,514	3,525	3,529	3,533	3,537
		基 本 給 与 費			1,881	1,887	1,889	1,891	1,893
		退 職 給 付 費							
		そ の 他			1,633	1,638	1,640	1,642	1,644
		(2) 経 費			44,883	53,941	54,011	60,082	60,159
		動 力 費			3,550	3,561	3,572	3,583	3,594
		修 繕 費			4,391	4,404	4,417	4,430	4,443
		材 料 費							
		そ の 他			36,942	45,976	46,022	52,069	52,122
		(3) 減 価 償 却 費			55,621	57,311	57,473	57,365	57,111
		2. 営 業 外 費 用			11,703	10,510	9,587	8,416	7,408
		(1) 支 払 利 息			11,703	10,255	9,332	8,161	7,153
		(2) そ の 他				255	255	255	255
		支 出 計 (D)			115,721	125,287	124,600	129,396	128,215
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			14,339	4,017	2,930	△ 4,964	△ 7,513		
特 別 利 益 (F)									
特 別 損 失 (G)			5,762						
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			△ 5,762						
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			8,577	4,017	2,930	△ 4,964	△ 7,513		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			8,577	12,594	15,524	10,560	3,047		
流 動 資 産 (J)			14,227	18,244	21,174	16,210	8,697		
流 動 負 債 (K)	う ち 未 収 金			10,264	8,990	9,001	10,013	10,026	
	う ち 未 払 金			63,137	63,421	63,083	59,532	55,010	
	う ち 建 設 改 良 費 分			50,858	52,632	52,280	47,515	42,978	
	う ち 一 時 借 入 金								
う ち 未 払 金			11,845	10,789	10,803	12,017	12,032		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)				△ 19.85	△ 29.46	△ 36.70	△ 23.71	△ 6.54	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)								4,587	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)				43,206	42,751	42,297	44,541	46,557	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)								9.85	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)									
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)									
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)									
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)									

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
48,546	51,583	50,988	50,393	49,798	49,203	48,589	47,975
48,546	51,583	50,988	50,393	49,798	49,203	48,589	47,975
66,305	57,442	57,201	55,669	55,407	55,386	54,268	52,520
42,266	33,662	33,425	32,260	32,359	32,693	31,925	30,522
42,266	33,662	33,425	32,260	32,359	32,693	31,925	30,522
24,038	23,779	23,775	23,408	23,047	22,692	22,342	21,997
1	1	1	1	1	1	1	1
114,851	109,025	108,189	106,062	105,205	104,589	102,857	100,495
118,479	121,203	121,442	120,921	120,802	120,887	120,972	121,058
3,541	3,545	3,549	3,553	3,557	3,561	3,565	3,569
1,895	1,897	1,899	1,901	1,903	1,905	1,907	1,909
1,646	1,648	1,650	1,652	1,654	1,656	1,658	1,660
60,236	63,337	63,417	63,497	63,577	63,658	63,739	63,821
3,605	3,616	3,627	3,638	3,649	3,660	3,671	3,683
4,456	4,469	4,482	4,495	4,508	4,522	4,536	4,550
52,175	55,252	55,308	55,364	55,420	55,476	55,532	55,588
54,702	54,321	54,476	53,871	53,668	53,668	53,668	53,668
6,625	6,062	5,654	5,268	4,884	4,491	3,994	3,520
6,370	5,807	5,399	5,013	4,629	4,236	3,739	3,265
255	255	255	255	255	255	255	255
125,104	127,265	127,096	126,189	125,686	125,378	124,966	124,578
△ 10,253	△ 18,240	△ 18,907	△ 20,127	△ 20,481	△ 20,789	△ 22,109	△ 24,083
△ 10,253	△ 18,240	△ 18,907	△ 20,127	△ 20,481	△ 20,789	△ 22,109	△ 24,083
△ 7,206	△ 25,446	△ 44,353	△ 64,480	△ 84,961	△ 105,750	△ 127,859	△ 151,942
△ 1,556	△ 19,796	△ 38,703	△ 58,830	△ 79,311	△ 100,100	△ 122,209	△ 146,292
10,039	10,556	10,569	10,582	10,596	10,609	10,623	10,636
49,197	41,778	41,966	41,204	41,703	42,448	42,193	41,281
37,149	29,110	29,282	28,504	28,987	29,716	29,445	28,516
12,048	12,668	12,684	12,700	12,716	12,732	12,748	12,765
14.84	49.33	86.99	127.95	170.61	214.93	263.14	316.71
14,857	33,718	52,642	72,785	93,283	114,089	136,215	160,316
48,546	51,583	50,988	50,393	49,798	49,203	48,589	47,975
30.60	65.37	103.24	144.43	187.32	231.87	280.34	334.17

投資・財政計画
(収支計画)

特定環境保全公共下水道(税込)

年 度		前年度 〔 決 算 〕 〔 見 込 〕	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資本的 収 入 <							

○他会計繰入金

年 度		〔 前年度 決 算 見 込 〕	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区 分							
収 益 的 収 支 分			61,202	61,027	59,708	54,425	48,878
	うち基準内繰入金		61,202	61,027	59,708	54,425	48,878
	うち基準外繰入金						
資 本 的 収 支 分			588	607	651		
	うち基準内繰入金		588	607	651		
	うち基準外繰入金						
合 計			61,790	61,634	60,359	54,425	48,878

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
14,700	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500
5,200							
360	360	360	360	360	360	360	360
15,060	9,860	9,860	9,860	9,860	9,860	9,860	9,860
15,060	9,860	9,860	9,860	9,860	9,860	9,860	9,860
12,525	12,533	12,541	12,549	12,557	12,565	12,573	12,581
2,525	2,533	2,541	2,549	2,557	2,565	2,573	2,581
35,896	27,856	28,027	27,249	27,731	28,459	28,187	27,257
48,421	40,389	40,568	39,798	40,288	41,024	40,760	39,838
33,361	30,529	30,708	29,938	30,428	31,164	30,900	29,978
20,411	12,302	11,794	10,336	10,140	10,187	9,217	7,588
20,411	12,302	11,794	10,336	10,140	10,187	9,217	7,588
12,950	18,227	18,914	19,602	20,288	20,977	21,683	22,390
337,002	318,646	300,119	282,370	264,139	245,180	226,493	208,736

(単位:千円)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
42,266	33,662	33,425	32,260	32,359	32,693	31,925	30,522
42,266	33,662	33,425	32,260	32,359	32,693	31,925	30,522
42,266	33,662	33,425	32,260	32,359	32,693	31,925	30,522

原価計算表(特定環境保全公共下水道事業)

供用開始年月日 平成 8 年 4 月 1 日
 処理区域内人口 2,698人
 計算期間 自 令和 4 年 4 月
 至 令和 15 年 3 月
 (11年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
使 用 料 (X)	千円 43,206	千円 48,225	千円	千円 48,225
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他	0	0		0
合 計	43,206	48,225	0	48,225

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
管渠費	人件費 給 料	千円 754	千円 760	千円 760
	諸 手 当	652	477	477
	福 利 費	249	182	182
	修 繕 費	3,411	3,452	3,452
	材 料 費		0	0
	路 面 復 旧 費		0	0
	委 託 料	580	821	821
	そ の 他	2,317	3,278	3,278
小 計	7,963	8,970	0	8,970
ポンプ場費	人件費 給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	動 力 費			0
	修 繕 費			0
	材 料 費			0
	薬 品 費			0
	委 託 料			0
小 計	0	0	0	0
処理場費	人件費 給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	動 力 費	1,752	3,627	3,627
	修 繕 費	980	1,031	1,031
	材 料 費		0	0
	薬 品 費		0	0
	委 託 料	23,475	33,209	33,209
小 計	26,460	38,225	0	38,225
一般管理費	人件費 給 料	1,130	1,139	1,139
	諸 手 当	979	717	717
	福 利 費	374	274	274
	流域下水道管理運営費負担金	10,937	15,472	15,472
	委 託 料	27	38	38
	そ の 他	527	746	746
小 計	13,974	18,386	0	18,386
資本費	支 払 利 息	11,703	5,737	5,737
	減 価 償 却 費	55,621	54,908	0
	企 業 債 取 扱 諸 費			0

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
小 計	67,324	60,645	54,908	5,737
合 計 (Y)	115,721	126,226	54,908	71,318

資 産 維 持 費 (Z)
使 用 料 対 象 経 費 (Y) + (Z)

71,318

$$(X) \div ((Y) + (Z)) * 100 = 0.68$$

<使用料水準についての説明>

三原・本郷地域については、下水道事業(特定環境保全公共下水道事業を含む全事業)の計画期間内における収支均衡を図るため、令和5年度からは現行比20%増、令和8年度からは現行比30%増、使用料の改定を行う計画です。
大和地域については、市全体の公平性の観点から、三原・本郷地域における井戸水使用者の井戸水等の使用水量の認定及び取扱要綱の認定水量を採用した使用料体系に見直しを行います。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

投資・財政計画
(収支計画)

農業集落排水(税抜)

区 分		年 度	前年度 〔 決 算 〕	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	(1) 料 金 収 入		22,179	21,945	21,711	17,269	17,081
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
		(3) そ の 他						
	2. 営 業 外 収 益	(1) 補 助 金		72,106	71,266	71,413	69,713	70,816
		他 会 計 補 助 金		46,150	46,643	47,291	45,868	47,000
		そ の 他 補 助 金		46,150	46,643	47,291	45,868	47,000
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	(1) 長 期 前 受 金 戻 入		25,956	24,623	24,122	23,845	23,816
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入						
		(3) そ の 他						
	収 入 計 (C)			94,285	93,211	93,124	86,982	87,897
	1. 営 業 費 用	(1) 職 員 給 与 費		89,975	91,820	90,882	89,636	89,529
		基 本 給 付 費		2,109	2,116	2,119	2,122	2,125
		退 職 給 付 費		1,129	1,133	1,135	1,137	1,139
	(2) 経 費	そ の 他		980	983	984	985	986
		動 力 費		36,104	40,889	40,930	40,971	41,012
		修 繕 費		5,937	5,955	5,961	5,967	5,973
	(3) 減 価 償 却 費	材 料 費		8,139	8,163	8,171	8,179	8,187
		そ の 他		22,028	26,771	26,798	26,825	26,852
		減 価 償 却 費		51,762	48,815	47,833	46,543	46,392
	2. 営 業 外 費 用	(1) 支 払 利 息		7,359	5,941	5,054	4,208	3,404
		(2) 支 払 利 息		6,825	5,938	5,051	4,205	3,401
		(3) そ の 他		534	3	3	3	3
	支 出 計 (D)			97,334	97,761	95,936	93,844	92,933
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)			△ 3,049	△ 4,550	△ 2,812	△ 6,862	△ 5,036
	特 別 損 益 (F)							
	特 別 損 失 (G)			2,160				
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)			△ 2,160				
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			△ 5,209	△ 4,550	△ 2,812	△ 6,862	△ 5,036
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			△ 5,209	△ 9,759	△ 12,571	△ 19,433	△ 24,469
	流 動 資 産 (J)			2,527	△ 2,023	△ 4,835	△ 11,697	△ 16,733
	流 動 負 債 (K)	う ち 未 収 金		5,602	3,657	3,618	2,878	2,846
		う ち 未 収 金		47,210	49,212	50,427	49,859	51,804
		う ち 建 設 改 良 費 分		40,682	41,034	42,241	41,664	43,601
		う ち 一 時 借 入 金						
	う ち 未 払 金			6,367	8,178	8,186	8,195	8,203
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)				23.49	44.47	57.90	112.53	143.25
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (L)				5,357	10,201	13,021	19,892	24,936
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)				22,179	21,945	21,711	17,269	17,081
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)				24.15	46.48	59.97	115.19	145.99
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (N)								
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)								
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (P)								
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)								

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
16,893	18,092	17,883	17,674	17,465	17,256	17,040	16,824
16,893	18,092	17,883	17,674	17,465	17,256	17,040	16,824
63,625	60,063	51,629	45,718	39,232	32,937	30,693	30,640
39,809	36,247	27,813	21,902	15,416	9,121	6,877	6,824
39,809	36,247	27,813	21,902	15,416	9,121	6,877	6,824
23,816	23,816	23,816	23,816	23,816	23,816	23,816	23,816
80,518	78,155	69,512	63,392	56,697	50,193	47,733	47,464
89,573	89,617	89,661	89,705	89,749	89,794	89,839	89,884
2,128	2,131	2,134	2,137	2,140	2,143	2,146	2,149
1,141	1,143	1,145	1,147	1,149	1,151	1,153	1,155
987	988	989	990	991	992	993	994
41,053	41,094	41,135	41,176	41,217	41,259	41,301	41,343
5,979	5,985	5,991	5,997	6,003	6,010	6,017	6,024
8,195	8,203	8,211	8,219	8,227	8,235	8,243	8,251
26,879	26,906	26,933	26,960	26,987	27,014	27,041	27,068
46,392	46,392	46,392	46,392	46,392	46,392	46,392	46,392
2,658	2,082	1,585	1,207	910	655	655	602
2,655	2,079	1,582	1,204	907	652	652	599
3	3	3	3	3	3	3	3
92,231	91,699	91,246	90,912	90,659	90,449	90,494	90,486
△ 11,713	△ 13,544	△ 21,734	△ 27,520	△ 33,962	△ 40,256	△ 42,761	△ 43,022
△ 11,713	△ 13,544	△ 21,734	△ 27,520	△ 33,962	△ 40,256	△ 42,761	△ 43,022
△ 36,182	△ 49,726	△ 71,460	△ 98,980	△ 132,942	△ 173,198	△ 215,959	△ 258,981
△ 28,446	△ 41,990	△ 63,724	△ 91,244	△ 125,206	△ 165,462	△ 208,223	△ 251,245
2,815	3,015	2,980	2,945	2,910	2,876	2,840	2,804
45,366	42,387	34,458	28,935	22,754	16,644	14,488	14,496
37,155	34,168	26,231	20,699	14,510	8,392	6,227	6,227
8,211	8,219	8,227	8,236	8,244	8,252	8,261	8,269
214.18	274.85	399.60	560.03	761.19	1,003.70	1,267.37	1,539.35
36,657	50,209	71,951	99,480	133,450	173,714	216,484	259,514
16,893	18,092	17,883	17,674	17,465	17,256	17,040	16,824
217.00	277.52	402.34	562.86	764.10	1,006.69	1,270.45	1,542.52

投資・財政計画
(収支計画)

農業集落排水(税込)

年 度 区 分		前年度 〔 決 算 〕 〔 見 込 〕	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
資本的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		10,400	16,100	18,500	18,900	21,000	
		うち 資本 費 平 準 化 債		10,400	16,100	18,500	18,900	21,000	
		2. 他 会 計 出 資 金							
		3. 他 会 計 補 助 金							
		4. 他 会 計 負 担 金							
		5. 他 会 計 借 入 金							
		6. 国（都道府県）補助金							
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金							
		8. 工 事 負 担 金							
		9. そ の 他							
	計 (A)		10,400	16,100	18,500	18,900	21,000		
	(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額 (B)								
	純 計 (A)-(B) (C)		10,400	16,100	18,500	18,900	21,000		
	支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費						
			うち 職 員 給 与 費						
			2. 企 業 債 償 還 金		39,326	41,034	42,241	41,664	43,601
			3. 他会計長期借入返還金						
			4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
5. そ の 他									
計 (D)		39,326	41,034	42,241	41,664	43,601			
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (E) (D)-(C)			28,926	24,934	23,741	22,764	22,601		
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		20,597	19,642	20,899	15,836	17,540	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額							
		3. 繰 越 工 事 資 金							
		4. そ の 他							
		計 (F)		20,597	19,642	20,899	15,836	17,540	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)			8,329	5,292	2,842	6,928	5,061		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)									
企 業 債 残 高 (H)		305,763	276,837	251,903	228,162	205,398	182,797		

○他会計繰入金

年 度		〔 前年度 決 算 見 込 〕	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区 分							
収 益 の 収 支 分			46,150	46,643	47,291	45,868	47,000
	うち基準内繰入金		46,150	46,643	47,291	45,868	47,000
	うち基準外繰入金						
資 本 の 収 支 分							
	うち基準内繰入金						
	うち基準外繰入金						
合 計			46,150	46,643	47,291	45,868	47,000

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
14,500	11,500	3,600					
14,500	11,500	3,600					
14,500	11,500	3,600					
14,500	11,500	3,600					
37,155	34,168	26,231	20,699	14,510	8,392	6,227	6,227
37,155	34,168	26,231	20,699	14,510	8,392	6,227	6,227
22,655	22,668	22,631	20,699	14,510	8,392	6,227	6,227
10,863	9,032	842	△ 4,944	△ 11,386	△ 17,680	△ 20,185	△ 20,446
10,863	9,032	842	△ 4,944	△ 11,386	△ 17,680	△ 20,185	△ 20,446
11,792	13,636	21,789	25,643	25,896	26,072	26,412	26,673
160,142	137,474	114,843	94,144	79,634	71,242	65,015	58,788

(単位:千円)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
39,809	36,247	27,813	21,902	15,416	9,121	6,877	6,824
39,809	36,247	27,813	21,902	15,416	9,121	6,877	6,824
39,809	36,247	27,813	21,902	15,416	9,121	6,877	6,824

原価計算表(農業集落排水事業)

供用開始年月日 昭 和 60 年 6 月 1 日
 処理区域内人口 1,119人
 計算期間 自 令 和 4 年 4 月
 至 令 和 15 年 3 月
 (11年間)

収 入 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
使 用 料 (X)	千円 22,179	千円 17,744	千円	千円 17,744
受 託 工 事 収 益				
そ の 他				
合 計	22,179	17,744		17,744

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
管渠費	人件費 給料	千円	千円	千円
	諸手当			
	福利費			
	修繕費	3,368	3,449	3,449
	材料費			
	路面復旧費			
	委託料			
	その他	2,485	2,851	2,851
小 計	5,853	6,300		6,300
ポンプ場費	人件費 給料			
	諸手当			
	福利費			
	動力費			
	修繕費			
	材料費			
	薬品費			
	委託料			
小 計				
処理場費	人件費 給料			
	諸手当			
	福利費			
	動力費	4,651	5,992	5,992
	修繕費	4,771	4,762	4,762
	材料費			
	薬品費			
	委託料	18,597	21,340	21,340
小 計	604	693		693
小 計	28,623	32,787		32,787
一般管理費	人件費 給料	2,034	1,145	1,145
	諸手当	325	716	716
	福利費	124	273	273
	流域下水道管理運営費負担金			
	委託料	27	31	31
	その他	1,761	2,021	2,021
小 計	4,271	4,186		4,186
資本費	支払利息	6,825	2,090	2,090
	減価償却費	51,762	46,537	46,537
	企業債取扱諸費			

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
小 計	58,587	48,627	46,537	2,090
合 計 (Y)	97,334	91,900	46,537	45,363

資 産 維 持 費 (Z)	
使 用 料 対 象 経 費 (Y) + (Z)	

45,363

$$(X) \div ((Y) + (Z)) * 100 = 0.39$$

<使用料水準についての説明>

市全体の公平性の観点から、三原・本郷地域における井戸水使用者の井戸水等の使用水量の認定及び取扱要綱の認定水量を採用した使用料体系に見直しを行います。
下水道事業(農業集落排水事業を含む全事業)の計画期間内における収支均衡を図るため、令和5年度からは現行比20%増、令和8年度からは現行比30%増、使用料の改定を行う計画です。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

投資・財政計画
(収支計画)

漁業集落排水(税抜)

区 分		年 度	前年度 〔 決 算 〕 〔 見 込 〕	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	(1) 料 金 収 入		8,901	8,644	8,355	8,834	8,542
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		3,941	3,899	3,857	4,578	4,528
		(3) そ の 他		4,960	4,745	4,498	4,256	4,014
	2. 営 業 外 収 益	(1) 補 助 金		47,571	49,564	47,539	47,444	47,953
		他 会 計 補 助 金		21,890	23,919	24,127	24,586	25,171
		そ の 他 補 助 金		21,890	23,919	24,127	24,586	25,171
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	(1) 補 助 金		25,681	25,643	23,410	22,856	22,780
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入						
		(3) そ の 他			2	2	2	2
	収 入 計 (C)			56,472	58,208	55,894	56,278	56,495
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	(1) 職 員 給 与 費		59,883	60,460	56,868	55,990	55,831
		基 本 給 付 費		3,310	3,429	3,435	3,441	3,447
		退 職 給 付 費		1,505	1,527	1,530	1,533	1,536
	(2) 経 費	そ の 他		1,805	1,902	1,905	1,908	1,911
		動 力 費		9,258	9,773	9,784	9,795	9,806
		修 繕 費		1,241	1,314	1,316	1,318	1,320
	(3) 減 価 償 却 費	材 料 費		2,757	3,176	3,179	3,182	3,185
		そ の 他		5,260	5,283	5,289	5,295	5,301
		(4) 減 価 償 却 費		47,315	47,258	43,649	42,754	42,578
	支 出 計 (D)			66,507	66,698	62,504	61,098	60,425
経 常 損 益 (C)-(D) (E)				△ 10,035	△ 8,490	△ 6,610	△ 4,820	△ 3,930
特 別 損 益 (F)								
特 別 損 失 (G)				2,882				
特 別 損 益 (F)-(G) (H)				△ 2,882				
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)				△ 12,917	△ 8,490	△ 6,610	△ 4,820	△ 3,930
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)				△ 12,917	△ 21,407	△ 28,017	△ 32,837	△ 36,767
流 動 資 産 (J)	動 産			49,841	41,351	34,741	29,921	25,991
	う ち 未 収 金			2,027	20,477	21,209	22,060	22,060
	流 動 負 債 (K)			36,476	28,411	29,295	30,006	30,152
	う ち 建 設 改 良 費 分			26,013	26,455	27,338	28,046	28,190
う ち 一 時 借 入 金								
う ち 未 払 金				10,248	1,956	1,957	1,960	1,962
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)								
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)								
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)				8,901	8,644	8,355	8,834	8,542
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)								
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)								
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)								
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)								
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)								

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
8,260	8,349	8,088	7,830	7,590	7,357	7,144	6,951
4,478	4,795	4,739	4,683	4,627	4,571	4,514	4,457
3,782	3,554	3,349	3,147	2,963	2,786	2,630	2,494
44,808	44,978	43,651	44,303	42,290	41,033	41,430	41,869
24,913	25,561	24,234	24,886	22,881	22,851	23,536	24,253
24,913	25,561	24,234	24,886	22,881	22,851	23,536	24,253
19,893	19,415	19,415	19,415	19,407	18,180	17,892	17,614
2	2	2	2	2	2	2	2
53,068	53,327	51,739	52,133	49,880	48,390	48,574	48,820
51,052	50,188	50,020	49,807	49,805	46,988	46,339	45,715
3,453	3,459	3,465	3,471	3,477	3,483	3,489	3,495
1,539	1,542	1,545	1,548	1,551	1,554	1,557	1,560
1,914	1,917	1,920	1,923	1,926	1,929	1,932	1,935
9,817	9,828	9,839	9,850	9,861	9,872	9,883	9,894
1,322	1,324	1,326	1,328	1,330	1,332	1,334	1,336
3,188	3,191	3,194	3,197	3,200	3,203	3,206	3,209
5,307	5,313	5,319	5,325	5,331	5,337	5,343	5,349
37,782	36,901	36,716	36,486	36,467	33,633	32,967	32,326
4,116	3,692	3,334	3,002	2,716	3,126	3,548	3,664
4,086	3,662	3,304	2,972	2,686	3,096	3,518	3,634
30	30	30	30	30	30	30	30
55,168	53,880	53,354	52,809	52,521	50,114	49,887	49,379
△ 2,100	△ 553	△ 1,615	△ 676	△ 2,641	△ 1,724	△ 1,313	△ 559
△ 2,100	△ 553	△ 1,615	△ 676	△ 2,641	△ 1,724	△ 1,313	△ 559
△ 38,867	△ 39,420	△ 41,035	△ 41,711	△ 44,352	△ 46,076	△ 47,389	△ 47,948
23,891	23,338	21,723	21,047	18,406	16,682	15,369	14,810
22,950	21,836	22,667	20,831	20,945	21,427	21,934	22,619
30,502	29,489	29,548	27,595	27,043	26,720	26,519	27,204
28,538	27,522	27,580	25,624	25,070	24,745	24,541	25,225
1,964	1,967	1,968	1,971	1,973	1,975	1,978	1,979
8,260	8,349	8,088	7,830	7,590	7,357	7,144	6,951

投資・財政計画
(収支計画)

漁業集落排水(税込)

年 度 区 分		前年度 〔 決 算 〕 〔 見 込 〕	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
資 本 的 収 入 支 出	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		3,800	8,500	9,700	10,900	10,900
		うち 資 本 費 平 準 化 債		3,800	7,200	9,700	10,900	10,900
		2. 他 会 計 出 資 金		13,239	8,383	8,558	8,710	8,569
		3. 他 会 計 補 助 金						
		4. 他 会 計 負 担 金						
		5. 他 会 計 借 入 金						
		6. 国（都道府県）補助金		4,800				
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金						
		8. 工 事 負 担 金		114				
		9. そ の 他						
		計 (A)		21,953	16,883	18,258	19,610	19,469
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
		純 計 (A)-(B) (C)		21,953	16,883	18,258	19,610	19,469
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		9,742	1,199			
		うち 職 員 給 与 費						
		2. 企 業 債 償 還 金		25,457	26,274	27,186	28,187	28,044
		3. 他会計長期借入返還金						
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
		5. そ の 他						
		計 (D)		35,199	27,473	27,186	28,187	28,044
		資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		13,246	10,590	8,928	8,577	8,575
	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		8,717	13,125	13,629	15,078	15,868
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
		3. 繰 越 工 事 資 金						
		4. そ の 他						
		計 (F)		8,717	13,125	13,629	15,078	15,868
	補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)			4,529	△ 2,535	△ 4,701	△ 6,501	△ 7,293
	他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
	企 業 債 残 高 (H)		413,738	392,081	374,307	356,821	339,534	322,390

○他会計繰入金

年 度		前年度 〔 決 算 込 〕	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区 分							
収 益 的 収 支 分			26,850	28,664	28,625	28,842	29,185
	うち基準内繰入金		26,850	28,664	28,625	28,842	29,185
	うち基準外繰入金						
資 本 的 収 支 分							
	うち基準内繰入金						
	うち基準外繰入金						
合 計			26,850	28,664	28,625	28,842	29,185

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
13,400	12,500	13,500	11,900	12,000	12,500	13,000	13,700
13,400	12,500	13,500	11,900	12,000	12,500	13,000	13,700
8,715	8,174	8,274	7,502	7,384	6,718	5,912	5,203
22,115	20,674	21,774	19,402	19,384	19,218	18,912	18,903
22,115	20,674	21,774	19,402	19,384	19,218	18,912	18,903
29,079	27,422	28,352	25,742	25,736	25,551	25,250	25,225
29,079	27,422	28,352	25,742	25,736	25,551	25,250	25,225
6,964	6,748	6,578	6,340	6,352	6,333	6,338	6,322
15,789	16,933	15,686	16,395	14,419	13,729	13,762	14,153
15,789	16,933	15,686	16,395	14,419	13,729	13,762	14,153
△ 8,825	△ 10,185	△ 9,108	△ 10,055	△ 8,067	△ 7,396	△ 7,424	△ 7,831
306,711	291,789	276,937	263,095	249,359	236,308	224,058	212,533

(単位:千円)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
28,695	29,115	27,583	28,033	25,844	25,637	26,166	26,747
28,695	29,115	27,583	28,033	25,844	25,637	26,166	26,747
28,695	29,115	27,583	28,033	25,844	25,637	26,166	26,747

原価計算表(漁業集落排水事業)

供用開始年月日 平成 15 年 6 月 2 日
 処理区域内人口 42,077人
 計算期間 自 令和 4 年 4 月
 至 令和 15 年 3 月
 (11年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
使 用 料 (X)	千円 3,941	千円 4,530	千円	千円 4,530
受 託 工 事 収 益				
そ の 他	4,960	3,407		3,407
合 計	8,901	7,936		7,936

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
管渠費	人件費 給 料	千円 379	千円 386	千円 386
	諸 手 当	325	346	346
	福 利 費	124	132	132
	修 繕 費	85	96	96
	材 料 費			
	路 面 復 旧 費			
	委 託 料			
	そ の 他	3	3	3
小 計	916	963		963
ポンプ場費	人件費 給 料			
	諸 手 当			
	福 利 費			
	動 力 費	423	451	451
	修 繕 費	444	543	543
	材 料 費			
	薬 品 費			
	委 託 料	520	528	528
小 計	1,522	1,659		1,659
処理場費	人件費 給 料			
	諸 手 当			
	福 利 費			
	動 力 費	818	875	875
	修 繕 費	2,228	2,555	2,555
	材 料 費			
	薬 品 費			
	委 託 料	3,198	3,249	3,249
小 計	964	979		979
小 計	7,208	7,658		7,658
一般管理費	人件費 給 料	1,129	1,159	1,159
	諸 手 当	979	1,043	1,043
	福 利 費	374	399	399
	流域下水道管理運営費負担金			
	委 託 料			
	そ の 他	445	452	452
小 計	2,927	3,053		3,053
資本費	支 払 利 息	6,619	3,837	3,837
	減 価 償 却 費	47,315	37,478	37,478
	企 業 債 取 扱 諸 費			

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
小 計	53,934	41,315	37,478	3,837
合 計 (Y)	66,507	54,648	37,478	17,170

資 産 維 持 費 (Z)

使用料対象経費(Y)＋(Z)

17,170

(X)／((Y)＋(Z))＊100＝ 0.26

<使用料水準についての説明>

下水道事業(漁業集落排水事業を含む全事業)の計画期間内における収支均衡を図るため、令和5年度からは現行比20%増、令和8年度からは現行比30%増、使用料の改定を行う計画です。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

投資・財政計画
(収支計画)

小型浄化槽事業(税抜)

区 分		年 度	前年度 〔 決 算 〕	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	(1) 料 金 収 入		25,078	25,109	24,845	29,497	29,180
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
		(3) そ の 他						
	2. 営 業 外 収 益	(1) 補 助 金		35,237	32,675	32,646	32,282	30,419
		他 会 計 補 助 金		18,077	15,583	15,582	15,445	13,938
		そ の 他 補 助 金		18,077	15,583	15,582	15,445	13,938
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	(1) 長 期 前 受 金 戻 入		17,160	17,092	17,064	16,837	16,481
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入						
		(3) そ の 他						
	収 入 計 (C)			60,315	57,784	57,491	61,779	59,599
	1. 営 業 費 用	(1) 職 員 給 与 費		98,050	97,241	96,866	96,300	95,613
		基 本 給 付 費		2,109	2,116	2,119	2,122	2,125
		退 職 給 付 費		1,129	1,133	1,135	1,137	1,139
	(2) 経 費	そ の 他		980	983	984	985	986
		動 力 費		67,831	67,363	66,663	65,970	65,284
		修 繕 費		617	619	620	621	622
	(3) 減 価 償 却 費	材 料 費		67,214	66,744	66,043	65,349	64,662
		そ の 他		28,110	27,762	28,084	28,208	28,204
		2. 営 業 外 費 用		3,196	2,910	2,825	2,739	2,651
	(1) 支 払 利 息	(1) 支 払 利 息		2,710	2,615	2,530	2,444	2,356
		(2) そ の 他		486	295	295	295	295
		支 出 計 (D)		101,246	100,151	99,691	99,039	98,264
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)			△ 40,931	△ 42,367	△ 42,200	△ 37,260	△ 38,665
特 別 損 失 (F)								
特 別 損 益 (F)-(G) (H)				3,601				
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)				△ 44,532	△ 42,367	△ 42,200	△ 37,260	△ 38,665
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)				△ 44,532	△ 86,899	△ 129,098	△ 166,358	△ 205,023
流 動 資 産 (J)				△ 27,775	△ 70,142	△ 112,341	△ 149,601	△ 188,266
流 動 負 債 (K)	う ち 未 収 金			10,377	4,184	4,140	4,916	4,863
	う ち 建 設 改 良 費 分			23,965	27,624	27,576	27,386	25,830
	う ち 一 時 借 入 金			12,832	14,151	14,243	14,192	12,773
	う ち 未 払 金			10,865	13,473	13,333	13,194	13,057
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)				177.57	346.09	519.62	563.98	702.61
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (L)				36,370	84,805	126,864	163,986	202,514
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)				25,078	25,109	24,845	29,497	29,180
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)				145.03	337.75	510.62	555.94	694.02
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (N)								
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)								
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (P)								
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)								

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
28,863	30,916	30,563	30,210	29,857	29,504	29,141	28,778
28,863	30,916	30,563	30,210	29,857	29,504	29,141	28,778
30,062	29,046	28,075	27,396	25,859	25,451	25,028	24,640
14,163	14,000	13,689	13,787	12,984	13,271	13,505	13,739
14,163	14,000	13,689	13,787	12,984	13,271	13,505	13,739
15,899	15,046	14,386	13,609	12,875	12,180	11,523	10,901
58,925	59,962	58,638	57,606	55,716	54,955	54,169	53,418
94,706	93,478	92,453	91,318	90,215	88,793	87,337	85,912
2,128	2,131	2,134	2,137	2,140	2,143	2,146	2,149
1,141	1,143	1,145	1,147	1,149	1,151	1,153	1,155
987	988	989	990	991	992	993	994
64,606	63,878	63,158	62,446	61,742	61,046	60,294	59,551
623	624	625	626	627	628	629	630
63,983	63,254	62,533	61,820	61,115	60,418	59,665	58,921
27,972	27,469	27,161	26,735	26,333	25,604	24,897	24,212
2,554	2,454	2,355	2,252	2,149	2,196	2,191	2,187
2,259	2,159	2,060	1,957	1,854	1,901	1,896	1,892
295	295	295	295	295	295	295	295
97,260	95,932	94,808	93,570	92,364	90,989	89,528	88,099
△ 38,335	△ 35,970	△ 36,170	△ 35,964	△ 36,648	△ 36,034	△ 35,359	△ 34,681
△ 38,335	△ 35,970	△ 36,170	△ 35,964	△ 36,648	△ 36,034	△ 35,359	△ 34,681
△ 243,358	△ 279,327	△ 315,497	△ 351,461	△ 388,109	△ 424,142	△ 459,501	△ 494,182
△ 226,601	△ 262,570	△ 298,740	△ 334,704	△ 371,352	△ 407,385	△ 442,744	△ 477,425
4,810	5,152	5,093	5,035	4,976	4,917	4,856	4,796
26,018	25,810	25,455	25,514	24,675	24,776	24,863	24,955
13,096	13,034	12,823	13,024	12,326	12,566	12,804	13,044
12,922	12,776	12,632	12,490	12,349	12,210	12,059	11,911
843.15	903.50	1,032.28	1,163.39	1,299.89	1,437.58	1,576.82	1,717.22
240,715	276,538	312,565	348,388	384,895	420,790	455,998	490,532
28,863	30,916	30,563	30,210	29,857	29,504	29,141	28,778
833.99	894.48	1,022.69	1,153.22	1,289.13	1,426.21	1,564.80	1,704.54

投資・財政計画
(収支計画)

小型浄化槽事業(税込)

年 度		前年度 〔 決 算 〕 見 込	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資本的 収 入 <							

○他会計繰入金

年 度		〔 前年度 決 算 〕 見 込	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区 分							
収 益 的 収 支 分			18,077	15,583	15,582	15,445	13,938
	うち基準内繰入金		18,077	15,583	15,582	15,445	13,938
	うち基準外繰入金						
資 本 的 収 支 分							
	うち基準内繰入金						
	うち基準外繰入金						
合 計			18,077	15,583	15,582	15,445	13,938

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400
3,242	3,242	3,242	3,242	3,242	3,242	3,242	3,242
3,240	3,240	3,240	3,240	3,240	3,240	3,240	3,240
15,882	15,882	15,882	15,882	15,882	15,882	15,882	15,882
15,882	15,882	15,882	15,882	15,882	15,882	15,882	15,882
11,913	11,919	11,925	11,931	11,937	11,943	11,949	11,955
1,683	1,689	1,695	1,701	1,707	1,713	1,719	1,725
11,904	11,842	11,630	11,830	11,132	11,371	11,609	11,848
23,817	23,761	23,555	23,761	23,069	23,314	23,558	23,803
7,935	7,879	7,673	7,879	7,187	7,432	7,676	7,921
△ 26,262	△ 23,547	△ 23,395	△ 22,838	△ 23,190	△ 22,610	△ 21,985	△ 21,370
△ 26,262	△ 23,547	△ 23,395	△ 22,838	△ 23,190	△ 22,610	△ 21,985	△ 21,370
34,197	31,426	31,068	30,717	30,377	30,042	29,661	29,291
167,710	165,268	163,038	160,608	158,876	156,905	154,696	152,248

(単位:千円)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
14,163	14,000	13,689	13,787	12,984	13,271	13,505	13,739
14,163	14,000	13,689	13,787	12,984	13,271	13,505	13,739
14,163	14,000	13,689	13,787	12,984	13,271	13,505	13,739

原価計算表(小型浄化槽事業(市町設置型))

供用開始年月日 平成 14 年 8 月 12 日
 処理区域内人口 1,119人
 計算期間 自 令和 4 年 4 月
 至 令和 15 年 3 月
 (11年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
使 用 料 (X)	千円 25,078	千円 29,214	千円	千円 29,214
受 託 工 事 収 益				
そ の 他				
合 計	25,078	29,214		29,214

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
管渠費	人件費 給 料	千円	千円	千円
	人件費 諸 手 当			
	人件費 福 利 費			
	修繕費			
	材 料 費			
	路面復旧費			
	委託料			
	その他			
小 計				
ポンプ場費	人件費 給 料			
	人件費 諸 手 当			
	人件費 福 利 費			
	動力費			
	修繕費			
	材 料 費			
	薬品費			
	委託料			
小 計				
処理場費	人件費 給 料			
	人件費 諸 手 当			
	人件費 福 利 費			
	動力費			
	修繕費			
	材 料 費			
	薬品費			
	委託料			
小 計				
一般管理費	人件費 給 料	1,129	1,145	1,145
	人件費 諸 手 当	980	716	716
	人件費 福 利 費	374	273	273
	流域下水道管理運営費負担金			
	委託料	60,702	56,682	56,682
	その他	7,241	6,761	6,761
	小 計	70,426	65,577	65,577
資本費	支払利息	2,710	2,119	2,119
	減価償却費	28,110	26,807	26,807
	企業債取扱諸費			

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
小 計	30,820	28,926	26,807	2,119
合 計 (Y)	101,246	94,503	26,807	67,696

資 産 維 持 費 (Z)
使用料対象経費 (Y) + (Z)

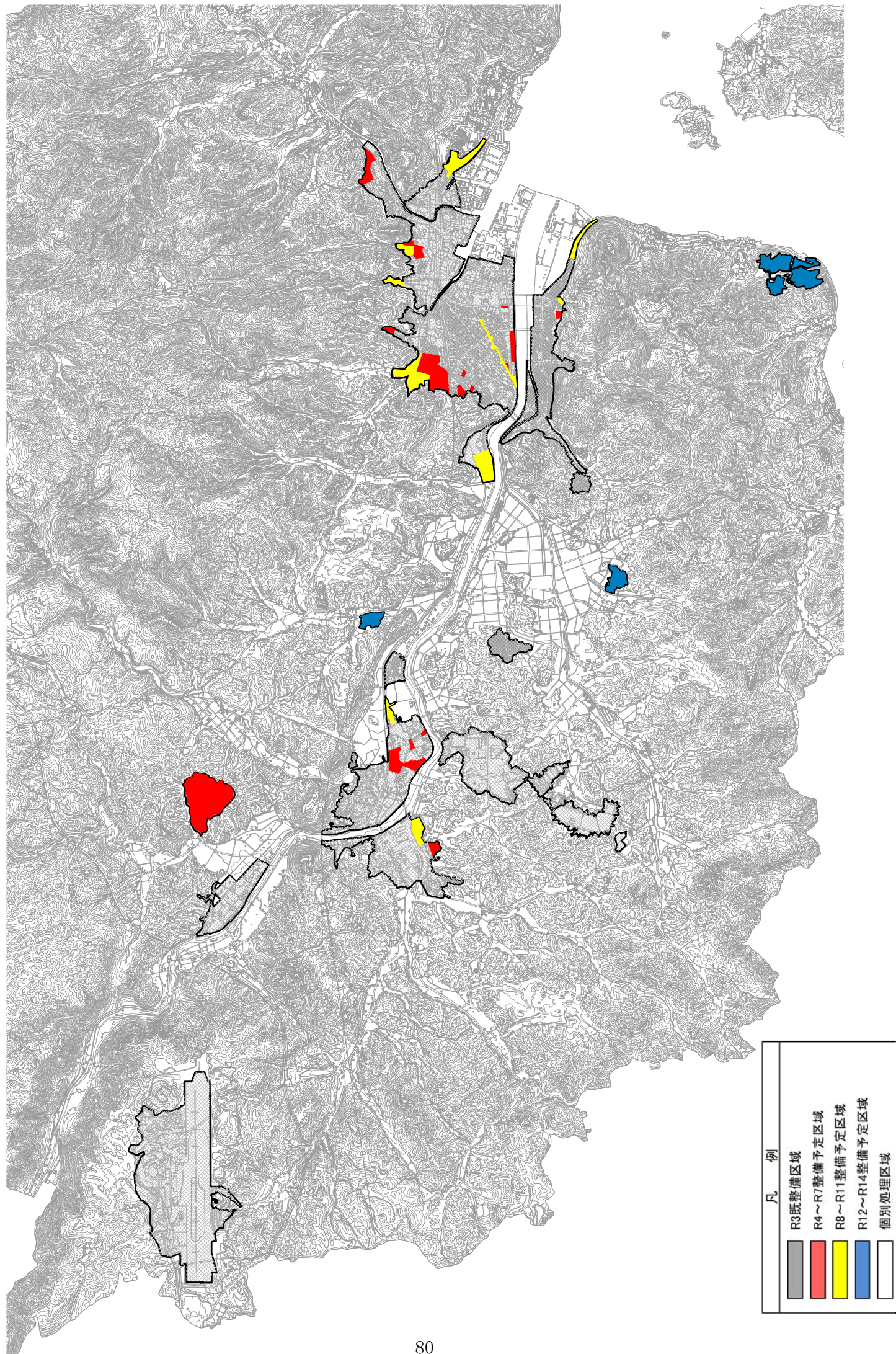
67,696

$$(X) \div ((Y) + (Z)) * 100 = 0.43$$

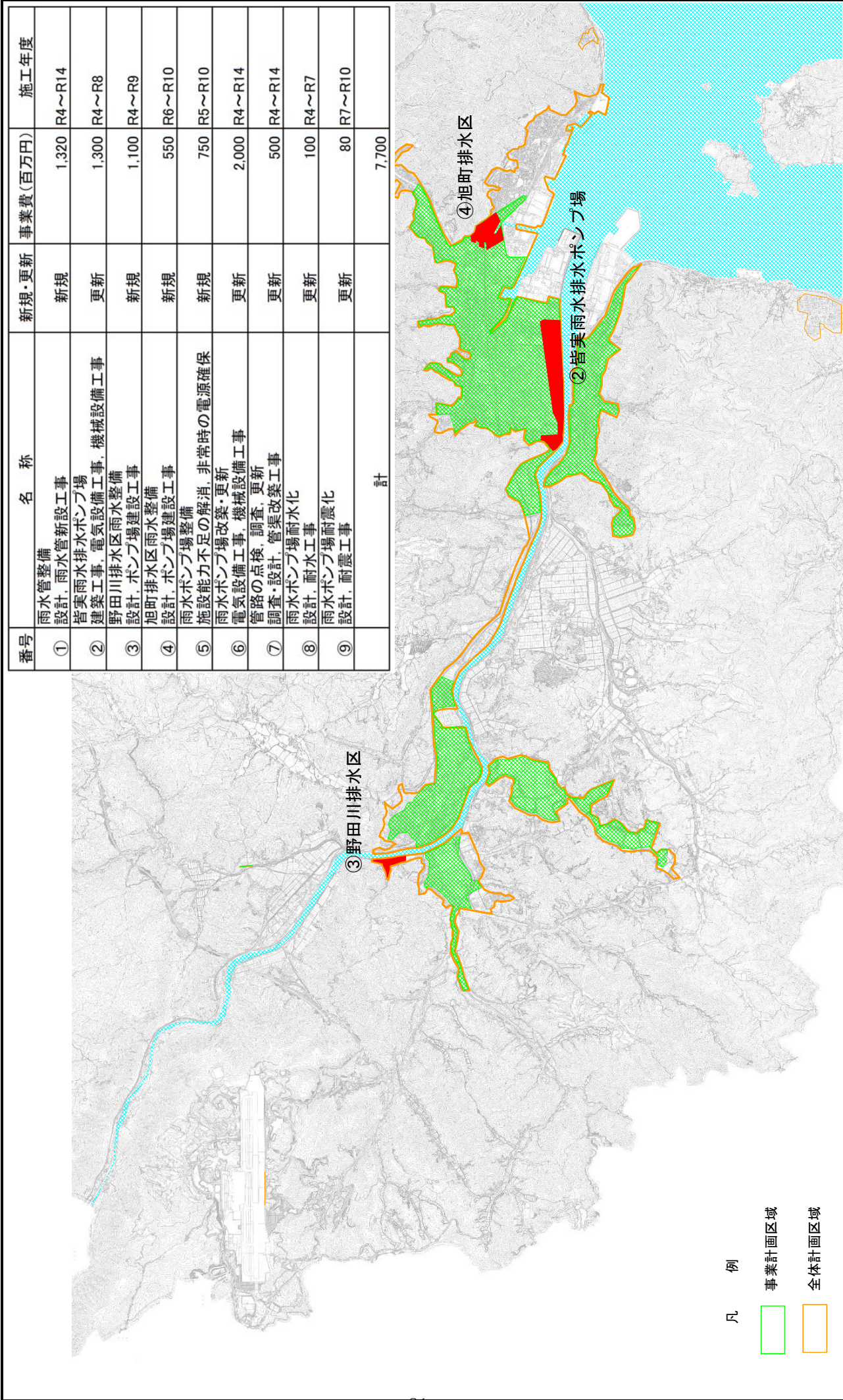
<使用料水準についての説明>

下水道事業(特定地域生活排水処理事業を含む全事業)の計画期間内における収支均衡を図るため、令和5年度からは現行比20%増、令和8年度からは現行比30%増、使用料の改定を行う計画です。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。



雨水整備計画



用語集

参考資料 3

用語名	説明
あ行	
維持管理費	下水道施設を維持管理していくために必要な費用のことです。ポンプ場・終末処理場の電気代等の動力費，修繕費，委託料，さらに維持管理に係る職員給与費等によって構成されます。
一般会計繰入金	一般会計から下水道事業に繰出されるお金（税金等）をいいます。国が定める基準に基づくかによって，基準内繰入金と基準外繰入金に分かれます。今回の経営戦略では特に追加の説明がない限り，収益的収入の一般会計繰入金を指します。
か行	
企業債	地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるため，借り入れる地方債となります。
漁業集落排水事業	漁業集落の生活環境の向上や，漁港・河川等の水質保全を目的として，し尿や生活雑排水を処理するための処理施設を整備，維持管理する事業です。
経営戦略	地方公営企業が将来にわたって安定的な事業を継続していくために策定する中長期的な経営の基本計画です。その中心となる投資・財政計画は，施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画と，財源の見通しを試算した計画で構成され，投資以外の経費を含めた上で，収入と支出が均衡するよう調整した収支計画です。
経営比較分析表	地方公営企業の経営の状況や施設の状況等に係る各種指標を，経年的にグラフ形式で示したものです。経年比較や他団体との比較分析によって，経営の状況や課題を把握することが可能です。
計画面積	将来的な下水道施設の配置を定めた全体計画の整備予定面積を指します。
経常収支比率(%)	使用料収入等の収益で，維持管理費や企業債利息等の費用をどの程度賄えているかを示す指標となります。 $\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$
経費回収率(%)	使用料収入等の収益で，維持管理費や企業債利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標となります。 $\text{経費回収率} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費用}} \times 100$
減価償却費	土地を除く固定資産（建物，管渠等）については，時間が経つにつれて，経年劣化により，その価値が減っていくものとし，固定資産の取得価格を取得した事業年度に一括で費用化するのではなく，使用できる期間（法定耐用年数）に応じて，複数年にわたり合理的且つ計画的に計上した費用のことです。民間企業においては会社法，地方公営企業においては地方公営企業法で減価償却の方法は定められています。
公共下水道	公共下水道は，市街地の下水（雨水と汚水）を収集排除する施設です。汚水処理には，市町村独自の終末処理場で処理し，河川や海域などに放流する公共下水道と，流域下水道につないで処理する流域関連公共下水道があります。
小型浄化槽事業（市町設置型）	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し，生活環境の保全及び公衆衛生の向上に貢献することを目的として，みなし浄化槽また汲み取り便所からの転換を図るため，市が小型浄化槽を整備し維持管理する事業です。
固定比率(%)	貸借対照表から見た長期的な財務安定度を判断する指標となります。小さいほど安定性が高いことになります。 $\text{固定比率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{（資本金+剰余金+繰延収益）}} \times 100$
さ行	
自己資本比率(%)	貸借対照表から見た財務健全度を判断する指標となります。大きいほど健全性が高いことになります。 $\text{自己資本比率} = \frac{\text{総資産}}{\text{（資本合計+繰延収益）}} \times 100$
資本的収支	企業の将来の事業経営のため行う建設改良及び建設改良に伴う企業債償還金などの支出と，その財源となる企業債や補助金等の収入を指します。
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益と，それに対する全ての費用を指します。
収支均衡	公営企業の経営戦略における収支均衡とは，計画期間内の収益的収支の純損益が当期純利益＝黒字となることを指します。
従量使用料制	使った水量に応じて，使用料が変動する使用料体系です。
受益者負担金・分担金	下水道整備に伴い，環境衛生の向上，土地の利便性の増加等によって，利益を受ける方（受益者）に，建設費の一部を負担していただくものです。

受益者負担の原則	公共施設は市民の皆さんからの税金等を財源に管理運営されています。対して、下水道のような特定の行政サービスについては、使用されている方から応分の使用料を負担していただくことで、使用されている方と使用されていない方の公平性を確保すべきという考え方です。
出資金	一般会計繰入金のうち、建設改良事業の運営のために繰出されたお金（税金等）を指します。
使用料対総収益比率 (%)	雨水処理負担金を除いた総収益に対して使用料収入の割合がどの程度占めるのかを示す指標となります。 $\text{使用料収入} \div (\text{総収益} - \text{雨水処理負担金}) \times 100$
使用料単価	有収水量 1 m ³ あたりの使用料収入を示します。
職員給与費対営業収益比率 (%)	営業収益に対する職員給与費の割合を示す指標となります。 $\text{職員給与費} \div \text{営業収益} \times 100$
処理区域内人口密度	処理区域内人口は、下水処理が開始されている処理区域に居住する人口を表します。下水道事業において事業規模を示す指標です。
水洗化率 (%)	処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続済みの人口の割合を示す指標となります。 $\text{下水道接続人口} \div \text{処理区域内人口} \times 100$
損益勘定留保資金	収益的収支において、現金を必要としない費用（減価償却費等。ただし、現金を伴わない長期前受金戻入の額を控除したもの）を計上することで、企業内部に留保される資金で、資本的収支の補填財源となります。
た行	
ダウンサイジング	人口減少社会の到来により、最終処分場の処理容量に余裕が発生し、施設を適正規模に見直し、より合理的で経済的な施設運営を図ることです。
帳簿原価	資産そのものの購入・建設にかかった価格で、貸借対照表に記帳したときの原価のことです。償却対象資産はこの帳簿原価を基に減価償却を行っていきます。
長期前受金戻入	固定資産取得のために交付された補助金等について、交付された事業年度に一括で収益化するのではなく、減価償却見合い分を複数年にわたり収益化したものです。そのため、現金を伴わない収益となります。
当期純利益（又は純損失）	収益的収支において収益から費用を差し引いた利益を当期純利益といいます。いわゆる黒字のことです。利益ではなく損失となった場合は、当期純損失となります。 $\text{収益} > \text{費用} \text{であれば利益, } \text{収益} < \text{費用} \text{であれば損失となります。}$
特定環境保全公共下水道事業	公共下水道のうち主として市街化区域以外で設置され、農山漁村の生活環境の改善を図るための下水道で、処理対象人口が10,000人以下の小規模なものです。
な行	
農業集落排水事業	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に役立てるとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図ります。また、処理水の農業用水への再利用や汚泥の農地還元を行うことにより、農業の特質を生かした環境への負荷の少ない循環型社会の構築に貢献します。
は行	
パブリックコメント	市が基本的かつ重要な政策等を立案する過程において、その趣旨、目的、内容等を市民等に公表し、市民等から公表したものに対して意見等を求め、提出された意見等のうち有益なものを本市の政策形成過程に反映させるとともに、意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続きを指します。
PDCAサイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったものです。中長期計画で改良・改善を必要とする部分を特定・変更できるようにするためのサイクルであり、PDCAサイクルを継続することで、継続的な事業の効率化を図ることができます。
PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）	公民連携して公共サービスの提供を行う仕組みのこと。具体的には、指定管理者制度、公設民営方式、さらに包括的な民間委託等が含まれます。
普及率 (%)	処理区域内人口が行政人口に占める割合を示す指標となります。市内でどれだけの方が下水道に接続可能かを示します。 $\text{処理区域内人口} \div \text{行政人口} \times 100$
ポンプ場	道路などに降った、自然に河川に流れ込まない雨水を、管渠等から汲み上げて河川に放流する施設です。当市は分流式を採用しているため、主に雨水排除の役割を担う施設です。
ま行	
マンホールポンプ	家庭等から出る生活排水を集めて終末処理場へ送るポンプ設備です。

や行	
有形固定資産減価償却率(%)	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標となります。更新投資の必要性がどの程度差し迫っているかを示します。なお、有形固定資産のうち償却対象資産とは、主に土地などを除く固定資産（建物・管渠等）を指します。 有形固定資産減価償却累計額÷有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100
有収水量	下水道使用料の徴収の対象となった水量のことです。
ら行	
流域下水道	流域下水道は、二つ以上の市町村の区域にわたる広域的な下水道で、流域内の各市町村から発生する下水を効率的に集めて処理する下水道です。 三原地域の公共下水道は広島県が管理する流域下水道に接続しています。
流域下水道維持管理負担金	流域下水道の管理者である広島県が、流域下水道の維持管理費に要する経費を、関係する市町から徴収する負担金のことです。
流動比率(%)	貸借対照表から見た短期的な財務安定度を判断する指標となります。大きいほど安定性が高くなります。 流動資産÷流動負債×100
累進使用料制	従量使用料制のうち、使用水量の増加に応じて、使用料単価が高く設定される使用料体系です。無駄な汚水の発生を抑制していただくことを目的としています。
累積欠損金	事業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたり蓄積した欠損金です。
累積欠損比率(%)	営業収益に対する累積欠損金の割合を示す指標となります。 当年度未処理欠損金÷営業収益×100

令和3年12月23日

三原市下水道事業
三原市長 岡田 吉弘 様

三原市下水道事業経営審議会

会 長

堤 行彦

答 申 書

三原市下水道事業経営審議会は、令和3年1月15日付 三下第1381号 で諮問を受けたことについて、慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので、答申いたします。

答 申

1 はじめに

下水道は、家庭や事業所からの汚れた水をきれいにして河川に戻し、道路や宅地に降った雨水を速やかに排除するなど、安全で快適な生活環境の維持と河川等の公共水域の保全に必要な役割を担っています。三原市の下水道事業も、汚水処理事業として公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、漁業集落排水事業、農業集落排水事業及び小型浄化槽事業（市町設置型）を実施しています。雨水対策事業としては浸水対策を中心に、管渠の整備、ポンプ場設備の整備及び改築更新等を実施しています。

しかしながら、近年の社会情勢の著しい変化や地方行財政を取り巻く厳しい環境の下で、将来的にも下水道事業を維持していくために、経営基盤強化推進の基本となる指針を示すため、平成 28 年 12 月に三原市は「三原市下水道事業経営戦略」を策定しています。さらに、三原市下水道事業は令和 2 年 4 月から公営企業会計を導入し、令和 2 年 6 月に「三原市下水道事業経営戦略」の改定を行っています。

以上のような背景のもと、三原市は令和 3 年 1 月 15 日に本審議会を設置し、本審議会は三原市長から、令和 4 年度中の経営戦略改定に向け、経営戦略に幅広い意見を反映させるよう諮問を受けました。これを受け、本審議会が、三原市下水道事業の経営計画を見通すにあたり、まず検討・確認した内容は次のとおりです。

①雨水公費・汚水私費の原則について

下水道事業の事業活動を支える財源の考え方に「雨水公費・汚水私費の原則」があります。これは、雨水排除に係る管理費は公費（一般会計からの繰入金）で賄い、汚水処理に係る管理費は下水道を使用される方からの下水道使用料で賄うべきというものです。

つまり雨水事業に係る費用は公費が負担すべきものであるため、本審議会では審議の対象外としました。本審議会は「三原市下水道事業の汚水事業が、令和 4～14 年度の期間の中で、収支均衡を図り安定的な経営を維持していくために、どのような施策をとっていくべきか」という点に焦点を絞り審議を行いました（以下、特に補足が無い限り、「下水道事業」は汚水事業のみを指します）。

②一般会計繰入金の繰入基準について

三原市下水道事業は令和 5 年度に供用開始 30 年を迎え、「高資本費対策に要する経費」に対する繰出基準の対象外となり、三原市下水道事業を支える大きな収入源の一つが無くなります。総務省が示す繰出基準に基づかない一般会計繰入を行えば、その財源は一般会計の一般財源（税収等）となります。つまり、下水道を使用されていない方から徴収した税収等を、下水道事業の財源に充てることになります。

本審議会では、三原市の下水道の利用者は全市民の半数未満であり、公平性及び受益者負担の原則の考え方に基づくべきことを確認し、経営計画を検証するにあたり、「総務省が示す繰出基準に基づかない一般会計繰入を行わない」とし、検討を行いました。

2 本審議会の答申事項について

(1) 三原市下水道事業の経営計画について

一般会計繰入金のうち高資本費対策に要する繰入基準が無くなる令和5年度以降、三原市下水道事業は当期純損失（赤字）となる見込みであり、**本審議会では下水道使用料の改定をせざるを得ないと判断しました。**

三原市下水道事業の経営計画を見通すにあたり、公共下水道事業の下水道接続人口の増加、大口需要家の設備増強により、使用料収入は堅調に推移することを確認しました。下水道事業は、普及促進活動による収益確保や費用削減（職員数の削減等）による最大限の経営努力を既に実施しています。

これを以てしても、令和5年度からの一般会計繰入金の減収という経営課題を回避することはできない見通しです。

(2) 料金改定について

本審議会では、下水道を使用される方に公平に負担を求めるため、一律30%増の料金改定を提案します。

本審議会では下水道事業の使用料金の改定率について、20%増、28%増、30%増の収支試算を行いました。下水道使用料30%増の改定を行わなければ、計画期間内での黒字確保が難しいことを確認しました。

さらに、下水道使用料30%増の改定を行うにあたり、従量制を採用する公共下水道事業の、基本料金と超過料金の料金改定の負担割合について検討しました。一般市民の方から企業まで幅広い方が下水道を使用されています。下水道使用料の計算に累進使用料制を採用する限り、どちらか片方に負担を多くかけることは公平性の観点で難しいと判断しました。なお、水道未普及区域が多いため、人頭制を採用している大和地区についても、一律30%増の料金改定を提案します。

(3) 料金改定の時期、段階的な料金改定の検討について

料金改定の時期については令和5年度が適切と判断します。なお、段階的な料金改定についても検討しましたが、使用料改定は一度に行うべきと判断しました。

料金改定の時期については、令和5年度以降、三原市下水道事業は当期純損失（赤字）となる見込みであること、段階的な料金改定については、上記の理由に加え、少なくとも計画期間内においては一般家庭や企業が長期的な見通しを立てられるようにすべきであると判断したためです。

昨今、新型コロナウイルス感染症による社会的・経済的な変化が、下水道使用者の生活環境及び事業環境に影響を与えていることが推測されますが、新型コロナウイルス感染症に対する影響は全市民に係る問題であり、本審議会の守備範囲を超えるものと判断し、検討の対象外としました。

3 おわりに

本審議会が審議した、経営計画（令和4年度～令和14年度）では、未普及解消を行っていくことで、緩やかながら下水道接続人口は増加していく見込みですが、令和5年度に「高資本費対策に要する経費」に対する繰出基準の対象外となり、繰出金5億8百万円という大きな収入源の一つが無くなるため、下水道事業の経営環境は大変厳しい見通しとなります。このため、令和5年度からの料金改定が必要です。

しかしながら、本答申が示す経営計画以降、さらに長期的な視点では、人口減少の進行や節水機器の普及等による水需要の減少による下水道使用料の減収が推測され、下水道事業の経営環境はより厳しくなることが予測されます。

そのため、引き続き費用節減等の経営改善を図るとともに、本答申が提案する料金改定後も将来計画の定期的検証と検討に取り組み、下水道事業の安定的な経営が継続されることを要望します。

今回の答申に従えば、下水道使用者へ負担増をお願いすることになりますが、安心・安全な生活環境を維持するため、必要な施設の整備と維持管理を実施し、安定したサービスを提供していくことが、下水道事業の基本的な役割であることを再認識し、下水道事業者としての責任を十分果たすよう、市長には切に要望します。

三原市下水道事業経営審議会審議経過

	開 催 日	議 事 内 容
第1回	令和3年1月15日（金）	(1) 三原市下水道事業の概要について (2) 令和2年6月策定経営戦略について
第2回	令和3年3月1日（月）	(1) 下水道の広域化・共同化について（報告） (2) 汚水事業の経営見込みについて
第3回	令和3年4月15日（木）	(1) 前回までの審議内容の確認及び個別質疑案件の報告 (2) 料金体系の試算について
第4回	令和3年6月25日（金）	(1) 下水道使用料一律30%を前提とした収支計画について (2) 収益確保及び経費削減に係る具体的な取り組みについて
第5回	令和3年7月26日（月）	(1) 前回までの経営審議会の審議内容について (2) 三原市下水道事業 経営戦略（案）汚水事業版について
第6回	令和3年10月19日（火）	(1) 三原市市議会 議員全員協議会の意見等の報告について
第7回	令和3年11月18日（木）	(1) 三原市下水道事業経営審議会 答申（案）について
第8回	令和3年12月23日（木）	(1) 三原市下水道事業経営審議会 答申の最終確認について

三原市下水道事業経営審議会委員名簿

	氏 名	職 名（団体名）
会 長	堤 行彦	福山市立大学 都市経営学部 大学院 都市経営学研究科 学部長兼 研究科長（現教授）
副会長	七川 雅仁	七川公認会計士税理士事務所
委 員	青山 和子	みはらウィメンズネットワーク
〃	新田 千恵	一般公募
〃	森川 英明	三原商工会議所事務局次長兼経営指導課長
〃	安田 照美	三原商工会議所女性部会
〃	弓場 朱莉	一般公募

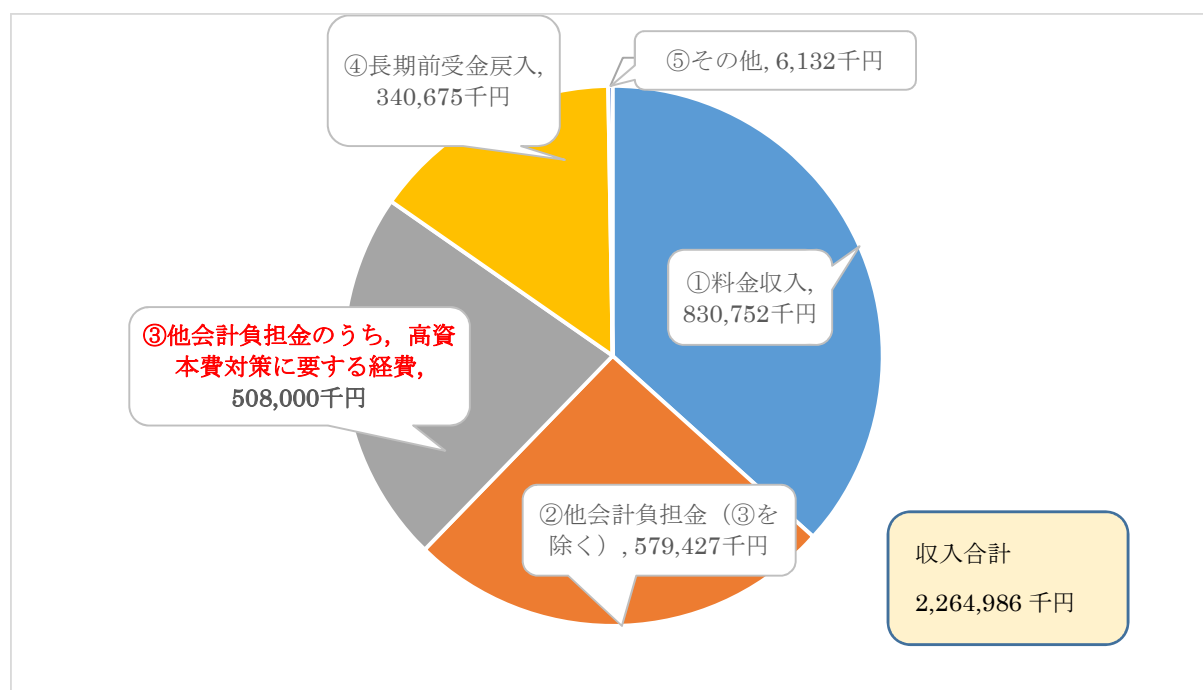
※ 会長・副会長を除く委員は50音順とする。

参 考 資 料

1 汚水事業の一般会計繰入金について

グラフ1は、三原市下水道事業の汚水事業の収益的収入の令和2年度決算額の内訳です。料金収入約8億3千万円を上回る一般会計繰入金（グラフ1の②と③の合計）が約10億9千万円計上されています。これは、令和2年4月1日付総務副大臣通知「令和2年度の地方公営企業繰出金について」に基づく繰出基準（以下、「繰出基準」という。）に従って算出されたものです。

令和2年度の一般会計繰入金のうち約5億8百万円は「高資本費対策に要する経費」に対する繰出基準です。これは「建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となっている下水道事業について、資本費負担の軽減を図ることにより経営の健全性を確保することを目的」としています。具体的には、供用開始30年未満の下水道事業に対する繰入であり、初期の多額な管渠・処分場整備費について、事業開始後30年の間は、下水道の利用者が負担する下水道使用料への転嫁ではなく、一般会計が下水道事業に対し繰出を行うべきという考え方です。



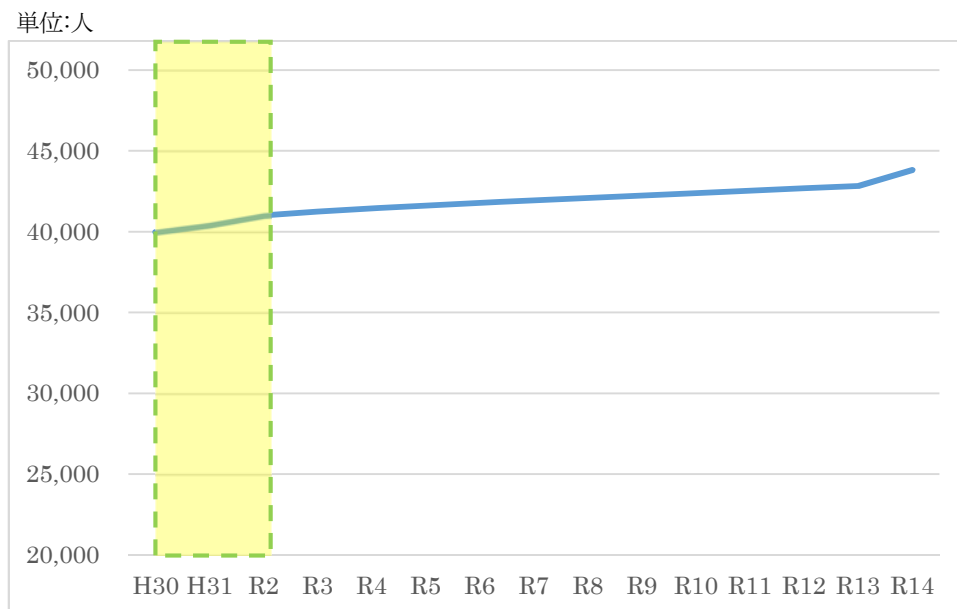
グラフ1 令和2年度三原市下水道事業決算 汚水事業 収益的収入の内訳

2 将来の事業環境及び経営計画について

(1) 将来的な下水道接続人口について

国立社会保障・人口問題研究所による三原市の将来推計人口（平成 30 年推計版）では，平成 27 年度 96,194 人から令和 12 年度には 81,972 人（平成 27 年度比 85.22%）まで減少する，とされています。公共下水道事業を除く事業が概成している事業については，この人口減少の影響を受けるものと予測されます。

公共下水道事業については，未普及解消を目的とした処理区域拡大の途上であり，上記の人口減少の影響を受けているものの，計画期間内での下水道接続人口は増加する予測となります。グラフ 2 の平成 30 年度から令和 2 年度の下水道接続人口は実績値ですが，緩やかに下水道接続人口が増加しています。これは，処理区域拡大による影響もありますが，公共下水道事業の区域外から区域内（マンション・新規戸建て）への人口流入による影響が大きかったことによるものです。計画期間内においては，未整備区域の整備を拡充していくことに伴い，下水道接続人口も増加する見込みであることを確認しました。

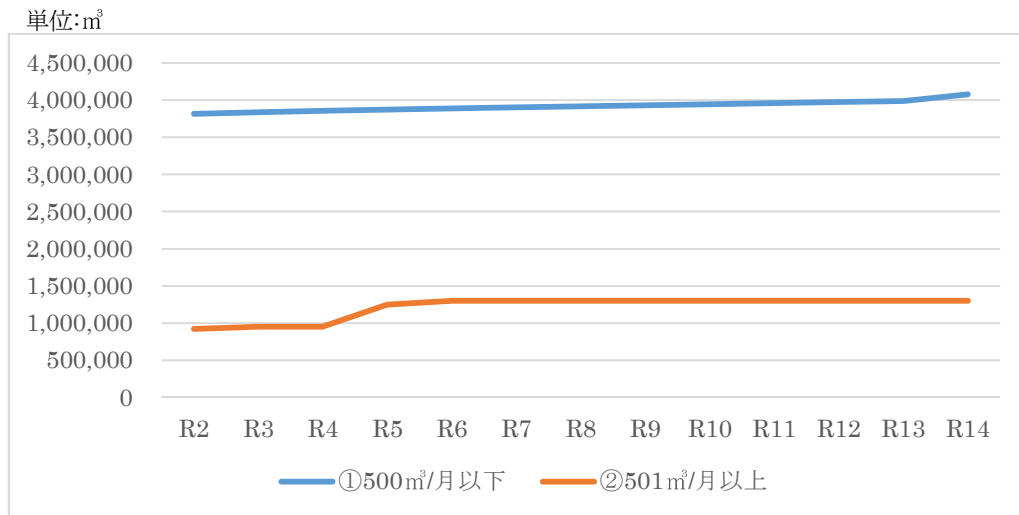


グラフ 2 公共下水道事業 下水道接続人口の予測

(2) 将来的な有収水量について

公共下水道事業の使用水量別の有収水量の予測を，毎月の平均使用水量に着目し，「①500 m³以下の一般家庭（小規模事業者含む）世帯数」と「②501 m³以上の大口事業者数」の 2 つのグループにわけて行いました（グラフ 3）。

①のグループは，主に一般家庭が使用することが予測されるため，グラフ 1 の接続人口増の影響を受け，使用水量は堅調に推移する見通しであり，対して，②のグループは①のグループのように接続人口増の影響を受けませんが，令和 5 年度に大口需要家の設備増強による使用水量増が見込まれることを確認しました。



グラフ 3 公共下水道事業 有収水量の予測

(3) 施設・事業費の見通しについて

三原市下水道事業のうち、公共下水道事業については、平成 30 年 3 月策定の「三原市污水处理施設整備計画」に基づき、令和 13 年度まで処理区域拡大を図り、普及率向上を図ることとしています。管渠の耐用年数は 50 年であるため、当面は大規模な更新の予定はありません。

対して、農業集落排水事業および漁業集落排水事業については、計画区域の整備は完了しています。定期的に施設の機能診断を実施し、計画的な修繕・更新を行うこととしています。小型浄化槽事業は年 10 基ずつ整備することとしています。

このことから、令和 5 年度以降も、6～7 億円/年の設備投資に係る事業費が見込まれることを確認しました。

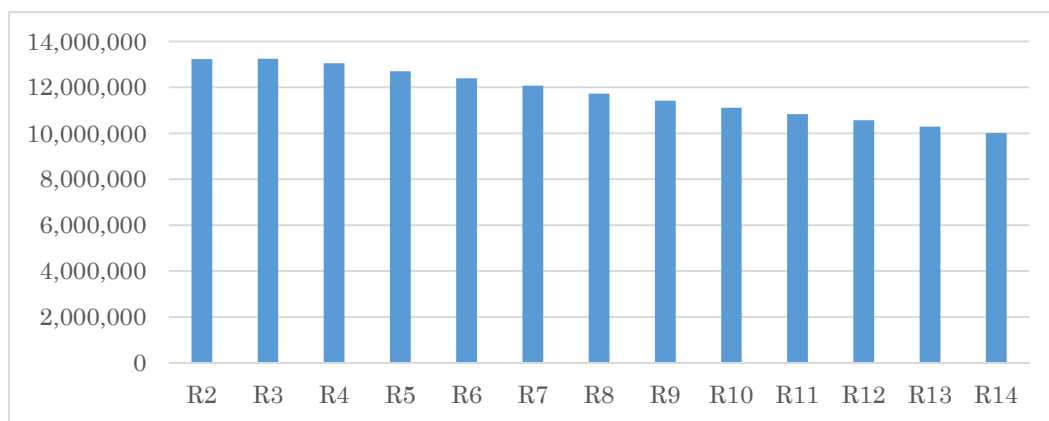
(4) 企業債について

下水道事業に充当する企業債は 30 年償還（うち 5 年据置）で長期にわたって償還することとなるため、既借入企業債の償還に加え、新規に借り入れる企業債の償還が積み重なっていくことになります。

下水道事業はその性格上、先行投資が多額となる事業であり、供用開始当初は有収水量が少なく、処理原価が著しく高くなる傾向にあります。さらに、下水道施設（管渠）の法定耐用年数は 50 年であるにも係らず、企業債償還期間は 30 年（5 年据置の 25 年償還）となっていることから、世代間の負担を公平とするために、企業債の元金償還金の一部を後年度に繰り延べて、資本費平準化債を借り入れることができます。そのため、経営計画においても、資本費平準化債の借入を行う予定であることを確認しました。

しかしながら、グラフ 4 のとおり、事業を継続していく上で最低限度の借入を実施していくことで、令和 14 年度末の企業債残高は令和 2 年度末より 36 億円減少し、約 100 億円となる見込みであることを確認しました。

単位：千円



グラフ 4 企業債残高の見通し

(5) 組織の見通し

下水道事業に係る人員数は、直近 10 年の組織体制の見直しにより減少の一途を辿っています。さらに、令和 2 年度の公営企業会計化に伴い、従来複数部署で管理していた事業を下水道整備課で一括管理する体制へ移行しています。令和 3 年度以降は、令和 2 年度と比較し 0.9 名（常勤職員 1.9 名減，会計年度任用職員 1 名増）の削減を図り，これを維持していく見込みであることを確認しました。

表 1 下水道事業職員数の推移

(単位: 人)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4～
職員数	20.4	20.4	21.4	24.4	24.4	23.4	20.4	19.4	18.4	19.4	17.4	18.4	18.4	18.4	17.4	17.0	16.1	16.1
うち、汚水のみ	17.3	17.3	18.3	21.3	21.3	20.3	17.3	16.3	15.3	16.3	14.3	15.3	15.3	15.3	14.3	13.9	13.0	13.0

※R3以降の職員数には会計年度任用職員1名を含む

(6) 経費の見通しについて

経費の見通しについては、次の事項について、確認しました。

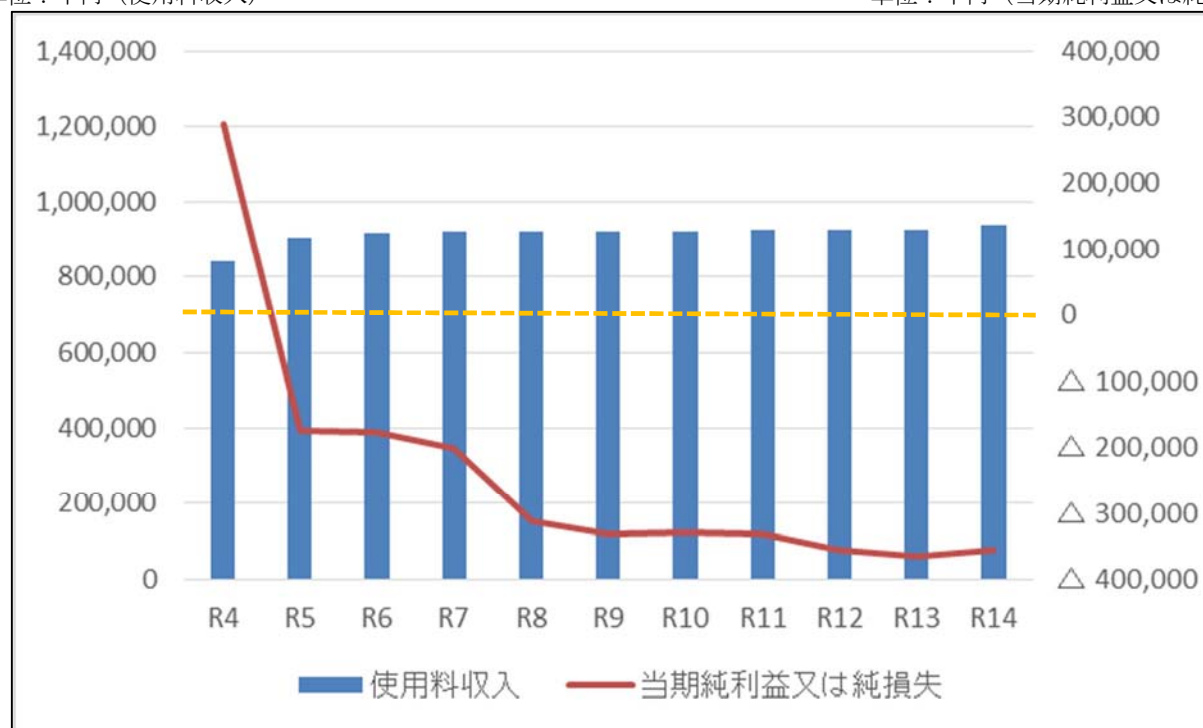
- ① 人件費は（5）組織の見通しに基づき，計画職員数に単価を乗じて算出されています。
- ② その他委託料・修繕費等の経費は，令和 2 年度決算の実績に基づき，将来的に最低限度必要であると考えられる費用が計上されています。
- ③ 減価償却費は，地方公営企業法に基づき，固定資産ごとの耐用年数に応じて各年度の償却予定額が計上されています。

(7) 経営計画について

以上の審議内容に基づいた経営計画は、グラフ5のとおりです。将来的な使用料収入と当期純利益又は純損失の見通しを示しています。

単位：千円（使用料収入）

単位：千円（当期純利益又は純損失）



グラフ5 使用料収入と当期純利益又は純損失の推移（現行使用料体系の場合）

3 下水道使用料の改定について

(1) 現在の下水道使用料体系について

下水道使用料の算出基準の違いにより、上水道が整備され水道メーターの水量に応じ下水道使用料を算出している旧三原・本郷地区と、上水道の未普及区域が多いことから水量に応じた下水道使用料算出が困難であり人頭制をとっている大和地区とに分かれています。このため、三原市全体で使用料の算出基準を統一することが困難な状態です。

表2 事業別使用料単価及び使用料体系

事業	地区	使用料（税抜）	使用料体系
公共下水道事業	旧三原・本郷地区	2,500 円/20 m ³	従量制
特定環境保全公共下水道事業	本郷町船木地区外	2,500 円/20 m ³	従量制
	大和地区	2,500 円/1 世帯 1 人	人頭制
漁業集落排水事業	旧三原地区	2,500 円/20 m ³	従量制
農業集落排水事業	大和地区	2,500 円/1 世帯 1 人	人頭制
小型浄化槽事業（市町設置型）	大和地区	2,500 円/1 世帯 1 人	人頭制

(2) 下水道使用料体系の改定案について

公共下水道事業の使用料体系は、家庭用・事業用にかかわらず従量制のうち累進制を採用し、汚水排水量が増えるほど、使用料単価が高くなるよう設定されています。三原市下水道事業の使用料収入のうち、約9割は従量制を採用する公共下水道事業の使用料収入です。

このため、下水道使用料の改定を検証するにあたり、公共下水道事業の使用料体系について、基本料金と超過料金の料金改定の負担割合を変えた次の3パターンで試算を行い、一般家庭・企業に公平に負担を求める一律30%増の料金改定を採用すべきと判断しました。

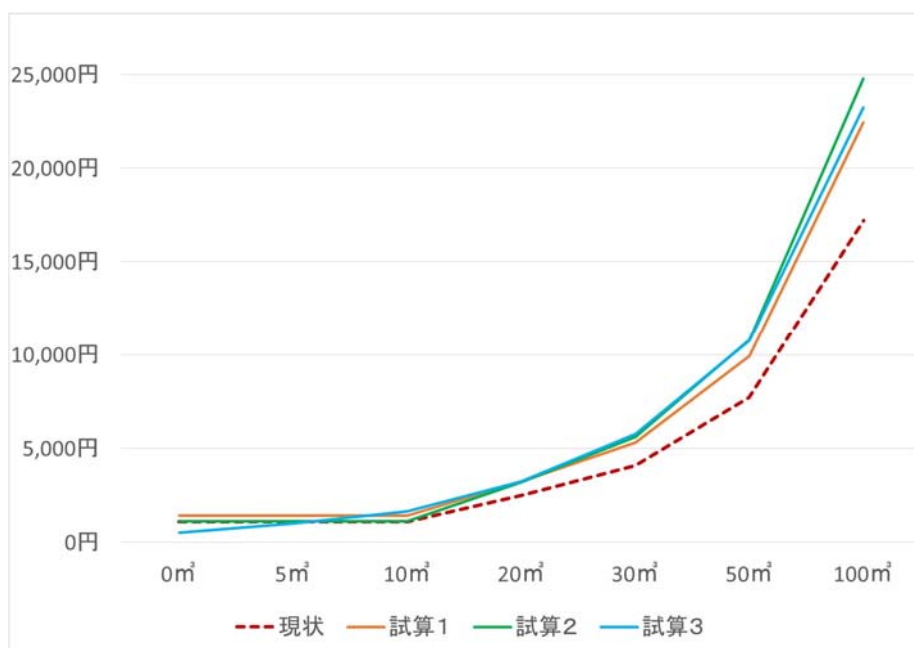
試算1：基本料金、超過料金一律に30%増の改定

試算2：基本料金は現行どおり、超過料金のみを増額改定、全体で30%増の改定

試算3：基本料金を水量なしで500円（税抜き）、1 m³から超過料金、全体で30%増の改定

表3 月平均使用水量に応じた下水道使用料（税抜）

	0 m ³	5 m ³	10 m ³	20 m ³	30 m ³	50 m ³	100 m ³
現状	1,100 円	1,100 円	1,100 円	2,500 円	4,100 円	7,700 円	17,200 円
試算1	1,430 円	1,430 円	1,430 円	3,230 円	5,330 円	9,930 円	22,430 円
試算2	1,100 円	1,100 円	1,100 円	3,200 円	5,600 円	10,800 円	24,800 円
試算3	500 円	1,000 円	1,650 円	3,250 円	5,750 円	10,750 円	23,250 円



グラフ 6 月平均使用水量に応じた下水道使用料 (0～100 m³)

下水道使用料体系の改定案は表 4 のとおりです。

表 4 従量制の使用料表の改定案

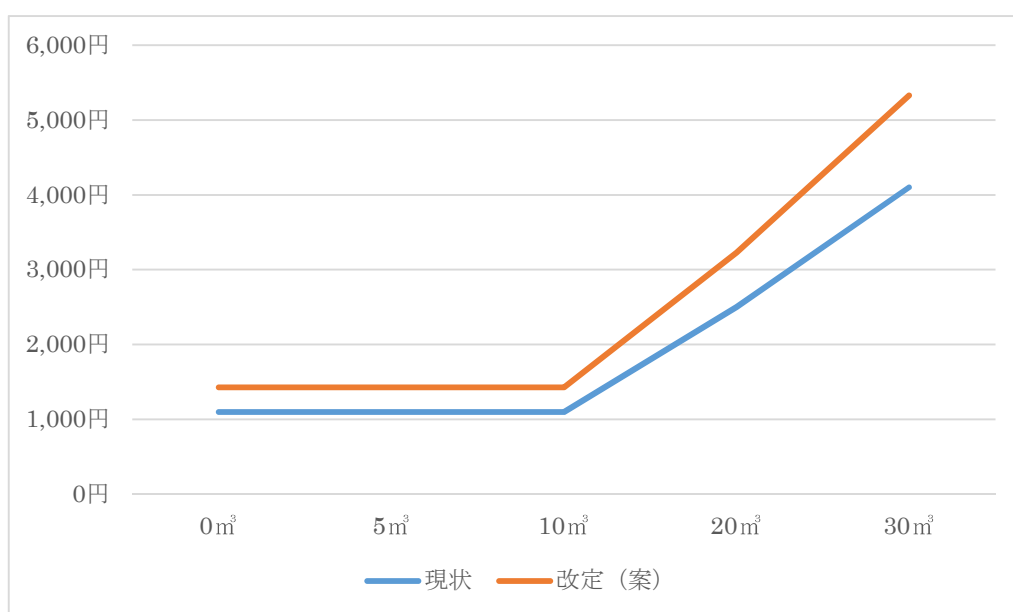
基本水量	基本料金		超過水量	超過料金 (税抜き円/m³)	
	現 行	改定案		現 行	改定案
10 m³まで	1,100 円	1,430 円	11 m³～20 m³	140 円	180 円
			21 m³～30 m³	160 円	210 円
			31 m³～50 m³	180 円	230 円
			51 m³～100 m³	190 円	250 円
			101 m³～	200 円	260 円

※人頭制を採用する大和地区の使用料単価も一律 30%増の料金改定とする。

表5 月平均使用水量別 下水道使用者の年間件数（令和2年度）

使用水量（m ³ ）	件数	割合
0～5	35,753	16.86%
6～10	37,421	17.65%
11～20	71,498	33.72%
21～30	43,869	20.69%
31～50	18,036	8.51%
51～100	3,057	1.44%
101～500	1,950	0.92%
501～1,000	249	0.12%
1,001～5,000	153	0.07%
5,001～10,000	21	0.01%
10,001～40,000	11	0.01%
計	212,018	100%

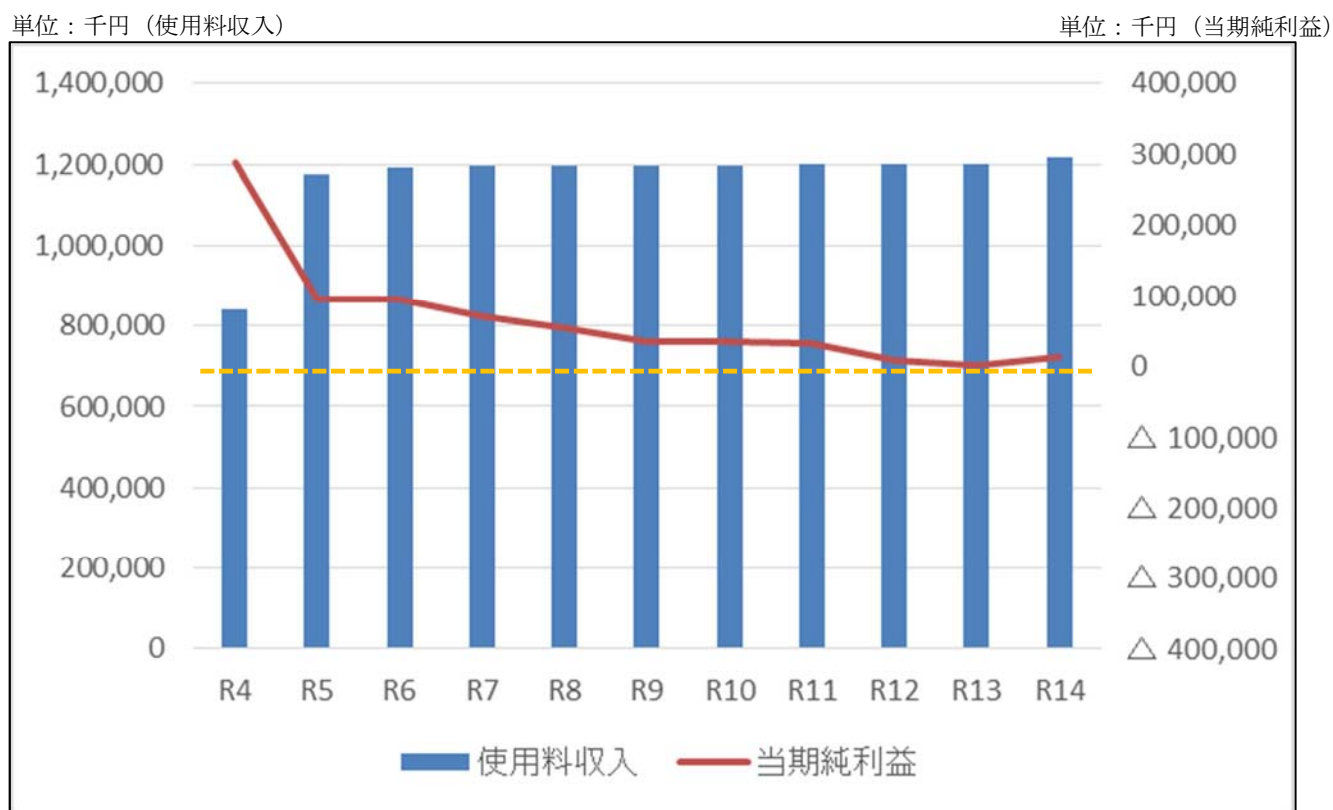
30 m³以下の使用者件数の割合は全体の88.92%



グラフ7 30 m³以下の下水道使用料の対比

表5は、令和2年度の月平均使用水量別の下水道使用者の割合を示したものです。毎月の使用水量が30 m³以下の方の割合が全体の88.92%となります。参考までに、30 m³以下の方について、現在の下水道使用料と一律30%増の料金改定（案）の使用料との対比を示したものが、グラフ7となります。例えば、使用者件数が一番多い、毎月20 m³の水を使用される方の下水道使用料は、現在の2,500円（税抜）/月から730円増加し、3,230円（税抜）/月となります。

下水道使用者に一律 30%増の下水道使用料を負担していただくことにより，令和 4～14 年度の計画期間内で当期純利益（黒字）が確保され，三原市下水道事業の安定的な経営を維持していくことができる見通しとなることを確認しました。（グラフ 8）。



グラフ 8 使用料収入と当期純利益の推移（料金改定を行う場合）

令和4年3月 当初検討案

下水道事業経営審議会答申を受けて、下水道使用料改定に係り次の事項を検討した。

1 改定率を抑える検討「一般会計からの繰入の扱い」について

- (1) 下水道事業の人口普及率は、市全体の人口に対し概ね半数であることから、下水道を使用していない市民と不公平感が生じるため、基準外繰入をすることは適切でない。
- (2) 下水道を整備しない区域の市民は、浄化槽の定期点検等の管理費を負担することに加え、下水道事業に対しても税等により負担をすることになり、基準外繰入を行うことは適切でない。

2 改定の時期を先延ばしする検討について

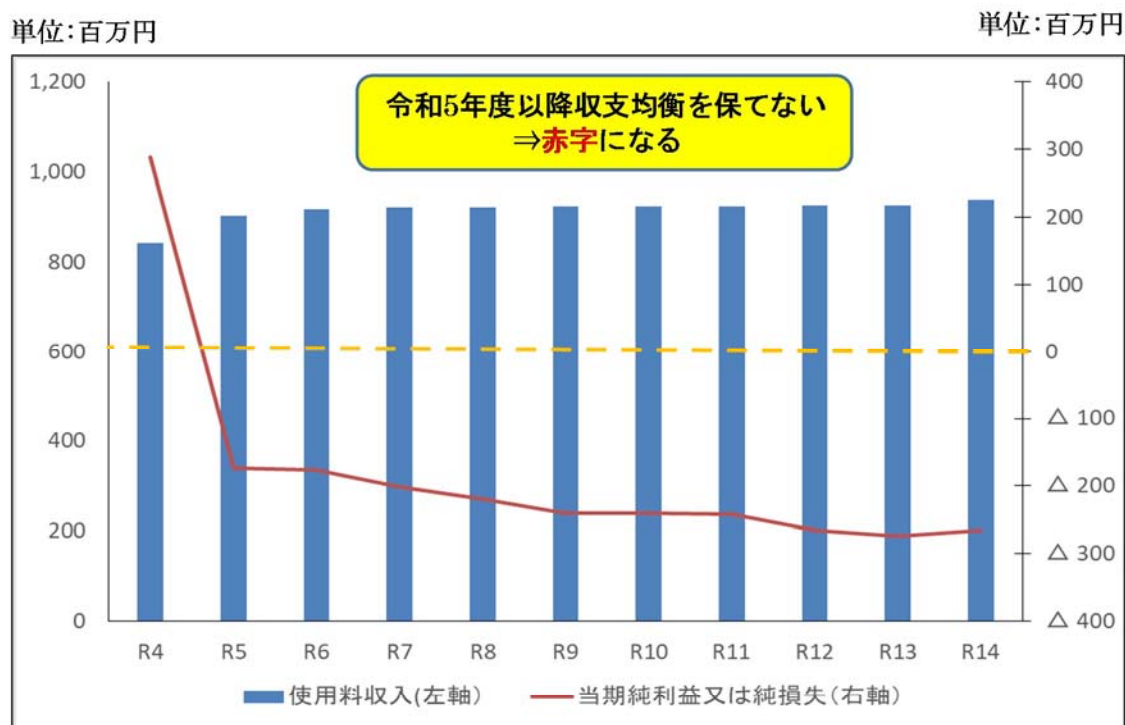


図1 料金改定しない場合(現料金体系:令和2年度実績ベース)

表1 使用料収入と当期純利益又は純損失の推移(現料金体系の場合:令和2年度実績ベース)

(単位:百万円)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
使用料収入	843	904	917	921	922	923	924	925	926	927	939
当期純利益 又は純損失	288	△ 174	△ 177	△ 201	△ 220	△ 240	△ 240	△ 242	△ 265	△ 274	△ 265

- 料金改定年度を先延ばしした場合、収入不足が生じ、市中銀行から借入を行なわざるを得ない状況となり、借入金が増えることとなる。
⇒下水道事業受益者に負担を強いることになる。
- 基準外繰入を行うとした場合。
⇒下水道を使用していない市民に負担をかけることになる。

3 改定を段階的に行う検討について

料金改定20%増の場合の損益試算(令和2年度実績ベース)

単位:千円(使用料収入)

単位:千円(当期純利益又は純損失)

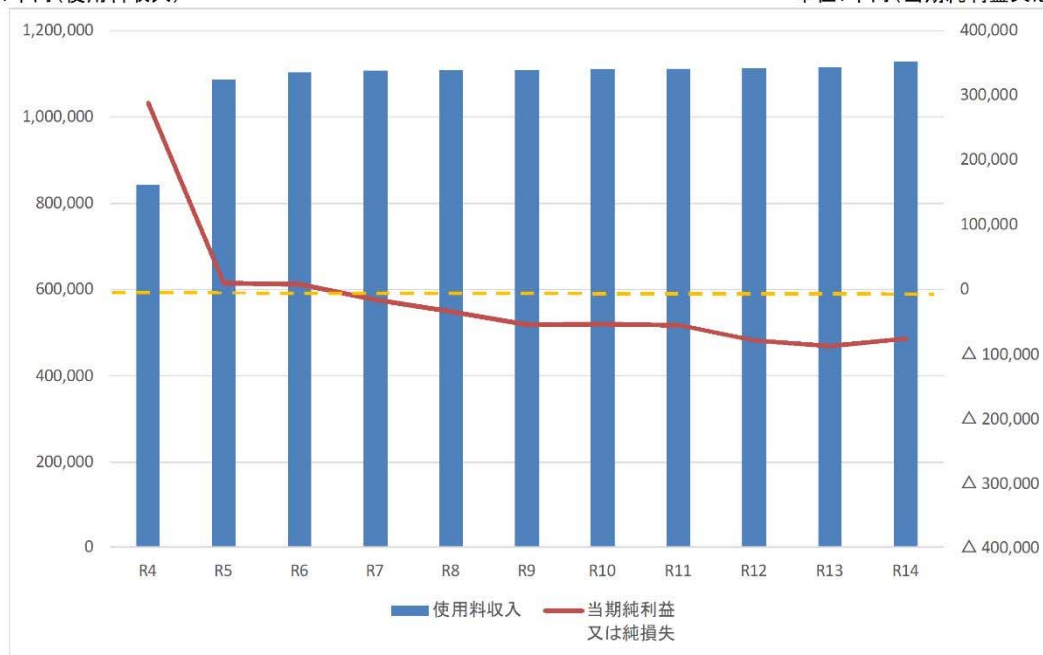


図2 料金改定20%増の場合の損益試算(令和2年度実績ベース)

表2 使用料収入と当期純利益又は純損失の推移(使用料収入20%増の場合)

単位:千円

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
使用料収入	842,573	1,087,279	1,102,863	1,106,765	1,107,918	1,109,071	1,110,234	1,111,387	1,112,551	1,113,705	1,128,500
当期純利益 又は純損失	288,079	9,323	8,346	△ 15,444	△ 34,032	△ 53,990	△ 53,205	△ 55,383	△ 78,608	△ 87,369	△ 75,488

令和7年度以降, 当期純損失となる。
⇒計画期間内での黒字確保が保てない。

- 令和5年度から第1段階として, 20%増『現行 2,500 円/20 m³⇒改定後 3,000 円/20 m³』の下水道使用料の改定をした場合, 収支均衡となるのは, 令和6年度までで, 令和7年度からは, 収支均衡が保てなくなるため, 30%増の下水道使用料改定を行う必要がある。
- 令和5年度及び令和6年度の当期純利益はあるものの, 下水道使用料の約10%を占める大口事業者の使用水量に変動があった場合, 令和5年度から収支均衡が保てない脆弱性がある。また, 計画上見込んでない突発的な機器の故障等が発生した場合, 収支均衡が保てないため, 30%増の下水道使用料改定を行う必要がある。

4 検討結果について

1 から 3 について検討した結果, 審議会答申を尊重し, 下水道使用料の収益不足を補てんする繰入を行わず, 令和5年度から一律30%増の料金改定をせざるを得ない。

令和4年7月 再検討案

1 激変緩和（段階的な料金改定）について

再検討前提条件

- ア 公平性及び受益者負担の原則の考え方に基づくべきこととし、国が示す繰出基準に基づかない一般会計繰入を行わないこととした、審議会の答申書の考え方を尊重し基準外繰入は行わない。
- イ 各年度において収支均衡を図る。

単位：百万円

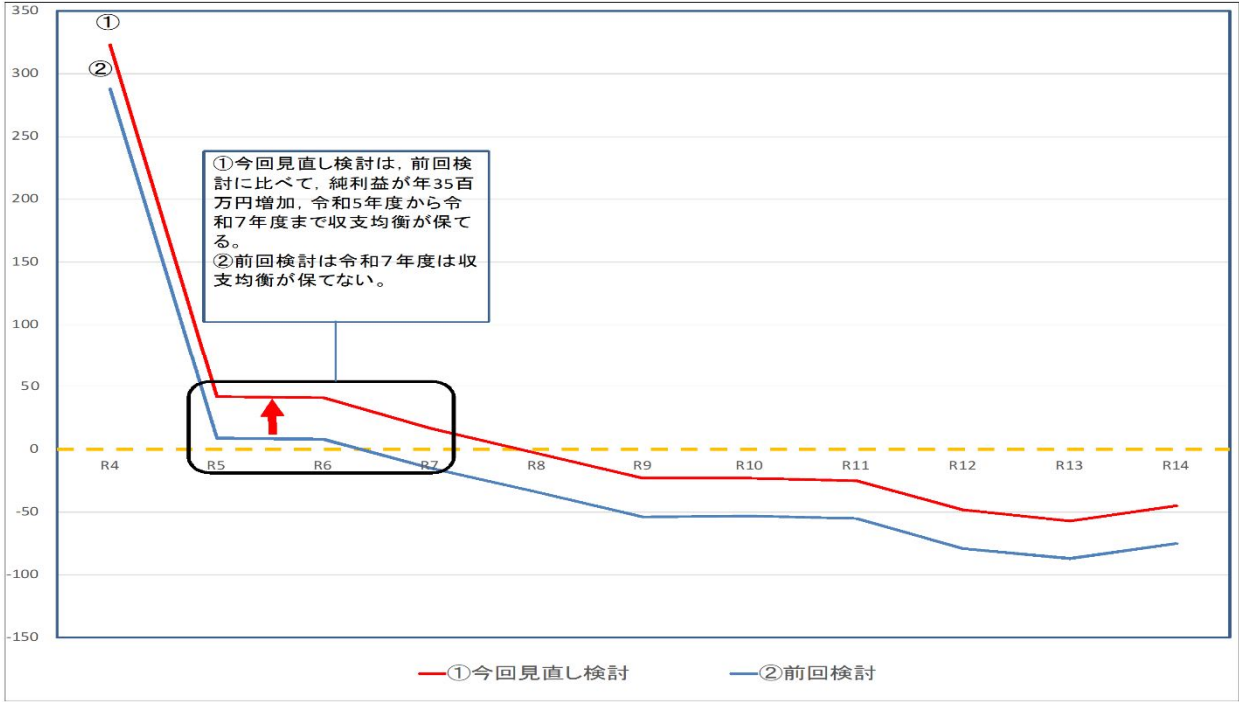


図1 料金改定20%増の場合の損益推移

表1 料金改定20%増の収支計画表(今回見直し)

(単位:千円)

項目	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
ア 総収益		2,312,119	2,024,958	2,011,499	1,972,056	1,949,131	1,924,996	1,925,335	1,920,744	1,891,071	1,872,952	1,875,839
イ うち、料金収入		842,573	1,084,761	1,100,335	1,104,228	1,103,424	1,104,566	1,105,720	1,106,862	1,108,014	1,109,159	1,123,865
ウ 総費用		1,989,040	1,983,118	1,970,610	1,954,931	1,952,516	1,948,315	1,947,843	1,945,406	1,938,935	1,929,551	1,920,610
エ 純利益または純損失		323,079	41,840	40,889	17,125	△ 3,385	△ 23,319	△ 22,508	△ 24,662	△ 47,863	△ 56,599	△ 44,771

- (1) 前回検討では、令和5年度から現行比20%増とする下水道使用料改定をした場合、令和6年度まで収支均衡が保てるが、各年度の黒字幅が小さいため、激変緩和を行わないと判断した。(図1-②)
- (2) 今回激変緩和をするため、広島県沼田川流域下水道への管理費負担金について、過去5年間の実績に基づき、年3,500万円の費用を削減すれば、令和5年度から令和7年度まで収支均衡が保たれる。(図1-①)

2 大和地域と三原・本郷地域の料金格差解消について

(1) 現状

- ・下水道使用料算定方法は、三原・本郷地域が従量制であるのに対して、大和地域は上水道が整備途中であることから人頭制を採用しており、算定方法に違いがある。
- ・三原・本郷地域と大和地域の下水道使用料金については、三原・本郷地域は全て污水处理場で集合処理していることに対して、大和地域は、約半数が各家庭に設置している合併浄化槽による個別処理をしているため、維持管理費が三原・本郷地域より高くなっていることから、使用料金の水準に違いがある。
- ・大和地域の特定環境保全公共下水道区域及び農業集落排水事業区域（以下「集合処理区域」という。）と三原・本郷地域で、同一世帯規模の下水道使用料（家庭）を比較したとき、大和地域は三原・本郷地域と比べ高い水準にある。
- ・大和地域の小型浄化槽については、市が小型浄化槽を設置し維持管理を行い、使用者から下水道使用料を徴収する小型浄化槽（市設置型）事業を実施しているのに対し、三原・本郷・久井地域については、小型浄化槽は個人負担で設置され維持管理されている。

(2) 検討内容

- ・大和地域の集合処理区域における下水道使用料（家庭）については、「三原市井戸水等の使用水量の認定及び取扱要綱」を採用し算定すれば、三原・本郷地域との下水道使用料の格差が解消される。
（1世帯4人の場合は26 m³、世帯人員が1人増減するごとに6 m³を加減した使用水量を基に算定した下水道使用料とする。）
- ・大和地域の個別処理区域（小型浄化槽（市町設置型））における下水道使用料については、三原市の1世帯あたりの平均人員である1世帯2人で比較すると、現行の下水道使用料では、三原・本郷・久井地域の維持管理費負担の方が高く、下水道使用料現行比30%増とした場合、ほぼ同水準となる。

表2 浄化槽維持管理費に対する費用負担の比較（2人世帯・5人槽）（金額は税込み）

項 目	現 行	下水道使用料 現行比 30%増
大和地域下水道使用料 ※1	30,240 円/年	42,912 円/年
三原・本郷・久井地域維持管理費	43,000～45,000 円/年	

※1 電気代相当額控除後の金額。

3 再検討結果について

- ・激変緩和（令和5年度から令和7年度までは、現行比20%増）と、大和地域と三原・本郷地域の料金格差解消の実施について、収支計画を試算した結果、図2及び表3のとおりとなり、計画期間内の収支均衡は保てる。

単位：百万円

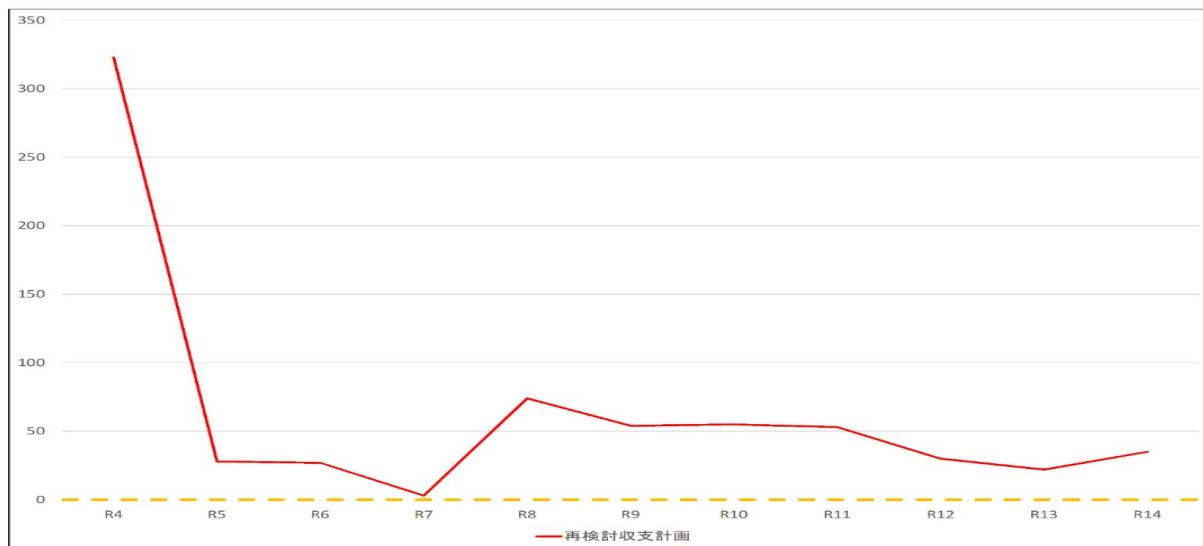


図2 再検討による見直しを反映した収支計画による損益の推移

表3 再検討による見直しを反映した収支計画表

(単位: 千円)

項目 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
ア 総収益	2,312,119	2,010,784	1,997,478	1,958,189	2,026,232	2,002,364	2,002,971	1,998,647	1,969,243	1,951,395	1,955,682
イ うち、料金収入	842,573	1,070,587	1,086,314	1,090,361	1,180,525	1,181,934	1,183,356	1,184,765	1,186,186	1,187,602	1,203,708
ウ 総費用	1,989,040	1,983,118	1,970,610	1,954,931	1,952,516	1,948,315	1,947,843	1,945,406	1,938,935	1,929,551	1,920,610
エ 純利益または純損失	323,079	27,666	26,868	3,258	73,716	54,049	55,128	53,241	30,308	21,844	35,072

以上を踏まえ、次のとおり、経営戦略改定（案）を見直す。

【激変緩和について】

- ・令和5年度から令和7年度の3ヶ年は下水道使用料を現行比20%増とし、令和8年度から現行比30%増とする。

【大和地域における下水道使用料の算定方法について】

- ・大和地域の集合処理区域の家庭については、「三原市井戸水等の使用水量の認定及び取扱要綱」を採用し、1世帯4人の場合は26 m³、世帯人員が1人増減するごとに6 m³を加減した使用水量を基に算定する。
- ・大和地域の集合処理区域の事業所については、現行のとおりとする。
- ・大和地域の個別処理区域については、現行のとおりとする。

下水道使用料改定(案)

1 使用料の料金改定について

(1) 三原・本郷地域の具体的な料金改定の内容(案)は、表1、図1のとおり。

表1 使用料表の改定(案)(税抜表示)

基本料金				超過料金			
基本水量	現行	改定(案)		超過水量	(税抜円/㎡)		
		令和5年度 ～ 令和7年度	令和8年度～		現行	改定(案)	
						令和5年度 ～ 令和7年度	令和8年度～
10㎡まで	1,100円	1,320円	1,430円	11㎡～20㎡	140円	170円	180円
				21㎡～30㎡	160円	190円	210円
				31㎡～50㎡	180円	220円	230円
				51㎡～100㎡	190円	230円	250円
				101㎡～	200円	240円	260円

汚水量 (1ヶ月あたり)	10㎡	20㎡	30㎡	50㎡	100㎡	200㎡
イメージ						
現使用料	1,100円	2,500円	4,100円	7,700円	17,200円	37,200円
改定(案) 令和5年度～令和7年度	1,320円 (+220円)	3,020円 (+520円)	4,920円 (+820円)	9,320円 (+1,620円)	20,820円 (+3,620円)	44,820円 (+7,620円)
改定(案) 令和8年度～	1,430円 (+110円)	3,230円 (+210円)	5,330円 (+410円)	9,930円 (+610円)	22,430円 (+1,610円)	48,430円 (+3,610円)

図1 従量制(三原・本郷地域)の汚水量に応じた料金改定案のイメージ図(税抜表示)

(2) 大和地域の具体的な料金改定の内容

ア 特定環境保全公共下水道区域・農業集落排水事業区域の家庭における具体的な料金改定の内容(案)は、表2のとおり。

表2 使用料表の改定(案)(税抜表示)

世帯割			世帯人員割(改定前)⇒使用水量認定(改定(案))				使用料合計		
現行	改定(案)		世帯人数	現行	改定(案)		現行	改定(案)	
	令和5年度 ～ 令和7年度	令和8年度～			令和5年度 ～ 令和7年度	令和8年度～		令和5年度 ～ 令和7年度	令和8年度～
1,800円	—	—	1人	700円	1,320円(8㎡)	1,430円(8㎡)	2,500円	1,320円(8㎡)	1,430円(8㎡)
			2人	1,400円	2,000円(14㎡)	2,150円(14㎡)	3,200円	2,000円(14㎡)	2,150円(14㎡)
			3人	2,100円	3,020円(20㎡)	3,230円(20㎡)	3,900円	3,020円(20㎡)	3,230円(20㎡)

イ 小型浄化槽（市町設置型）区域の家庭における具体的な料金改定の内容(案) は、表3のとおり。

表3 使用料表の改定(案)(税抜表示)

世帯割			世帯人員				使用料合計		
現行	改定(案)		世帯人数	現行	改定(案)		現行	改定(案)	
	令和5年度 ～ 令和7年度	令和8年度～			令和5年度 ～ 令和7年度	令和8年度～		令和5年度 ～ 令和7年度	令和8年度～
1,800円	2,160円	2,340円	1人	700円	840円	910円	2,500円	3,000円	3,250円
			2人	1,400円	1,680円	1,820円	3,200円	3,840円	4,160円
			3人	2,100円	2,520円	2,730円	3,900円	4,680円	5,070円

ウ 事業所等における具体的な料金改定の内容(案)

令和5年度から令和7年度については、現行比20%増とし、令和8年度からは、現行比30%増とする。